

多文化共生の推進に関する研究会（第4回）

議事次第

日時：令和2年3月17日（火）

13:30～15:30

場所：中央合同庁舎2号館地下2階
第1、2、3会議室

議事

- 1 外国人児童生徒等の教育及び日本語教育について
- 2 医療、保健、福祉サービスの提供環境の整備等について
- 3 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告

（配付資料）

- 資料 1 第4回研究会資料
- 資料 2 外国人児童生徒等教育の現状と課題
（文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
発表資料）
- 資料 3 文化庁における日本語教育施策について
（文化庁国語課 発表資料）
- 資料 4 医療・保健・福祉について
（厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室、厚生労働省保険局国民健康保険課発表資料）
- 資料 5 地方公共団体が策定している多文化共生に係る指針・計画等の調査結果報告
（株式会社NTTデータ経営研究所報告資料）



第4回研究会資料

令和2年3月17日
自治行政局国際室

【目次】

「地域における多文化共生推進プラン」における生活支援 (教育、医療等)	...	1
総合的対応策(改訂)における教育、医療等に関する施策	...	4
多文化共生事例集 ～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～	...	12

地域における多文化共生推進プラン

1、2 〔略〕

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策
〔略〕

(1) 〔略〕

(2) 生活支援

① 〔略〕

② 教育

ア. 学校入学時の就学案内や就学援助制度の多様な言語による情報提供

小中学校の入学や学校生活および就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、入学の前段階から外国人住民が有効に活用できるよう、多様な言語で周知すること。

イ. 日本語の学習支援

日本語による学習の効果を高めるために、加配教員の配置など正規の課程内での対応のほかに、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなど課外での補習を行うこと。

ウ. 地域ぐるみの取組

親子間のコミュニケーションギャップ、さらには、保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどが課題となっており、これらの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO、NGO、自治会、企業等、地域ぐるみの取組を促進すること。

エ. 不就学の子どもへの対応

学校に通っていない、または学校からドロップアウトした不就学の子どもの実態を把握した上で、外国人の子どもが未来への希望を持ち、その力を日本の地域社会においても最大限発揮できるような教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する取組を講じること。

オ. 進路指導および就職支援

外国人生徒の高校・大学進学への進路指導や就職支援に取り組むこと。

カ. 多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進
児童生徒を対象として、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進すること。

キ. 外国人学校の法的地位の明確化
各種学校および準学校法人の認可は都道府県知事の権限とされていることから、外国人学校の法的地位の明確化をはかるため、地域の実情に応じて、各種学校および準学校法人の認可基準の緩和について検討すること。

ク. 幼児教育制度の周知および多文化対応
保育所とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り組むこと。

③ [略]

④ 医療・保健・福祉

ア. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供
地域に外国語対応が可能な病院や薬局がある場合には、広報誌等において外国人住民への積極的な情報提供を行うこと。

イ. 医療問診票の多様な言語による表記
診療時の医療問診票等を多言語表記とし、外国人住民が診療時に安心して医療を受診できるようにすること。

ウ. 広域的な医療通訳者派遣システムの構築
広域的な医療通訳者派遣システムを構築し、外国人住民にかかわる医療通訳者のニーズと、広域に存在する医療通訳者にかかわる人的資源の効果的なマッチングを図ること。

エ. 健康診断や健康相談の実施
外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、医療通訳者等を配置することとし、開催にあたっては多様な言語による広報を行うこと。

オ. 母子保健および保育における対応
多様な言語による母子手帳の交付や助産制度の紹介、両親学級の開催などを行うとともに、多様な言語による情報提供や保育での多文化対応を通して、保育を必要とする世帯への支援策を講じること。

カ. 高齢者・障害者への対応

介護制度の紹介やケアプラン作成時の通訳者派遣など、多様な言語による対応や文化的な配慮が求められる場合があることから、その対応方策を検討すること。

⑤、⑥ 〔略〕

(3)、(4) 〔略〕

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）

令和元年12月20日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議

※日本語教育、医療の主な関係箇所を抜粋

I 基本的な考え方 〔略〕

II 施策

1 〔略〕

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1)～(3) 〔略〕

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

【現状認識・課題】

外国人材に対する需要が高まる中、各国において日本語能力を有する有為な人材が持続的に輩出されるようにするためには、現地における日本語教育の充実を図ることが必要であり、日本語能力を適切に測ることのできる試験の実施、適切なカリキュラムと教材の開発、日本語教師の育成と現地への専門家派遣等を通じた体制整備を進める必要がある。

また、特定技能制度について、適切な情報を国外において広報する必要がある。

【具体的施策】

- 日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を踏まえつつ確認できるテストとして、国際交流基金において、日本語能力試験の開発・実施で培った知見を活用して新たに開発したC B T（Computer Based Testing）形式による「国際交流基金日本語基礎テスト（J F T－B a s i c）」を、人材受入れのニーズ等を踏まえ実施を推進する。〔外務省〕《施策番号 32》
- 「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「J F 日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材の開発及び普及を進める。〔外務省〕《施策番号 33》
- 現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本からの日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキ

ュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進める。〔外務省〕《施策番号 34》

○ 各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援（教材調達、教師の確保等）するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成・派遣し教育機関への巡回指導・支援を行う。〔外務省〕《施策番号 35》

○ 日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図る。〔外務省〕《施策番号 36》

○ 特定技能制度の円滑な運用のため、人材受入れのニーズの高い国の言語による広報動画及びパンフレットの作成等を行い、送出国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。〔法務省、外務省、厚生労働省〕《施策番号 37》

○ 就労を希望する外国人や外国人の雇用を希望する企業に対して、効果的に特定技能制度を周知する観点から、在外公館と連携しつつ、海外（地方都市を含む）において、外国人本人や送出国等を対象に特定技能制度に係る説明会を分野所管省庁とともに実施する。

あわせて、国内においても、地方都市を巡回し外国人本人、受入れ企業等対象別に説明会を分野所管省庁とともに開催する。〔法務省、外務省〕《施策番号 38》

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 〔略〕

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上等、外国人が安心して医療サービス等を受けることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

- 電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号 55》
- 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号 56》
- 医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを引き続き周知する。〔厚生労働省〕《施策番号 57》
- 既に作成済みの「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を必要に応じて改訂し、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図るとともに、「医療通訳認証の実用化に関する研究」により、医療通訳の質の向上を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 58》
- 都道府県が公表する薬局に関する情報について、現在実施中の調査を踏まえ、全国統一的な検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 59》
- 過去に医療費の不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いの発生を抑止する。
高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、特定技能外国人の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。〔厚生労働省（経済産業省）、法務省〕《施策番号 60》
- 外国人についても、引き続き、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、風しんに関する追加的な対策の対象とする。また、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻疹・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（13 か国語）で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進める。〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号 61》

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号 62》
- 外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。〔内閣府（子ども・子育て）、厚生労働省〕《施策番号 63》

(2) ②～⑤ 〔略〕

(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

- 就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。
また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、「特定技能」の在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくり等、地域における日本語教育を推進するとともに、先進的な取組を行うNPO等への支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 80》
- 日本語教室空白地域の解消のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行うとともに、日本語教室の設置が困難な

地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自習できる I C T 教材（14 か国語）を開発し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕《施策番号 81》

- 放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。〔文部科学省〕《施策番号 82》
- 我が国を訪れる外国人が日常生活、職場等で使用できる日本語を学習できるよう、日本放送協会（NHK）が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関（在外公館、地方公共団体、教育機関、関係省庁等）において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けて、我が国を訪れる外国人やその受入れ企業等に対し周知を実施する。〔総務省、経済産業省等関係省庁〕《施策番号 83》
- 夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、平成 31 年 4 月現在、全国 9 都府県 27 市区に 33 校が設置されている。生徒の約 8 割は外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。

このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や第 3 期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。また、教員の日本語指導の資質向上、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用等を通じて夜間中学の教育活動の充実等に向けた取組を進める。〔文部科学省〕《施策番号 84》
- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 85》
- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成 31 年 3 月文化審議会国語分科会）を踏まえ、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層図るとともに、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体

の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号 86》

- 関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕《施策番号 87》
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。〔厚生労働省〕《施策番号 88》
- 技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、実際の現場で使用する語彙や表現を学ぶための e-learning 教材を開発、提供する。〔厚生労働省〕《施策番号 89》

(4) 外国人の子供に係る対策

【現状認識・課題】

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものであり、その一人ひとりの日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければならない。

しかし、公立学校においては、日本語能力を十分に有していないにもかかわらず、特別の配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が約 2 割という実態があり、外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保するとともに、教員等の資質・能力の向上を図ることが必要不可欠となっている。

また、外国人の高校生等について、学校生活への不適應や学習意欲の低下、生徒が問題を相談できる体制が不十分であること、生徒自身が将来のビジョンを持ってないこと等による中退等の課題も存在している。

【具体的施策】

- 外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てができるように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行い、今後、自治体へ周知する。〔厚生労働省〕《施策番号 90》
- 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう引き続き要請する。また、平成 30 年 9 月 14 日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方や学校・家庭

との連携について、地方公共団体に対して改めて周知し、放課後児童クラブにおいて、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう引き続き要請する。〔厚生労働省〕《施策番号 91》

- 調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握し、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集した上で、好事例等の横展開を引き続き行う。〔厚生労働省〕《施策番号 92》

- 公立学校において、令和 8 年度には日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施、きめ細やかな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といった ICT を活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、母語・母文化の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体における NPO や企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。

また、中央教育審議会において、これら現状の施策を踏まえつつ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について検討を進める。〔文部科学省〕《施策番号 93》

- 教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、日本語初期指導、中期・後期指導、JSL カリキュラムによる指導等の系統的な日本語指導を実践するための体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成等、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、各地方公共団体を実施する研修への指導者派遣等を行う取組、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。

あわせて、外国人児童生徒等に対して指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、多様な人材の確保や全国的な研修機会の確保という観点も踏まえつつ、有効な方策について検討を行う。〔文部科学省〕《施策番号 94》

- 外国人生徒等の進学状況、中退率、進路状況等に関する実態を踏まえ、中学校・高等学校において将来を見通した進路指導が提供されるよう、日本語指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進める。

公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮（ルビ、辞書の持ち込み、特別入学枠の設置等）について、地域の実情に応じて充実が図られるように促す。〔文部科学省〕《施策番号 95》

- 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。

また、「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年9月）により把握した就学状況に係る課題の整理や好事例の普及を行うとともに、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。

さらに、就学に関する情報提供を市区町村の教育委員会が住民基本台帳担当部署等と連携して行う等、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進する。〔文部科学省〕《施策番号 96》

- 日本の義務教育を修了し高校卒業後に就労を希望する外国人の日本社会への定着が円滑に行われるよう、必要な在留資格の明確化等について関係省庁と共に検討を行う。〔文部科学省、法務省〕《施策番号 97》

- 補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日本人と同様、必要に応じて保護者同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。〔警察庁〕《施策番号 98》

- 言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。

特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。

あわせて、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の在り方について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発信に努める。〔文部科学省〕《施策番号 99》

(5)～(7) 〔略〕

4 〔略〕

多文化共生事例集

～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～

< 抜粋 >

多文化共生事例集作成ワーキンググループ



2017年 3月

①居住

外国人住民の入居にあたって、敷金や礼金などの日本特有の住慣習やゴミの処理方法などの地域における生活ルール等、生活習慣の差異に起因するトラブルが起こりやすい。

民間住宅に関する情報提供や生活相談への対応、地域全体でのサポートは、地方自治体が直接関わることのできない場面が多く、NPOやその他関連団体との協力により進めていく例が多い。本事例集では、NPOや公益財団法人が取り組んでいる先進的な取組を紹介する。

②教育

長期間在留する外国人の増加に伴い、外国人の子どもも増加し、学校教育の問題は喫緊の課題となっている。外国人の子どもに対しては、日本語教育と教科教育の両方のサポートを考慮する必要がある。また、外国人の子どもが学校で孤立したり、いじめにあったりして居場所を失う問題、様々なルーツを持つ子どもたちのアイデンティティの問題、保護者の不安定な雇用環境に伴う経済問題、さらには保護者の日本語能力や日本の教育制度への理解が十分でなく、学校と保護者の間でうまくコミュニケーションが取れないことをはじめとする様々な理由により、不就学の子どもが生まれてしまう問題など、その課題や背景は複雑化している。

これらの課題に対し、外国人の子どもが日本の学校生活に戸惑わずに早期に適応できるようにするため、就学前の子どもを対象に行う「プレスクール」の取組が注目されている。また、子どもへの支援には保護者の理解や日本語能力が重要であることから、子どもだけでなく保護者も対象とした取組や、子どもの居場所づくりへの取組など、課題解決に向け、各地域の実情に合わせた取組を紹介する。

③労働環境

多文化共生の推進において、外国人の労働環境の整備は重要な役割を占めるが、労働環境は雇用主と被用者たる外国人との関係から

決まることから、地方自治体やNPOなどの公的団体が直接関わる機会が少ない。

人口減少社会においては、産業の現場において外国人が重要なポストに就くようになるなど、その存在が増加する傾向にあると考えられる。国においても高度人材の活用や技能実習制度の拡充が本格化する中、日本語能力の低さが就職に支障をきたしたり、職場内で良好なコミュニケーションをとることができないなど、外国人が新たに就労するにあたっての課題は未だに多い。

地域産業の原動力として地域の発展に貢献してもらうことが外国人のみならず地域社会にとっても重要となっていることを踏まえ、地方自治体や各団体が行っている外国人住民の就労支援や労働環境の改善にかかる取組を紹介する。

④医療・保健・福祉

「はじめに」でも述べた通り、永住者がこの10年で倍増したことに代表されるように、長期間在留する外国人は近年増加している。これに伴い、主な国籍別に見ても、韓国・朝鮮人やブラジル人をはじめ、高齢化が進んでいる実態がうかがえる（下記参考の通り）。

これにより、ライフステージが多様化し、入院、出産や子どもの健康など、外国人住民が日本の医療や福祉サービスの受給者となる場面が増えている。また、外国人観光客をはじめとする訪日外国人も急増しており、医療通訳のニーズは大きくなる一方である。

そこで、外国人住民の医療・保健・介護に関する課題に対する、各地の医療・福祉関係機関や地方自治体における取組を紹介する。

（参考）在留外国人の総数に占める65歳以上の世代の変化（括弧内は割合）

	2005年	2015年
全体	110,743人(5.5%)	→ 153,735人(6.9%)
韓国・朝鮮人	90,265人(15.1%)	→ 118,283人(24.1%)
ブラジル人	2,440人(0.8%)	→ 5,437人(3.1%)
中国人	9,988人(1.9%)	→ 16,503人(2.3%)

（注1）法務省の在留外国人統計（旧登録外国人統計）による。

（注2）2005年は外国人登録者数、2015年は在留外国人数である。

（注3）2005年の「中国人」は台湾を含むものであることから、比較上、2015年についても同じ取扱とした。

（注4）「韓国人」と「朝鮮人」は、2005年は「韓国・朝鮮人」として合算して計上されていることから、比較上、2015年について

(2) 生活支援

②教育

- ◇ 外国人の子ども・サポートの会
外国人の子どもを対象とした日本語学習・教科学習の個別サポート …… 53
- ◇ NPO法人 NO BORDERS
外国人の子ども預かり支援 …… 55
- ◇ 公益財団法人 横浜市国際交流協会
横浜市南区・外国人中学生学習支援教室パン提供プロジェクト …… 57
- ◇ 公益財団法人 とやま国際センター
外国籍子どもサポートプロジェクト …… 59
- ◇ Wide International Support in Hamamatsu (WISH)
外国籍児童就学前学校体験教室「ぴよぴよクラス」及び就学後教育支援 … 61
- ◇ 浜松市国際課、静岡県多文化共生課
外国人の子どもの不就学に対する取組 …… 63
- ◇ NPO法人 シェイクハンズ
外国籍親子の放課後の居場所づくり・にじいろ寺子屋 …… 65
- ◇ 愛知県多文化共生推進室
外国人幼児向け日本語学習教材等の作成 …… 67
- ◇ 津市人権教育課
初期日本語教室「きずな」「移動きずな」「日本語指導ボランティア養成講座」 …… 69
- ◇ Minami こども教室実行委員会
Minamiこども教室 …… 71

(2) 生活支援

④医療・保健・福祉

- ◇ 公益財団法人 宮城県国際化協会
定住外国人とともに学ぶ実践介護塾 …………… 85
- ◇ NPO法人 多言語社会リソースかながわ (MICかながわ)
かながわ医療通訳派遣システム事業 …………… 87
- ◇ 多文化社会の保健医療を考える会 JUNTOS
外国籍児童とその家族への支援 …………… 89
- ◇ NPO法人 にほんご豊岡あいうえお
「あいうえお子育てネット」 …………… 91
- ◇ NPO法人 神戸定住外国人支援センター
外国人高齢者支援 …………… 93
- ◇ 公益財団法人 鹿児島県国際交流協会
病院体験ツアー …………… 95

外国人児童生徒等教育の現状と課題

令和2年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

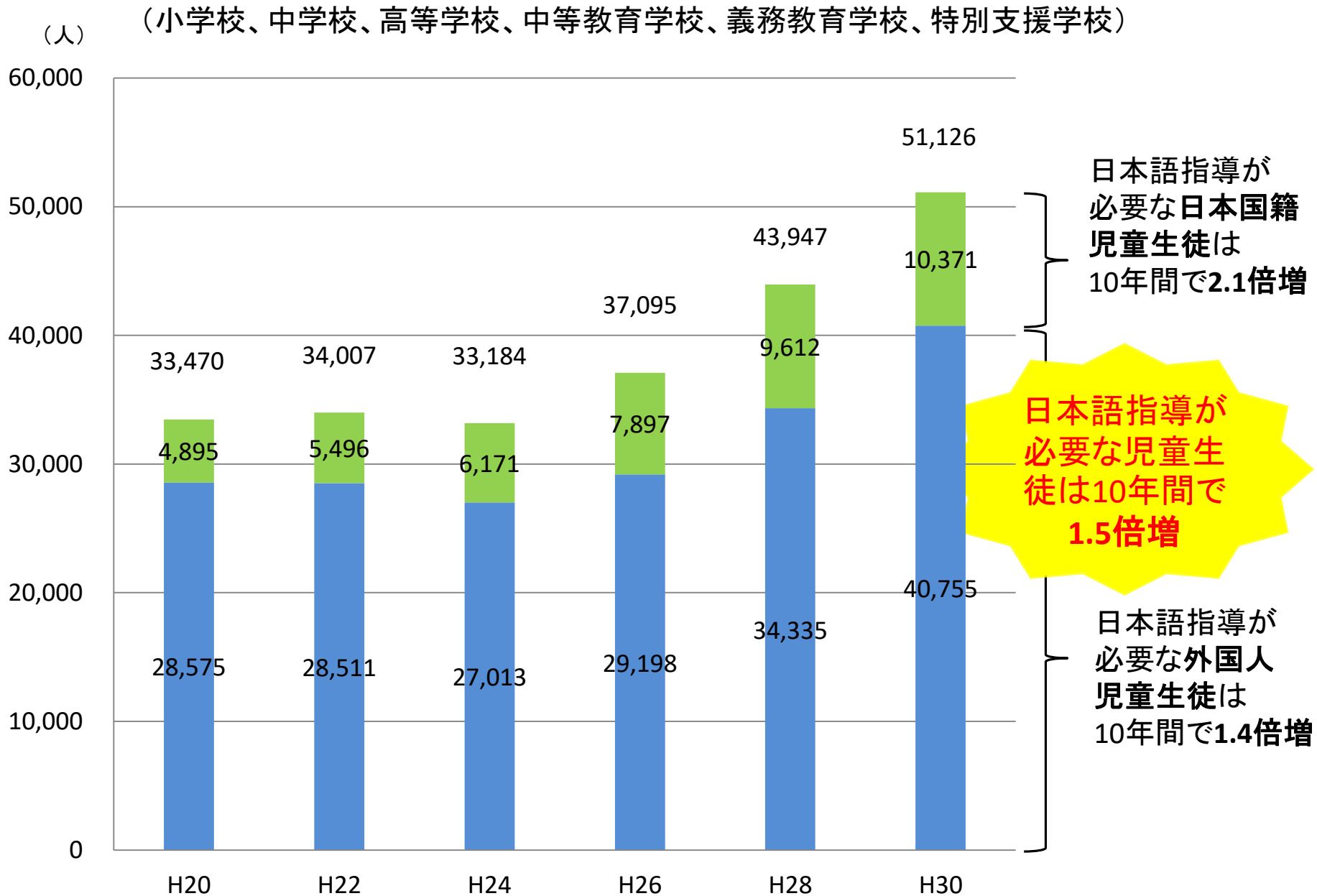


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

外国人児童生徒教育の現状

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移①

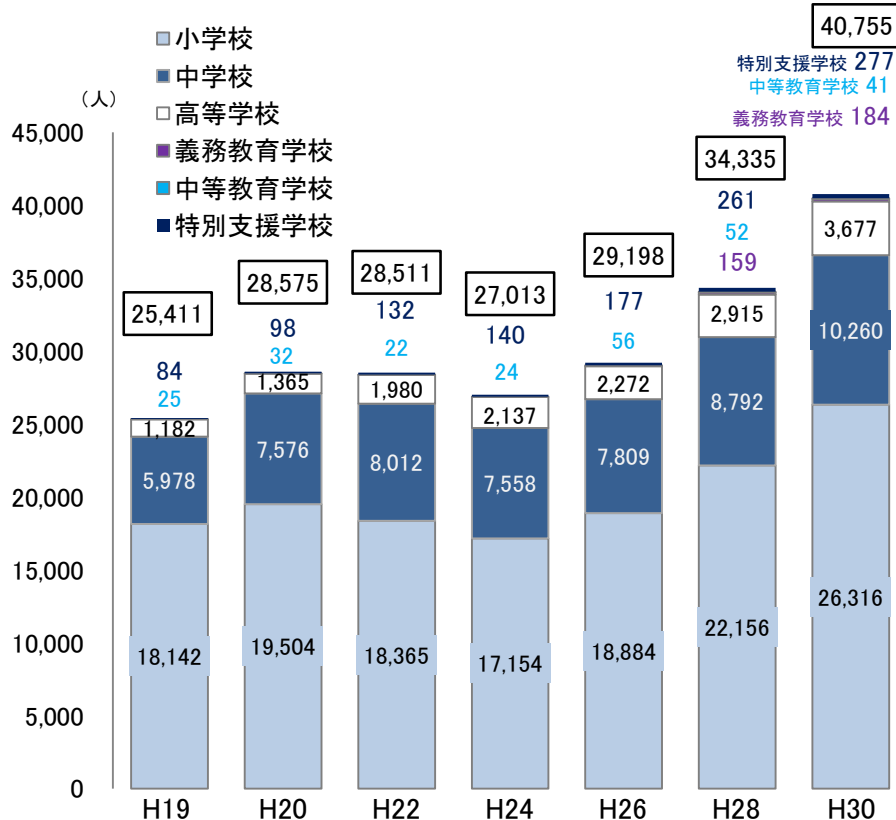


公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移②

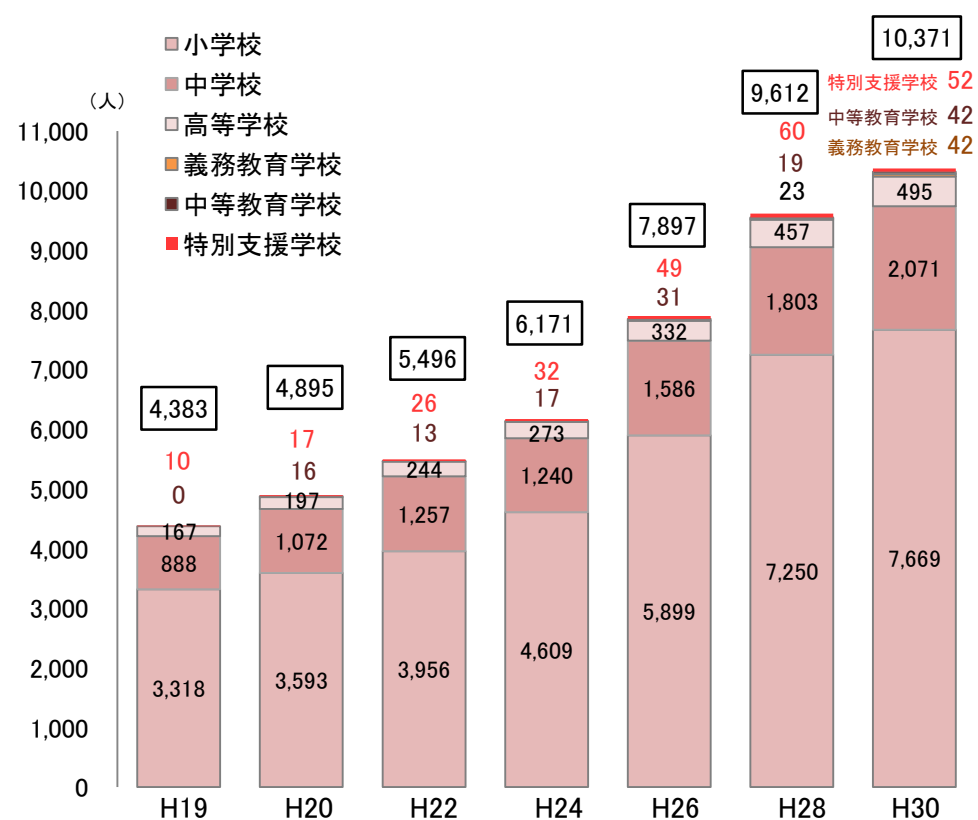
○ 日本語指導が必要な児童生徒については、在留外国人数や外国籍の児童生徒数の増加傾向に伴い、外国籍の者(※)で**40,755人(18.7%増)**であり、前回調査より6,420人増加し、日本国籍の者は**10,371人(7.9%増)**であり、前回調査より759人増加した。

※ 公立学校に在籍する外国籍の児童生徒の総数は93,133人(16.2%増)であり、このうち日本語指導が必要な者の割合は**43.8%**となっている。

■ 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

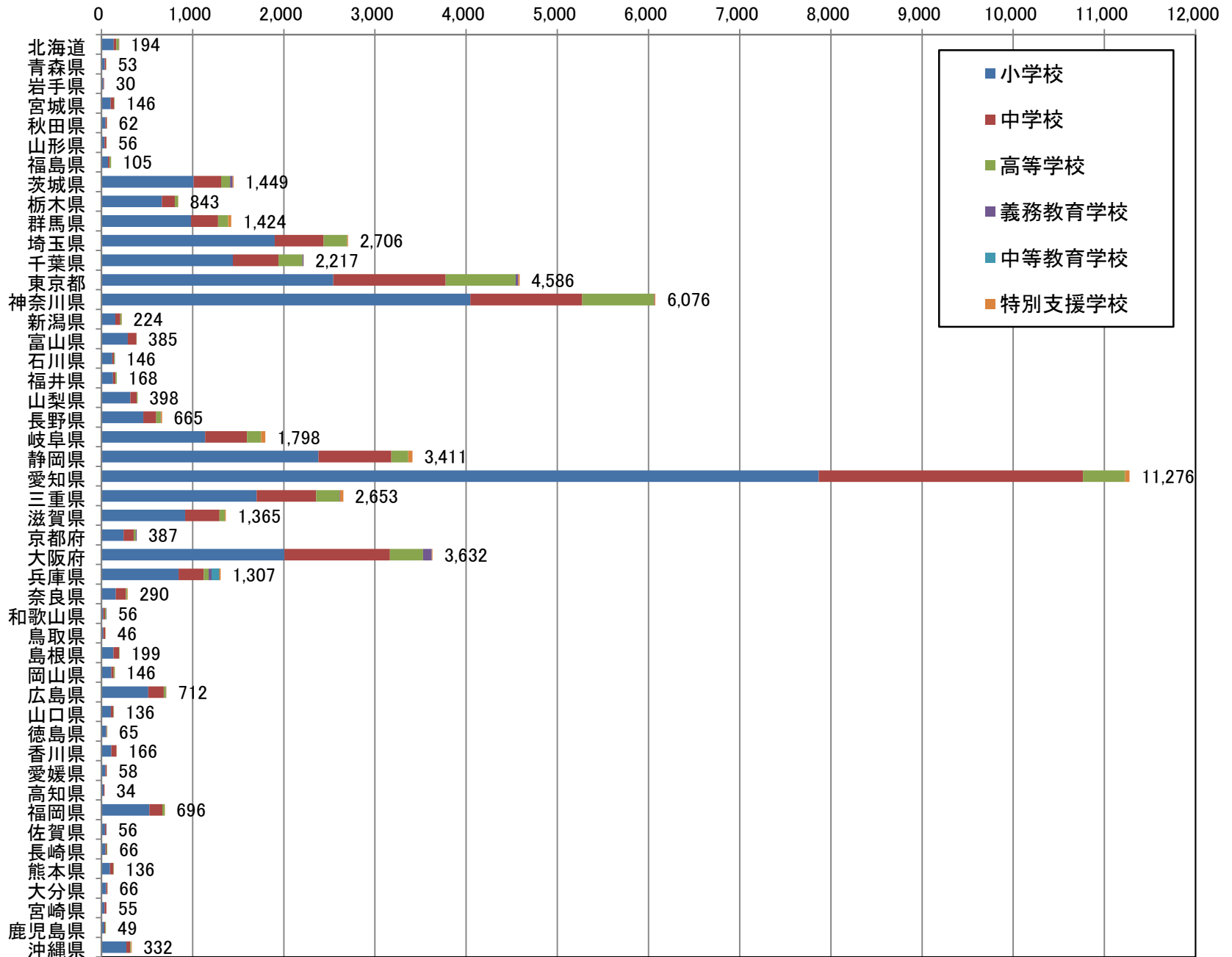


■ 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数



日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（都道府県別）※日本国籍・外国籍合計

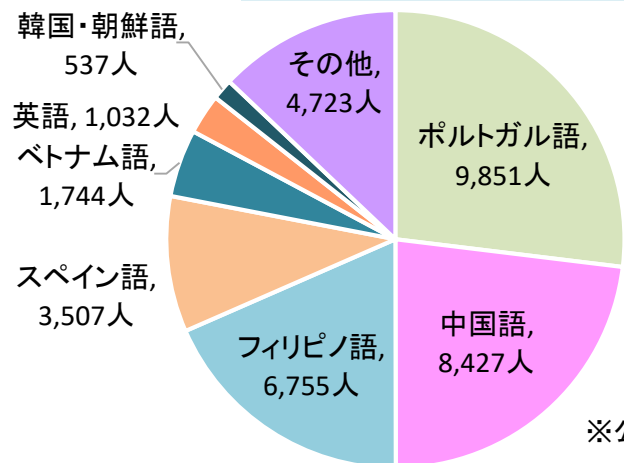
(児童・生徒数：人)



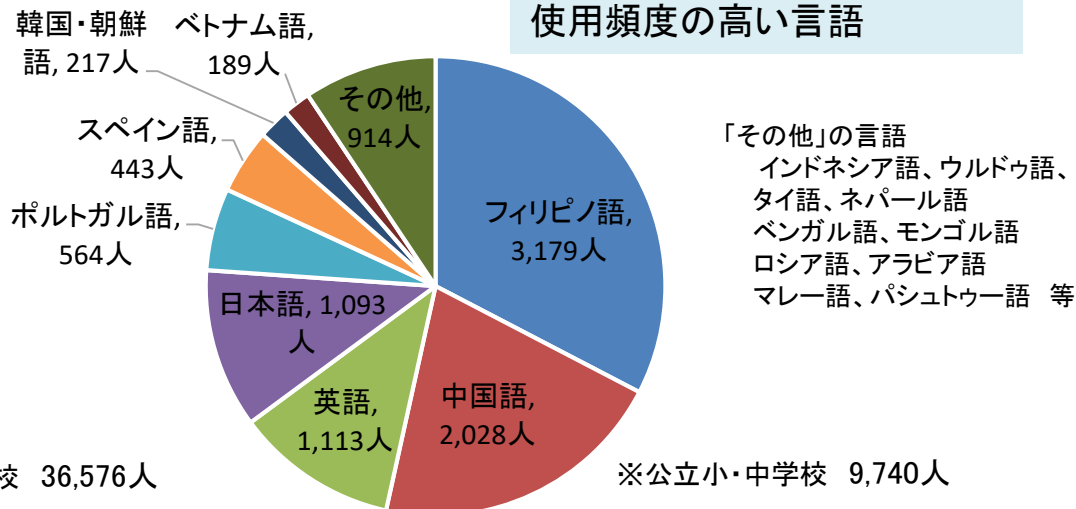
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒の母語



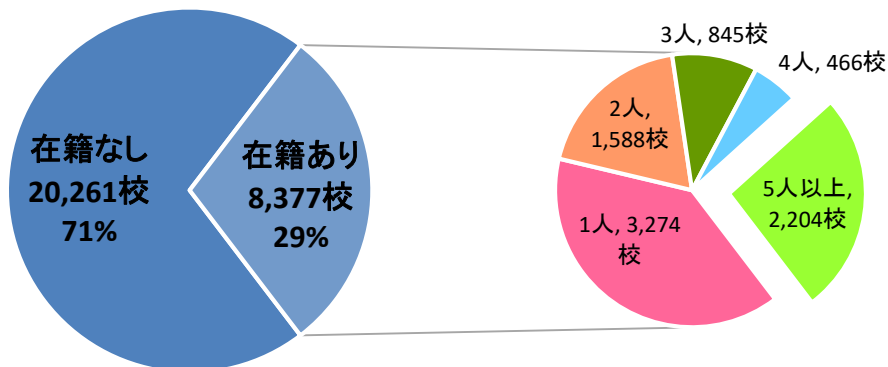
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



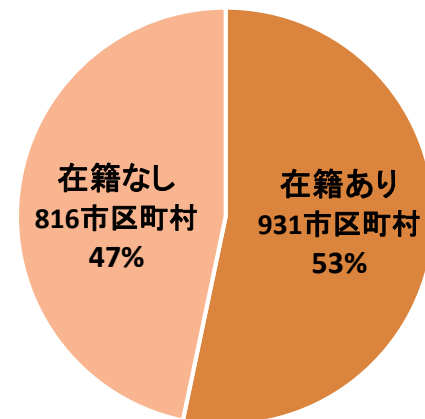
② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,638校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



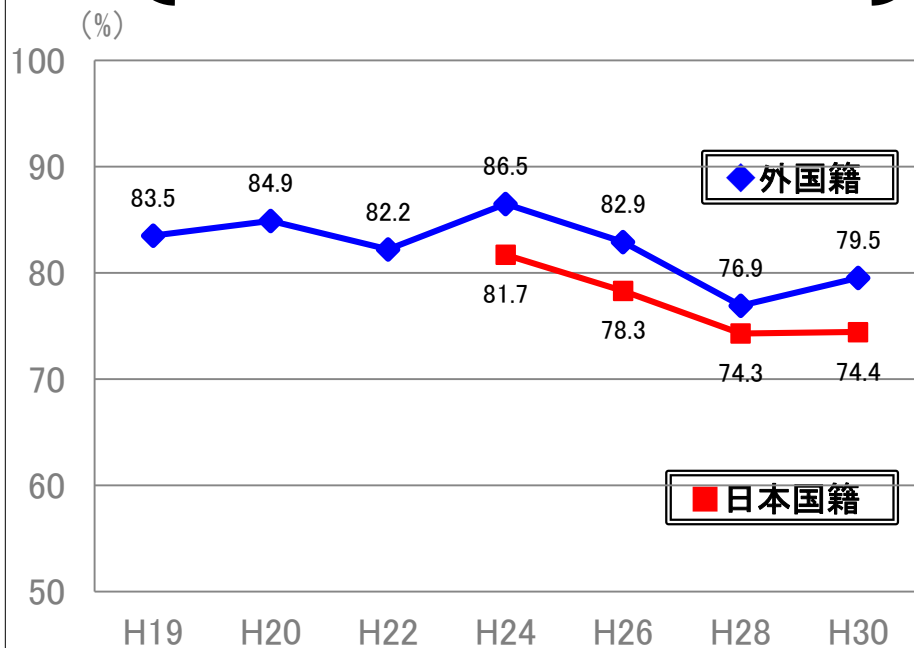
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.5% (2.6%増)、日本国籍の者で74.4% (0.1%増)となっている。

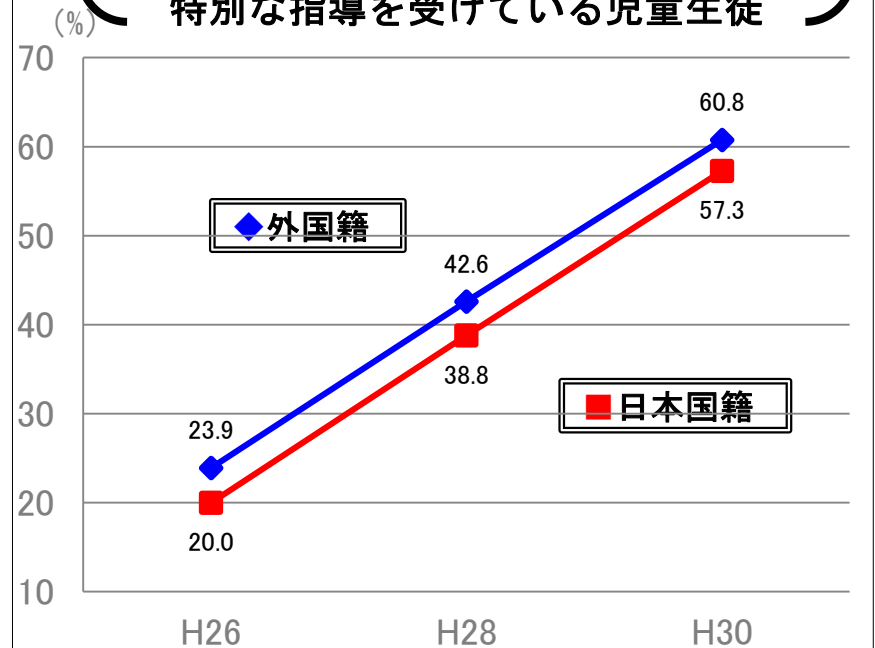
このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(※)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ60.8% (18.2%増)、57.3% (18.5%増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。

特別な指導を受けている児童生徒
日本語指導が必要な児童生徒



「特別の教育課程」による日本語指導
を受けている児童生徒
特別な指導を受けている児童生徒



【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】
第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員＋指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策



【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）の概要

趣 旨

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、次の措置を講ずる。

- ・ 基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正
- ・ 事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備
- ・ 学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備 等

この改正により、学校の指導・運営体制を充実し、地域との連携・協働を含めた 学校運営の改善を図ることにより、複雑化・困難化する諸課題に対応する学校の機能強化を一体的に推進

概 要

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正

- ・ 障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための基礎定数の新設（児童生徒13人に1人）
- ・ 日本語能力に課題のある児童生徒への指導のための基礎定数の新設（児童生徒18人に1人）
- ・ 初任者研修のための基礎定数の新設（初任者6人に1人）

平成29(2017)年度～令和8(2026)年度までの10年間で計画的に措置

- ・ 少人数指導等の推進のための基礎定数の新設(学校の児童生徒数に応じて算定)
- ・ 教職員定数の加配事由に「共同学校事務室」を明示

義務教育費国庫負担法の一部改正

都道府県が設置する義務教育諸学校のうち、①不登校児童生徒を対象とするもの、②夜間その他特別な時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に追加

学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、社会教育法等の一部改正

- ・ 学校の事務職員が主体的に校務運営に参画するよう職務規定の見直し等（学校教育法等の一部改正）
- ・ 学校事務を共同して処理する「共同学校事務室」の設置について制度化（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 教育委員会に対する学校運営協議会の設置の努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置付け、委員に「地域学校協働活動推進員」を加えるなどの規定の見直し（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）
- ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定の整備（社会教育法の一部改正）

施行 期 日

平成29年4月1日

学校の指導・運営体制の充実

学校の運営の改善

外国人児童生徒等教育に関する施策の充実

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。

令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂。

令和元年12月20日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

（特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等、特定技能試験の円滑な実施等）

- 地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
- 技能試験の受験機会の拡大等（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）

生活者としての外国人に対する支援

- 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成
- 多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組
- 災害時の情報発信・支援等の充実（災害情報の14か国語対応の推進、119番多言語対応等）
- 運転免許取得等に係る多言語化の要請（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 留学生の就職支援の強化
 - ・ 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
 - ・ 留学生の日本語能力の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
 - ・ 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

新たな在留管理体制の構築

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討

外国人の受入れ・共生のための教育推進検討チーム報告 概要 ～日本人と外国人が共に生きる社会に向けたアクション～

近年、小学校、中学校、高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒数及びそれ以外の国内の日本語学習者数は大幅に増加しているとともに、外国人の子供の不就学を始めとして教育環境に係る問題も指摘されている。また、新たな在留資格が2019年4月より創設され、将来的には家族帯同による外国人の子供を含む更なる増加も見込まれる。

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえつつ、外国人の子供の教育、日本語教育、外国人留学生の国内就職促進等に係る課題を深掘りし、充実させるための方策について検討（2019年1月～6月、8回開催）。

重点的に進めるアクション

外国人児童生徒等への教育の充実

学校におけるきめ細かな指導体制の更なる充実

- ①学校における教員・支援員等の充実
 - ・多言語化への対応（多言語翻訳システムの活用、遠隔教育の充実）
- ②教員の資質能力向上
 - ・指導者派遣の仕組みを構築し、全国的な研修機会を確保
- ③進学・キャリア支援の充実
 - ・高校生に加えて、中学生の支援を充実
 - ・高校入試における外国人生徒への特別な配慮を促進
- ④障害のある外国人の子供への支援
 - ・特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等を配置
 - ・特別支援教育と外国人児童生徒指導の双方を学ぶ教員研修の機会を充実

地域との連携・協働を通じた教育機会の確保と共生

- ⑤外国人の子供の就学状況の把握及び就学促進
 - ・就学状況の全国調査を実施し、就学促進に向けた支援を充実
 - ・多言語での就学案内を徹底、外国人のための就園ガイド（仮称）を作成
- ⑥夜間中学の設置促進等・教育活動の充実
 - ・全ての都道府県・政令市に少なくとも一校が設置されるよう促進
 - ・日本語指導等を含む教育活動の充実
- ⑦異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の充実
 - ・母語・母文化を尊重しつつ、日本語・日本文化への理解を促進

外国人に対する日本語教育の充実

- ①日本語教育の機会確保
 - ・国及び地方公共団体における地域日本語教育の総合的な体制整備の推進
 - ・日本語学習 I C T教材の対応言語を拡大（8→14言語）
- ②日本語教師の質の向上
 - ・「日本語教師の日本語教育能力の判定に関する基本的な考え方（2019年3月）」を踏まえ、日本語教師の資格化を進める
 - ・就労者等に対する日本語教師の研修カリキュラムを一層普及
- ③日本語教育機関の質の向上
 - ・法務省告示日本語教育機関の質の向上に向け、法務省と連携を継続

留学生の国内就職促進・在籍管理の徹底

- ①留学生の国内就職の促進
 - ・外国人留学生の就職を促進するプログラムを認定
 - ・「在留資格」の切り替えが確実に行われるよう、地域単位での在留資格変更に係る研修会を実施
 - ・大学等の就職率等の情報を日本学生支援機構の特設サイトに掲載
- ②留学生の在籍管理の徹底
 - ・留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化
 - ・在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格の厳格化
 - ・留学生別科に対し、日本語教育機関に関する法務省告示基準に準じた基準策定及び適合性の確認

共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童 生徒等教育の推進支援

令和2年度予算額（案） 766百万円
（前年度予算額 504百万円）



文部科学省

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

【指導・支援体制整備】 712百万円(490百万円)

帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する支援。

<支援メニュー>

- ・日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ・ICTを活用した教育・支援
- ・高校生等に対する包括的な教育・支援 等

補助対象： 都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3

定住外国人の子供の就学促進事業

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援。

<支援メニュー>

- ・日本語指導、教科指導、母語指導
- ・就学状況・進学状況に関する調査
- ・日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

補助対象： 都道府県・市区町村等 補助率：1/3

【教員の指導力向上】

日本語指導が必要な児童生徒等の 教育支援基盤整備事業【拡充】

17百万円(0.7百万円)

教員等の資質・能力の向上を図るため、オンライン研修講座用の動画コンテンツや、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等向けの動画コンテンツを作成する。

- ①新しい研修講座についての検討委員会の開催
- ②ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
- ③教員研修用動画コンテンツの作成(5本)
- ④外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成(多言語)

【集住・散在地域に係る調査研究】

多文化共生に向けた日本語指導の 充実に関する調査研究【新規】

36百万円(新規)

外国人児童生徒等の一定地域への集住化、各地域への散在化、それぞれにおける課題を解決するため、先進的なプログラムの開発を行い、全国への普及を図る。

・教員養成課程を置く大学へ委託
(4か所)

集住地域(小学校・中学校)
散在地域(小学校・中学校)

外国人児童生徒等教育に係る研究協議会

1百万円(1百万円)

外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築する。

現状の課題と対応

- 日本語指導が必要な児童生徒は**増加傾向**(10年間で1.5倍)が続いており、**使用言語の多様化が進むとともに、集住化・散在化の両方の傾向がみられる**ようになっており、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。
- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、**特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.5%。**
特別な指導を受けている児童生徒のうち、「**特別の教育課程**」による指導を受けている児童生徒は、**60.1%**である。
- 外国人児童生徒等の受入れ環境の整備を進めるためには、**日本語指導補助者や支援員の一層の充実を図るとともに、ICTの活用など指導・支援体制の工夫を図ることにより、効率的に指導・支援を行うことが必要不可欠。**

◆帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

補助対象： 都道府県・指定都市・
中核市

補助率： 1/3

◆定住外国人の子供の就学促進事業

補助対象： 都道府県・市区町村等

補助率： 1/3

【校内の支援・指導体制の構築】

- 運営協議会・連絡協議会の実施
- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- 幼児や保護者を対象としたプレスクール
- 親子日本語教室
- ICTを活用した教育・支援
- 高校生等に対する包括的な教育・支援 等

【校外での就学支援の推進】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科、母語等の指導のための教室
- 上記教室にて指導を行う指導員の研修
- 就学状況や進学状況に関する調査
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

■自治体を実施する外国人児童生徒等の教育に関する取組を支援することにより、各地域の実情に応じた指導・支援体制の構築を促進する。

教員の養成・研修に資する「モデルプログラム」の開発(2017～19年度)を踏まえ、その成果を活用しつつ、外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図ることにより、全国的な支援体制の充実を図る。

1. 研修講座検討委員会の開催 4,891千円(新規)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等教育を担う教員のためのオンライン研修講座開発に向けた検討委員会を開催。

(検討内容:講座内容(導入編、指導編、履修証明プログラムとして提供できる教育内容等)、文科省開発「モデルプログラム」の活用等)



2. ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化 700千円(700千円)

先進地域で作成された教材や翻訳文書など、外国人児童生徒等教育に関する資料を集約したポータルサイト「かすたねっと」の機能強化を図る。

「かすたねっと」の機能強化



3. 研修用動画コンテンツの作成 9,000千円(新規)

日本語指導が必要な外国人児童生徒等教育を担う教員の資質・能力の向上を図るため、教育委員会が実施する研修での活用や個人でも受講することができる動画コンテンツを作成し、「かすたねっと」で提供。



4. 外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成 2,144千円(新規)

来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等が日本での学校生活等について、理解を深めてもらうための動画コンテンツを作成し、「かすたねっと」で提供。

※言語:ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語、ベトナム語、英語 等



「かすたねっと」の機能強化を行い、教員の資質・能力の向上を図ることにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒等が在籍するすべての学校において、支援体制の確立・充実が図られる。



外国人児童生徒等の在籍状況を見ると、一定地域に集住しているケースが多い一方、各地域に散在する傾向もみられる。こうした状況を踏まえ、共生社会の実現に向け、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための方策について、先進的なプログラムを開発し、全国への普及を図る。

教員養成課程を置く大学に対し、集住地域、散在地域それぞれの課題解決のための先進的なプログラムの開発を委託。

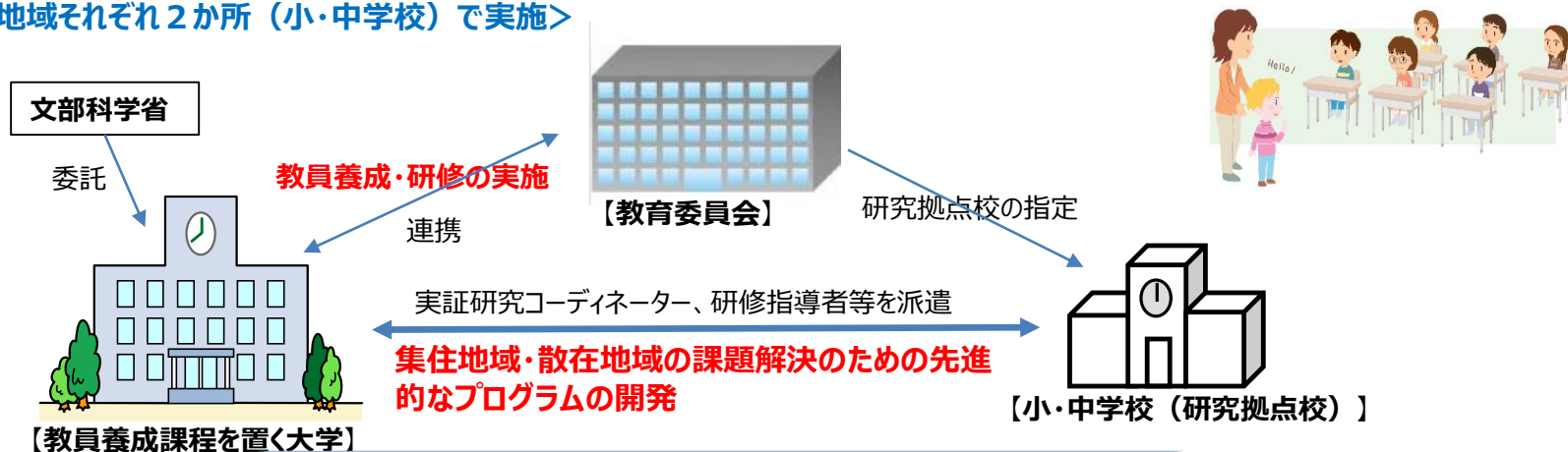
<集住地域>

日本人児童生徒を含む**全ての児童生徒が基礎的な学力を身に付け、多様な文化背景を理解しながら共に学ぶ授業の在り方**について先進的なモデルを開発。

<散在地域>

外国人児童生徒スーパーバイザー（仮称）が遠隔での教員研修や相談等を通じて、**地域における拠点校設置等や、日本語指導体制の構築を支援**。

<集住地域・散在地域それぞれ2か所（小・中学校）で実施>



研究の成果を全国に普及することにより、**集住地域・散在地域において、共生社会に向けた、外国人児童生徒等への適切な教育の機会が確保される。**

かすたねつと～外国につながるのがある児童・生徒の学習を支援する情報検索サイト～

様々な言語で作成された学校・自治体からのお知らせや教材を「かすたねつと」からダウンロードできます。ぜひご利用ください



[サイトトップ](#) [このサイトについて](#) [利用規約](#)



「かすたねつと」は外国につながるのがある
児童・生徒の学習を支援する情報検索サイトです



科目別・カテゴリ別・言語別などで検索できます。

URL: <https://casta-net.mext.go.jp/>



教材・文書検索ツール

教材検索

生徒への指導・学習に利用できる多言語対応の教材・資料です。

科目種別

国語	社会	算数・数学	理科
生活	外国語	日本語	

学校種

小学校	中学校	高等学校
-----	-----	------

文書検索

保護者へのお知らせに利用できる多言語対応の文書資料です。

主題

進路・成績	費用・給付	保健	学校行事
日課・持ち物	課外活動	届出・証明書	災害・防犯
学校制度・就学	用語集		

多言語の学校関係支援ツール

用語検索

多言語の学校関係用語を検索できます。

予定表作成

多言語の予定表を作成できます。

「外国人児童生徒受入れの手引き」の改訂について

「手引き」のあらまし

- 文部科学省において平成23年に策定。
- 外国人児童生徒等の学校への受入れに当たり、日本語指導担当教師、学級担任、学校の管理職、教育委員会の担当指導主事等、各関係者が取り組むべき事項を指針として取りまとめたもの。



- 外国人児童生徒の増加や多言語化、これまでの制度改正の状況に即応し、今般、手引きの全面的な改訂を実施する。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（平成30年12月）

近年の外国人の増加を踏まえ、学校や教育委員会等が受入れ体制の整備や外国人児童生徒等及びその保護者とのコミュニケーションを適切に図ることができるよう、「外国人児童生徒受入れの手引き」を平成30年度中に改訂する。《施策番号65》

改訂の主なポイント

- 最新の統計データの反映
・「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」の結果等、最新の統計データを本文や図表に反映。
- 制度改正等のアップデート
・「特別の教育課程の編成・実施（平成26年）」「義務標準法の改正による教員定数の基礎定数化（平成29年）」等、教育行政の制度改正内容等をアップデート。
- 最新の指導ツールの提示
・「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム」「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」「情報検索ネット『かすたねっと』（リニューアル版）」等、新たに開発された指導・支援ツールを盛り込む。
- 支援体制の構築に関する記載の充実
・日本語教育の指導方法のみならず、地域における連携体制の構築や、市町村・都道府県教育委員会における推進体制等に関する記述を充実・強化。
- 先進的な自治体の取組事例をコラムとして収載
・「拠点校等の設置」「日本語指導が必要な中学生のための初期支援校」「連絡協議会の取組」等、具体的な事例を提示し、各自治体の更なる取組を促進。

他

外国人児童生徒 受入れの手引

改訂版



2019年3月

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

就学・進学機会の確保・その後の継続的な支援

外国人の子供の公立義務諸学校への受入れについて

外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

【参考】

日本国憲法（昭和21年11月3日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（平成18年12月22日法律第百二十号）

（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。（2～4項省略）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)（昭和54年8月4日条約第6号）(抄)

第十三条

一 この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。

二 この規約の締約国は、一の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。

(a) 初等教育は、義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとすること。

(b) 種々の形態の中等教育(技術的及び職業的中等教育を含む。)は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとすること。

児童の権利に関する条約（平成6年5月16日条約第2号）(抄)

第二十八条

一 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するため、特に、

(a) 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。

(b) 種々の形態の中等教育(一般教育及び職業教育を含む。)の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。

「外国人児童生徒の就学の促進及び就学状況の把握等について(通知)」(2019年3月15日付) (都道府県・指定都市及びそれぞれの教育委員会宛て)

1. 外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握

(1) 就学案内等の徹底

- 就学に関する広報・説明の実施
- 日常生活で使用する言語での情報提供
- 住民基本台帳の情報に基づく就学案内の通知
- 幼稚園等への就園に関する情報提供

(2) 就学状況の把握

- 学齢簿に準じるものの作成など、適切な情報の管理
- 外国人学校等も含めた就学状況の把握、情報の更新
- 就学機会確保のための継続した働きかけ

(3) 外国人関係行政機関との連携の促進

- 総合教育会議の活用、住民基本台帳担当部署、福祉担当部署、各種学校担当部署、多文化共生担当部署、公共職業安定所、地方出入国在留管理局等との連携

2. 学校への円滑な受入れ

(1) 就学校の決定に伴う柔軟な対応

- 通学区域内の義務教育諸学校において受け入れ体制が整備されていない場合の他区域への通学

(2) 障害のある外国人の子供の就学先の決定

- 総合的な観点からの就学先決定、言語・教育制度・文化的背景の違いに留意した本人や保護者への丁寧な説明

(3) 受入学年の決定等

- ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときに、下学年への入学を認めることが可能
- 進級・卒業に当たり、学習の遅れに対する不安により保護者等からの要望がある場合に、補充指導や、進級・卒業の留保などの適切な対応が必要

(4) 学習の機会を逸した外国人の子供の学校への受入れ促進

- 本人や保護者の希望に応じ、日本語教室等において受け入れや学校生活への円滑な適応につなげるための支援、望ましい時期での学校への入学

(5) 学齢を超過した外国人への配慮

- 本人の希望等を踏まえ公立中学校での受け入れが可能、夜間中学を設置している自治体においては夜間中学への入学が可能であることを案内

外国人の子供の就学状況等調査結果(速報値)

調査基準日:原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数) 124,049人

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる。(さらに④を加えると22,701人。)

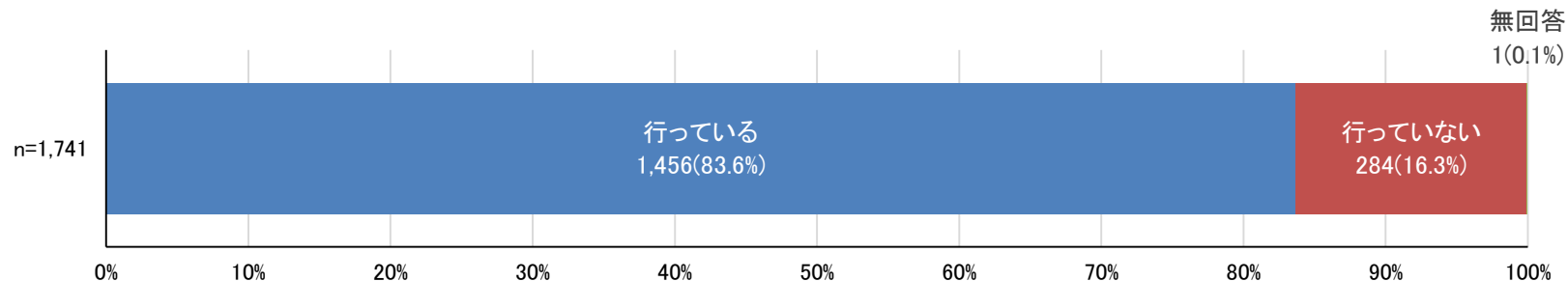
区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考) (※3) ⑥住民基本台帳上の人数との差(人)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当計	87,164	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746
(構成比)		(84.8%)	(4.2%)	(0.8%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当計	36,885	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140
(構成比)		(83.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.4%)	(8.3%)	(100.0%)	
合計	124,049	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886
(構成比)		(84.4%)	(4.4%)	(0.9%)	(2.7%)	(7.7%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

※ 上表の「計114,214人」と「⑥9,886人」を足しても「(1) I 124,049人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①~⑤の人数を除いているためである。

(2) 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況①

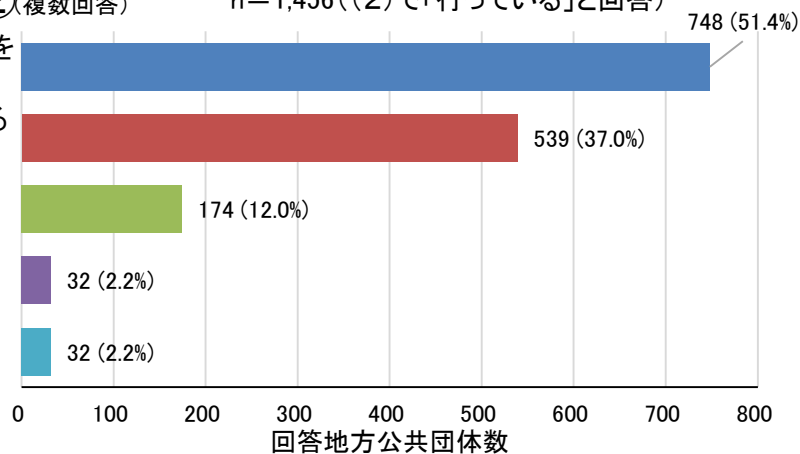
※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



(3) 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況②(複数回答)

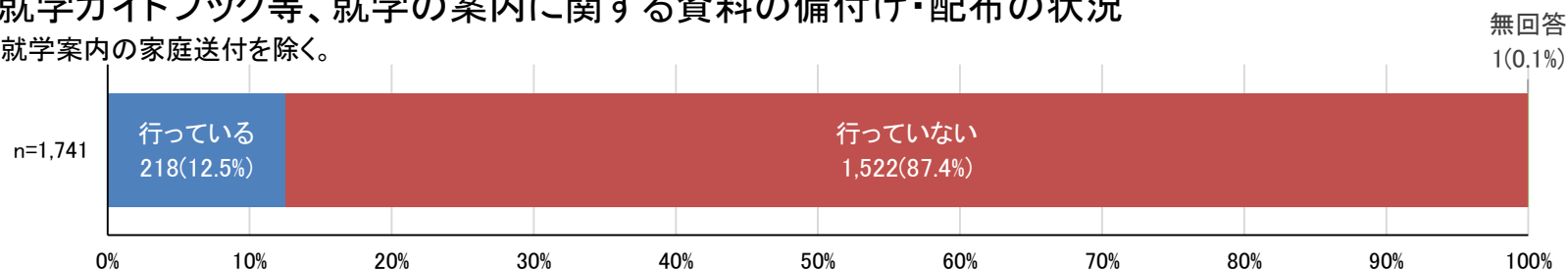
n=1,456((2)で「行っている」と回答)

- ア 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている
- イ 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている
- ウ 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている
- エ 就学に関する資料配布のみを行っている
- オ その他

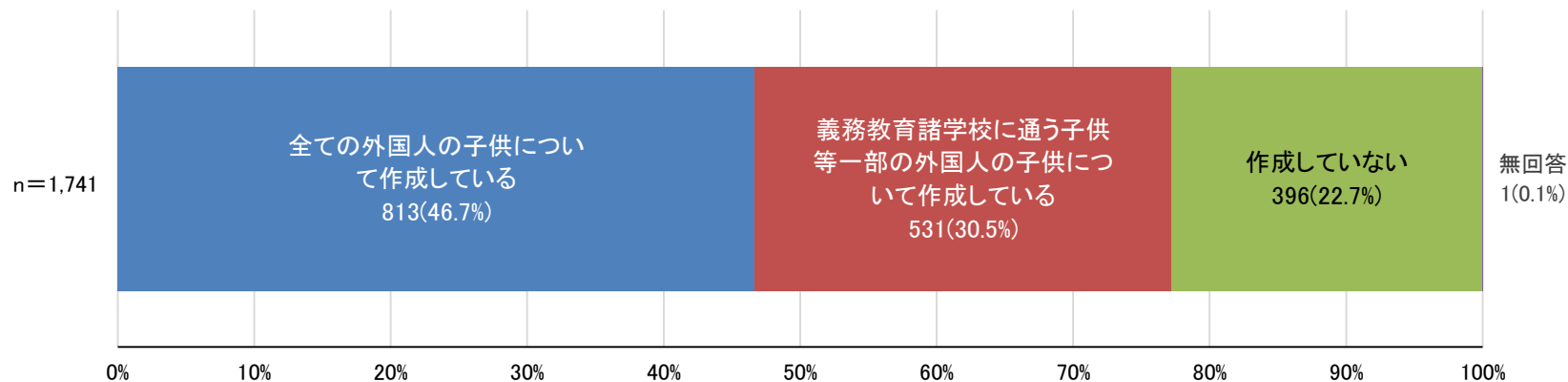


(4) 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況

※就学案内の家庭送付を除く。



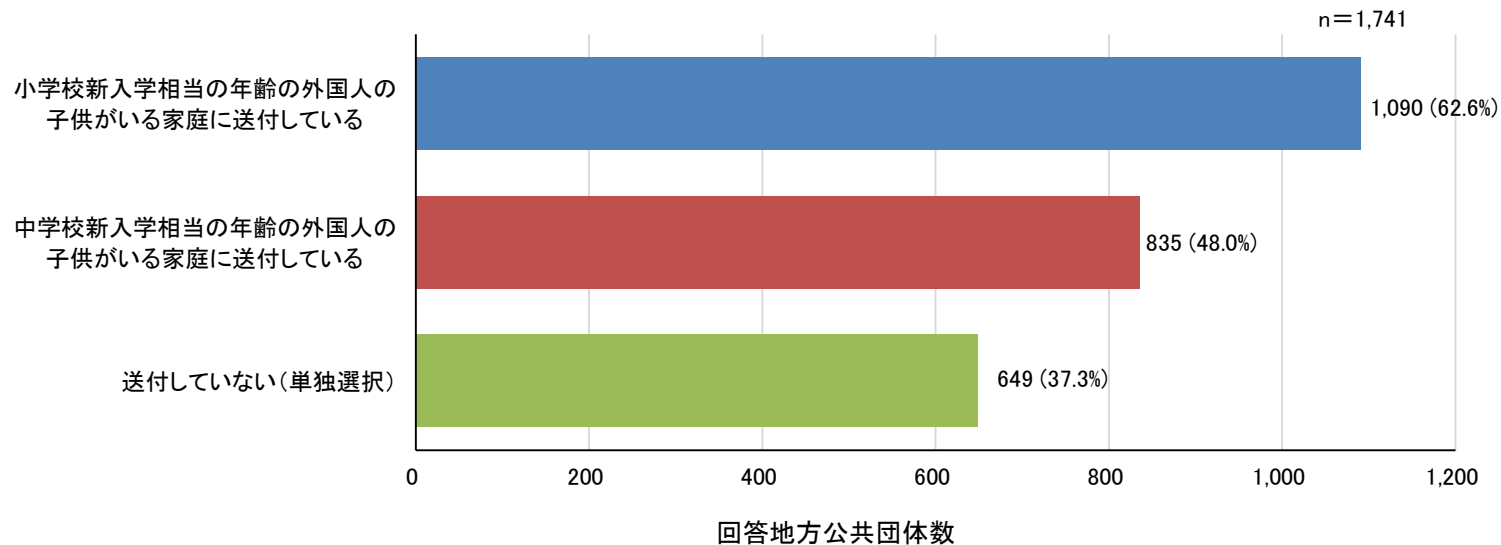
(5) 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況



(6) 就学案内の送付状況

(複数回答)

※ 外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付状況



(7) 指導体制の整備状況

① 教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入れに係る指導体制の整備状況 (複数回答)

n=1,741

	選択肢	回答数	構成比(%)
ア	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う	108	6.2
イ	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校での指導に加え、拠点校以外の学校へも巡回指導を行う	96	5.5
ウ	日本語指導の支援者や母語支援員等が域内の学校を巡回して指導・支援を行う ※(イ)のケースを除く	285	16.4
エ	学校に配置(複数校を巡回するものを除く)した外国人児童生徒等教育担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う ※(ア)(イ)のような「拠点校」方式によるものを除く	491	28.2
オ	外国人児童生徒等教育担当教員が配置されていない学校において、ICT等を活用した遠隔教育を実施している	7	0.4
カ	教育委員会等に、外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発・提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための組織を設置している	109	6.3
キ	特段の指導体制を整備していない(単独選択)	891	51.2
ク	その他	128	7.4

「ク その他」記載例:

市の教育センターに日本語教室を設置／市の「教育支援員」や「英語推進アドバイザー」が、児童生徒と保護者が文化について理解したり生活習慣を身に付けるための支援を実施／個別に対応／外部の日本語指導団体や国際交流協会と連携／教育委員会が独自に初期適応支援教室を設置／翻訳機能付きタブレット端末等の整備 等

② 特段の指導体制を整備していない場合の理由 (複数回答)

n=891 (①でキを選択)

	選択肢	回答数	構成比(%)
ア	所管する学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がない又は少ない	825	92.6
イ	通常の学級において必要な支援ができています	66	7.4
ウ	どのような支援を行うべきか分からない	39	4.4
エ	人員や予算が不足している	132	14.8
オ	その他	25	2.8

「オ その他」記載例:

状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

高等学校における受入れ

①帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況について

	試験教科を 軽減している	学科試験を 実施しない	その他
帰国生徒	15 府県	2 県	23 道府県
外国人生徒	13 府県	1 県	25 道府県

②各学校における特別定員枠の設定状況

	特別定員枠を設定している
帰国生徒	18 都道府県
外国人生徒	14 都道府県

※「その他」に該当する内容

- ・出題文の漢字にルビを振る
- ・辞書の持ち込みを許可する
- ・試験時間の延長 等

出典「平成31年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査」
※上記調査において、帰国・外国人生徒に対する取組を行った学校数を
回答した都道府県の数を記載。

高等学校における保護者の転勤以外の事情により海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大等
について(通知)

平成25年5月20日付け25文科初第243号

1. 海外から帰国した生徒に対する編入学の機会の拡大

(1) 編入学の出願資格について

帰国生徒については、保護者の転勤に伴う場合と同様に、**保護者の転勤以外の事情により、海外の高等学校へ進学した後帰国した場合**についても、編入学の出願資格を得られるように配慮すること。

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1335059.htm

平成29年度中の日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況

※ここでいう「高校生等」とは、公立の全日制・定時制高等学校、通信制高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の生徒をいう。

※全高校生等のデータは、「平成29年度学校基本調査(※1)」、「平成30年度学校基本調査(※2)」及び「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(※3)」を基に算出。

1. 中途退学率

	在籍している生徒数	中途退学した生徒数	中退率
日本語指導が必要な高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	3,933	378	9.6%
全高校生等(特別支援学校の高等部は除く)	2,295,416 (※1)	28,929 (※3)	1.3%

2. 進路状況

①進学率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後大学や専修学校などの教育機関等(※4)に進学等した生徒数	進学率
日本語指導が必要な高校生等	704	297	42.2%
全高校生等	750,315 (※2)	533,118 (※2)	71.1%

(※4)短期大学、専門学校、各種学校を含む

②就職者における非正規就職率

	高等学校等を卒業した後就職した生徒数	高等学校等を卒業した後非正規又は一時的に就職した生徒数	就職者における非正規就職率
日本語指導が必要な高校生等(全日制・定時制・通信制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	245	98	40.0%
全高校生等(全日制・定時制高校及び中等教育学校後期課程のみ)	158,135 (※2)	6,746 (※2)	4.3%

③進学も就職もしていない者の率

	高等学校等を卒業した生徒数	高等学校等を卒業した後進学・就職(・帰国)していない生徒数(不詳、死亡は除く)	進学も就職もしていない者の率
日本語指導が必要な高校生等	704	128	18.2%
全高校生等	750,315 (※2)	50,373 (※2)	6.7%

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(平成30年度)」

最近の主な動き

中央教育審議会における検討

中央教育審議会諮問（4月17日）において、審議事項の一つとして「増加する外国人児童生徒等への教育の在り方」が盛り込まれた。

有識者会議における検討

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議を設置し、6月から議論を開始したところ。中央教育審議会の諮問事項について議論を行うとともに、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子供の就学機会の確保について検討を行う。

日本語指導アドバイザーボードの設置

日本語指導、多文化共生等に関する有識者・専門家9名で構成。外国人児童生徒等の教育に関する施策への助言を行うとともに、自治体に赴き、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた
それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である

社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落 [12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領
の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育
の現状及び課題を踏まえ、

これからの初等中等教育の
在り方について総合的に検討

学校における働き方改革

中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方

3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門の人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議の設置

令和元年5月30日

1. 趣 旨

外国人児童生徒等に対する教育に係る現状と課題を分析し、その更なる充実のための方策について検討を行う。

2. 検討事項

- (1) 外国人の子供の就学機会の確保
- (2) 外国人児童生徒等に対する教育の充実
- (3) 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方
- (4) その他

3. 委員（五十音順、敬称略）

内田 千春	東洋大学大学院教授
オチャンテ 村井 ロサ メルセデス	桃山学院教育大学教育学部教育学科講師
櫻井 敬子	浜松市教育委員会指導課教育総合支援センター外国人支援グループ長
佐藤 郡衛	明治大学特任教授
高橋 清樹	認定NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ事務局長
田中 宝紀	NPO法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部責任事業者
浜田 麻里	京都教育大学教授
藤巻 秀樹	北海道教育大学教授
古沢 由紀子	読売新聞東京本社編集局編集委員
松尾 知明	法政大学教授
村松 好子	兵庫県教育委員会播磨東教育事務所所長

日本語指導アドバイザーボード設置

令和元年5月29日

1. 趣旨

地方公共団体における外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るとともに、日本語指導の指導者を養成するため、日本語指導アドバイザーの派遣等を実施する。

2. 日本語指導アドバイザーの業務

- (1) 地方公共団体に対する、外国人児童生徒等教育の推進に係る助言
- (2) 地方公共団体等が実施する日本語指導の指導者養成研修における指導
- (3) 今後の外国人児童生徒等に対する支援方策の検討
- (4) その他

3. 実施期間

令和元年5月29日から令和2年3月31日

4. その他

派遣業務に係るアドバイザーへの旅費・謝金等については、文部科学省から支出する。

5. 日本語指導アドバイザー（五十音順・敬称略）

今澤	悌	山梨県甲府市立大國小学校教諭
海老原	周子	一般社団法人kuriya 代表理事
大菅	佐妃子	京都市教育委員会副主任指導主事
小島	祥美	愛知淑徳大学准教授
近田	由紀子	目白大学専任講師
齋藤	ひろみ	東京学芸大学教職大学院教授
佐藤	郡衛	明治大学特任教授
築樋	博子	豊橋市教育委員会外国人児童生徒教育相談員
浜田	麻里	京都教育大学教授

検討の背景

- 日本語指導を必要とする児童生徒は平成30年度に5万人を超え、母語の多様化も進行。新たな在留資格の創設により、今後更なる在留外国人の増加が見込まれる。
- 国が初めて実施した調査により、約2万人の外国人の子供が就学していない可能性があるか、就学状況が確認できていない状況にあることが明らかに。
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月）、中央教育審議会に対する諮問（平成31年4月）等も踏まえ、更なる充実の方向性を検討。

基本的な考え方

- 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に制度設計を行うことが必要。「誰一人取り残さない」という発想に立ち、社会全体としてその環境を提供できるようにする。（すべての外国人の子供が就学することを目標に）
- 就学前段階や高等学校段階、学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援、また、日本語教育のみならず、キャリア教育や相談支援などを包括的に提供する必要。
- 学齢期から様々なルーツを有する子供達とともに学習することで、国際的な視点を持って社会で活躍する人材となり得ることを重視し、指導に取り組む。

分野ごとの主な施策

	速やかに実施すべき施策 （可能なものから速やかに具体化を図り、施策として実行）	実現に向けて取り組む課題 （順次、施策化に必要な制度的対応や予算を検討）
1. 指導体制の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> • 国の補助事業（拠点校方式等の指導体制構築、初期集中支援の実施、支援員配置、ICT活用等）の一層の活用促進 • 散在地域の指導体制構築に関し、実践研究を実施し、その成果を全国に普及 	<ul style="list-style-type: none"> • 「日本語教師」を、学校での日本語指導に積極的に活用（特別免許状、特別非常勤講師制度の活用も検討） • 「GIGAスクール構想」の検討と共に、ICT教材の活用、遠隔授業の実施等を推進
2. 日本語指導担当教師等の指導力の向上、支援環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> • 教員研修のための「モデルプログラム」を全国展開 • 教師が外国人児童生徒等について効率的に必要な知識や技能を得られる研修用動画を作成 • 「かすたねっと」（教材等の情報検索サイト）の機能強化等 	<ul style="list-style-type: none"> • 大学等における履修証明等により、日本語指導担当教師が専門的な知識を得られる仕組みを検討 • 教員養成における外国人児童生徒等に関する内容の位置付けについて検討 • JSLカリキュラムの改訂や高等学校版JSLの策定を順次検討
3. 就学状況の把握、就学の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 外国人の子供の就学促進に関する先進事例を自治体に提供 • 教育委員会と住民基本台帳部局等の連携促進 • 地方公共団体における就学促進の取組について継続的に調査 • 日本語教育推進法の基本方針に就学促進を位置付け 	<ul style="list-style-type: none"> • 地方公共団体が講ずべき事項に関する指針を作成 • 住民基本台帳等に基づき学齢簿に準じるものを編成する等、更なる制度的な対応の在り方を検討（外国人の子供の保護者に就学義務を課すことについては、引き続き慎重に検討）
4. 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 公立高等学校入学者選抜における先進事例を地方公共団体に提供し、各地域の実情に応じた取組を促進 • 国の補助事業（日本語指導体制構築、進路指導・キャリア教育の充実等）の継続実施と一層の活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> • 高等学校における「特別の教育課程」の適用を含め、日本語の指導方法や制度的な在り方について検討 • 外国人学校等を卒業した外国人生徒について、高等学校入学者選抜の受検資格に関し、より適切な配慮が行われるための方策を検討
5. 異文化理解、母語・母文化支援、幼児に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> • 異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の在り方について、大学や教育委員会、学校等の協力を得て研究を実施 • 外国人幼児のための就園ガイド等を作成 	<ul style="list-style-type: none"> • 教育委員会、外国人学校、国際交流協会等との連携により、母語・母文化を尊重した取組の推進 • プレスクール等の取組の更なる推進方策を検討

第4回多文化共生の推進に関する研究会

文化庁における日本語教育施策について

文化庁国語課

日本語教育専門官 津田 保行



現状

【データ】

- 在留外国人数
平成2年約108万人→令和元年約283万人(令和元年6月現在)
- 日本語学習者数
平成2年約6万人→平成30年約26万人(平成30年11月現在)
- 日本語教室が開催されていない自治体に居住している外国人数 約45万人(平成29年現在)
- 法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→令和2年803機関(令和2年2月現在)

「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月)

- ①一定水準の日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指した、**地方公共団体の総合的な体制づくりのための取組支援(施策番号80)**
- ②日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人のため、自学自習が可能で**多言語に対応した、ICTを活用した日本語学習教材の開発・提供等の実施(施策番号81)**
- ③「**ヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)**」を参考にした**日本語教育の標準や日本語能力の判定基準の検討・作成(施策番号85)**
- ④**日本語教師の資質・能力を証明する資格制度の検討(施策番号86)**

日本語教育の推進に関する法律の公布・施行(令和元年6月28日)

日本語教育施策 新たなフェーズ

総合的対応策の
早期実行・展開 推進法

全国的な環境
整備 人材確保
質の向上

先進的事例の蓄積

空白地域支援 国の基本方針策定・
地方公共団体へ基本的
な方針のモデル提示

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

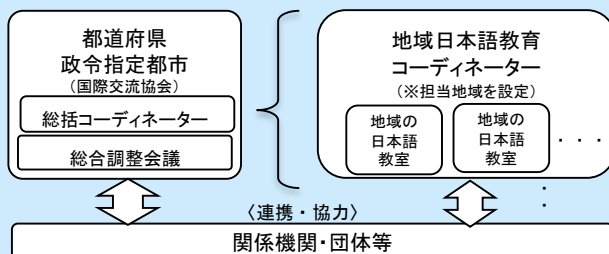
① 地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進(施策番号80)

令和2年度予算額(案) 497百万円(前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを推進する。



(地域の日本語教室の例)



② 日本語教室空白地域解消の推進等(施策番号81)

令和2年度予算額(案) 147百万円
(前年度予算額 140百万円)

- インターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)の開発等を実施。
→令和2年度は4言語を開発する。

R1に6言語(日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語)、R2に4言語(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)、R3に4言語(タイ語、ミャンマー語、韓国語、モンゴル語)を開発予定
(外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について)

③ 日本語教育の先進的取組に対する支援等(施策番号80)

令和2年度予算額(案) 90百万円
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

(2) 日本語教育の質の向上等

① 日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用(施策番号86)

令和2年度予算額(案) 198百万円(前年度予算額 63百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。

- ・日本語教師養成カリキュラム
- ・現職者研修カリキュラム

日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等、海外

- 日本語教師(中堅)
- 日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター、主任教員
- 学習支援者(いわゆるボランティア)

- 日本語教師の資質・能力を証明する資格制度のための調査研究
→審議会で検討中の日本語教育の資格(更新講習等)に関する調査研究を行う。

② 日本語教育のための基盤的取組の充実(施策番号87)

令和2年度予算額(案) 6百万円(前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育関係者が情報共有等を行う日本語教育大会等を開催する。

③ 日本語教育に関する調査及び研究(施策番号85)

令和2年度予算額(案) 17百万円(前年度予算額 8百万円)

- 日本語教育の標準等に関する調査研究
→日本語教育の標準の一次報告案(令和元年度末とりまとめ予定)と既存の日本語能力に係る試験との関連付けを行うための調査研究等を行う。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・**文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。**
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）**国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・ 外国人等である**幼児、児童、生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ 地域における日本語教育
- ・ 日本語教育についての国民の理解と関心の増進

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・ 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・ 日本語教育の実態、効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・ 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ **政府**は、関係行政機関相互の調整を行うため、**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は、**日本語教育推進関係者会議**を設け、関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に、地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は、以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

【目的】新しい在留資格の創設等の国の政策によって、今後、**在留外国人の更なる増加**が見込まれる。外国人が生活等に必要な日本語能力を身に付けられようになり、外国人を日本社会の一員として受け入れていくため、都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、**地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくりを推進**し、もって、「生活者としての外国人」の**日本語学習機会を確保し、全国各地に日本語教育が行き渡ることを目指す**

【補助事業者】 ①都道府県、②政令指定都市、③総務省認定の地域国際化協会、④左記③に準ずる団体 【補助率】2分の1（予算の範囲内）

プログラムA

(1) 地域の実態調査

外国人等の現況、市区町村の体制や取組状況、地域コミュニティと外国人との関係、地域の日本語教育の課題等を調査

(2) 地域日本語教育の総合的な推進計画の策定

上記実態調査の結果を踏まえ、地域の日本語教育実施の具体的な推進計画を策定



(地域の日本語教室の実施例)

プログラムB

(1) 地域日本語教育の環境強化のための総合的な体制づくりの推進

- ・総括コーディネーターの配置（域内全体の計画策定や関係機関・団体との連絡調整、各地域への指導助言等）
- ・総合調整会議の設置（関係団体や有識者が構成員。地域や外国人の実態を踏まえた日本語教育推進施策の協議）
- ・地域日本語教育コーディネーターの配置
- ・地域の日本語教育人材（日本語教師、日本語学習支援者等）の育成

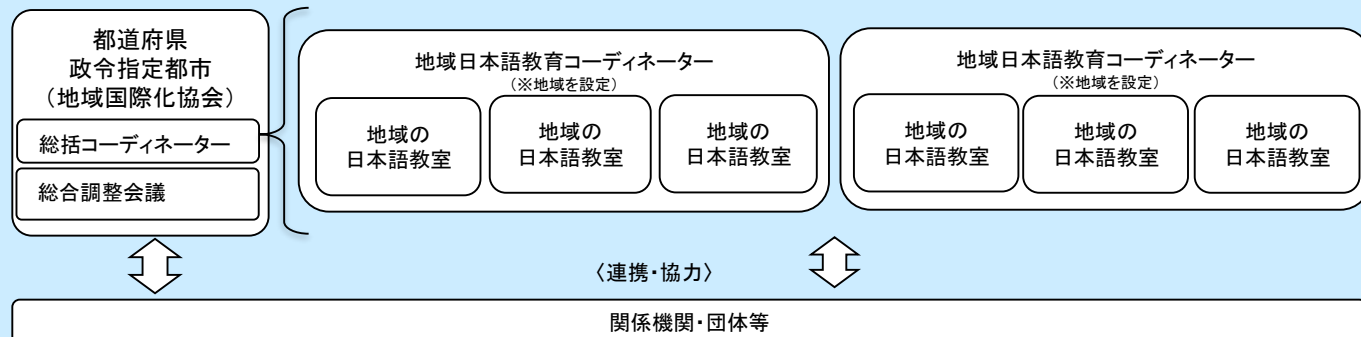
(2) 地域日本語教育の実施

市町村、地域国際化協会、企業、大学、日本語学校、NPO、夜間中学等の関係機関と連携して実施する日本語教育

(3) 地域との交流を通じて日本の習慣や生活を理解するための取組

(地域行事への参加等)

(4) 地域日本語教育の重要性を周知する広報活動（住民向けセミナー等）等



地域日本語教育の意義

地域日本語教育は、外国人が日本語能力を向上する場のみならず、①外国人が地域とつながり、地域活動に参加するきっかけとなる場、②地域住民（外国人・日本人）同士が共にコミュニケーションの仕方や、お互いの文化・習慣を学び合い、相互理解の場となるなど、多面的な機能を持つ
→地域日本語教育は、すべての人が暮らしやすい社会の形成、多文化共生や地域の活性化の推進に寄与する機能も有する

地域日本語教育の総合的な体制づくり事業 の支援メニュー

プログラムA

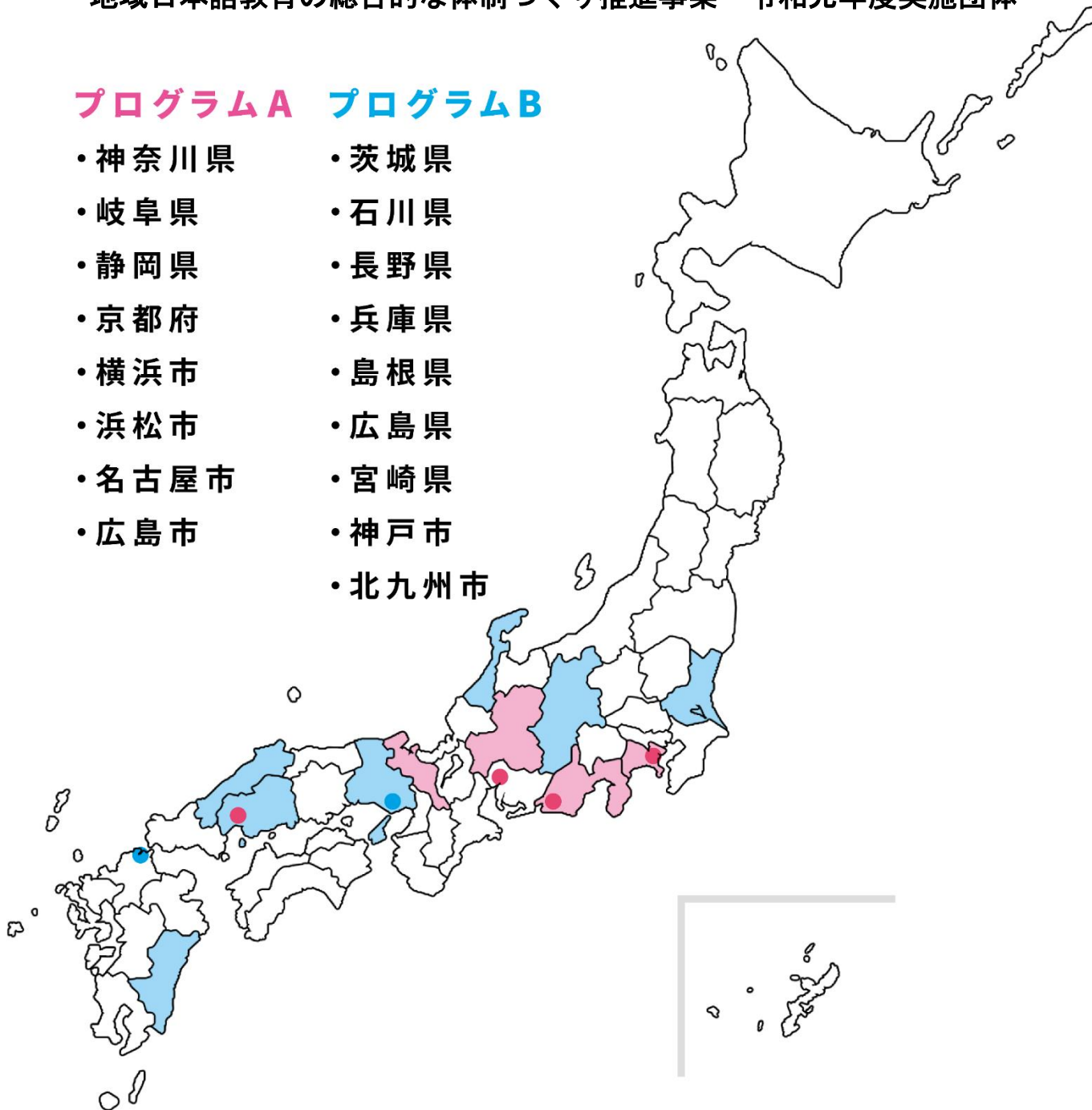
- ① 有識者会議の設置
- ② 地域の実態調査
- ③ 地域日本語教育総合的な推進計画策定又は改定
- ④ 調査結果・推進計画の説明会
- ⑤ 調査・推進計画策定コーディネーターの配置
- ⑥ その他関連する項目

プログラムB

- ① 総合調整会議の設置
- ② 総括コーディネーターの配置
- ③ 地域日本語教育コーディネーターの配置
- ④ 域内の連携の取組
- ⑤ 日本語教育人材に対する研修
- ⑥ 地域における日本語教育の在り方検討
- ⑦ 地域日本語教育の実施
- ⑧ 地域日本語教育の効果を高めるための取組
- ⑨ 地域日本語教育に付随して行われる取組
- ⑩ 日本語教育に関する広報活動
- ⑪ ICTを活用した教育・支援
- ⑫ 教材作成
- ⑬ 成果の普及
- ⑭ その他関連する項目

プログラムA **プログラムB**

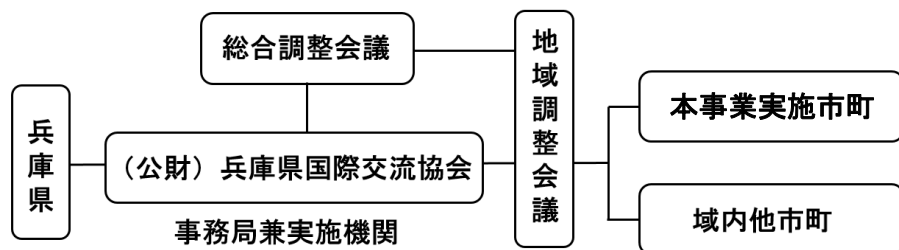
- 神奈川県
- 岐阜県
- 静岡県
- 京都府
- 横浜市
- 浜松市
- 名古屋市
- 広島市
- 茨城県
- 石川県
- 長野県
- 兵庫県
- 島根県
- 広島県
- 宮崎県
- 神戸市
- 北九州市



事例1：兵庫県

(1) 実施体制

- ① 総括コーディネーター(2名)の配置
- ② 地域日本語教育コーディネーター
(2名:丹波地域・北播磨地域)の配置
- ③ 総合調整会議の設置



※令和元年度
丹波地域・北播磨地域の実施(①②)

(2) 事業内容

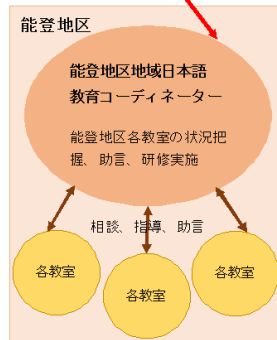
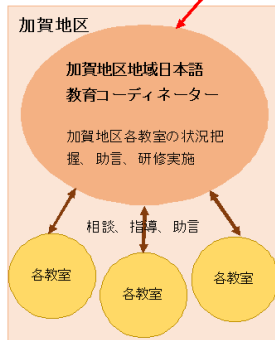
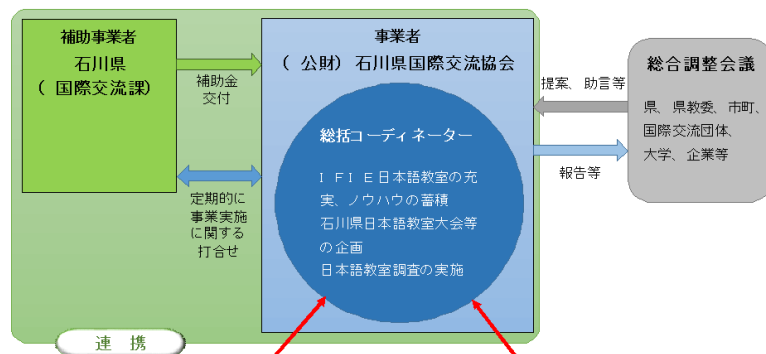
- ① 日本語教師による日本語教室の開設
- ② 上記教室と既存教室との連携
- ③ 教材等の改良・開発・共有
- ④ 日本語教育におけるICTの活用
- ⑤ 日本語教育人材の育成
 - ・地域日本語教育コーディネーター研修
 - ・「生活者としての外国人」に対する日本語教師対象研修
 - ・日本語学習支援者対象研修
- ⑥ シンポジウム開催
- ⑦ 日本語スピーチ大会開催



事例2: 石川県

(1) 実施体制

- ① 総括コーディネーター(1名: 金沢地域)の配置
- ② 地域日本語教育コーディネーター(2名: 加賀地域・能登地域)の配置
- ③ 総合調整会議の設置



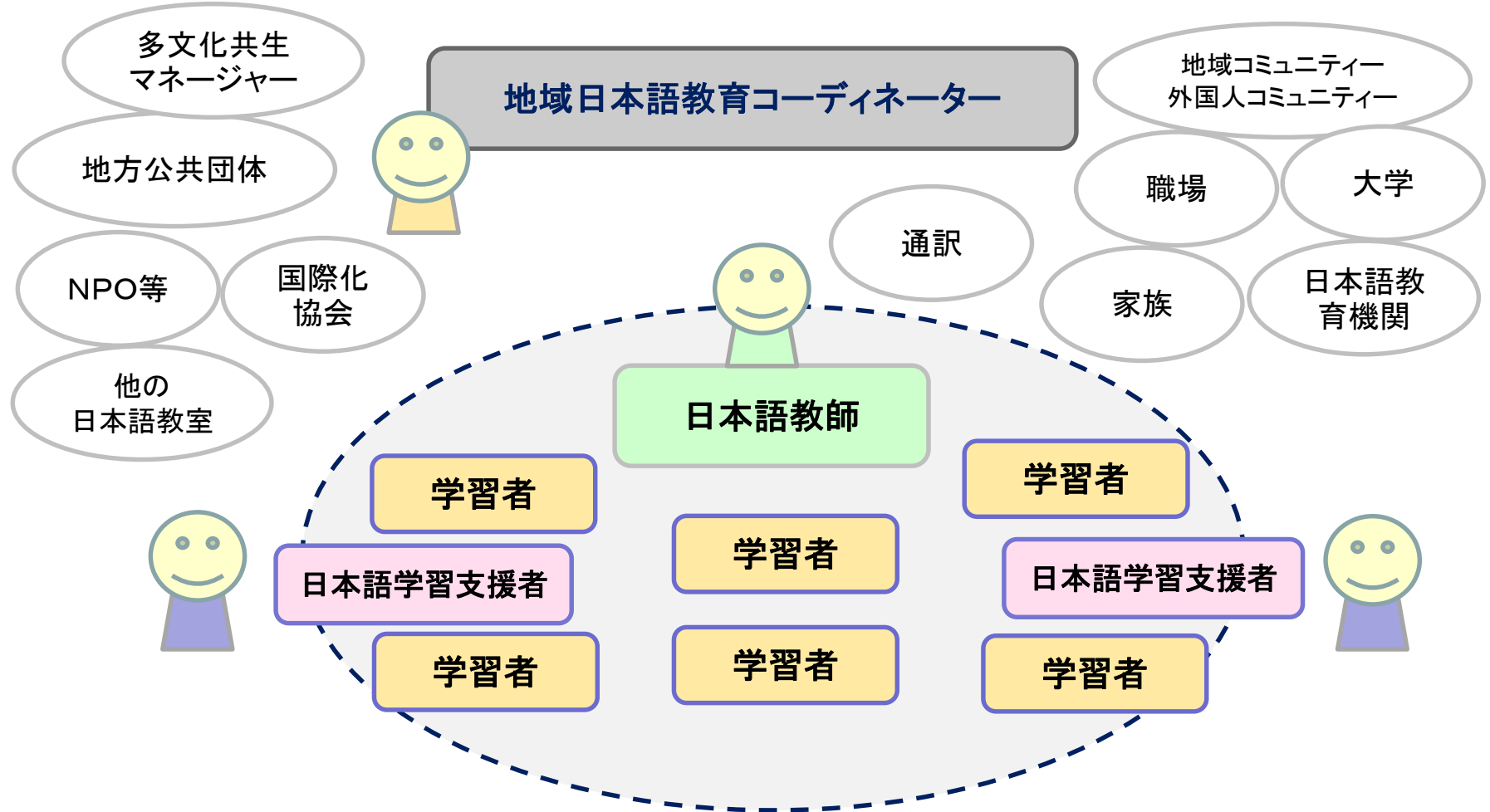
(2) 事業内容

- ① 日本語教室の訪問・聞き取り(全地域)
- ② 子ども向け日本語教室開始(金沢地域)
- ③ 地域日本語教育教室関係者の会議実施
- ④ 既存の日本語教室のカリキュラム見直し
- ⑤ 日本語教育サポーター養成講座開催
- ⑥ 「石川県日本語教育大会」開催
- ⑦ 日本語スピーチ大会開催



「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例

出典:「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版」(平成31年3月,文化審議会国語分科会)



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO, コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

地域住民が日本語学習支援者として日本語教室の活動に参加することは、日本語教育に関わることを通じて、多様な言語・文化に対する理解が深まることにつながる

「生活者としての外国人」のための日本語教室空白地域解消推進事業

(前年度予算額 140百万円)
令和2年度予算額(案) 147百万円

趣旨

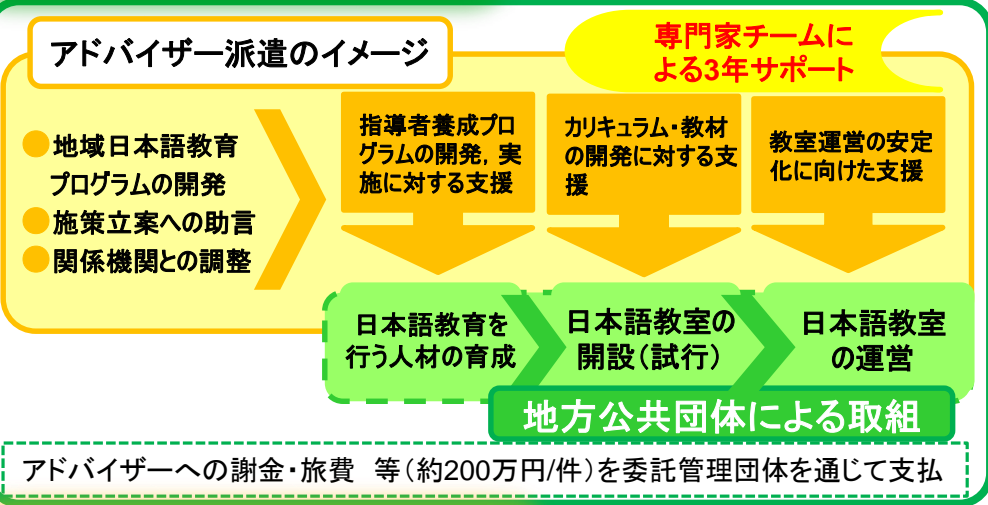
日本語教室が開催されていない地域に居住している外国人は現在、約45万人おり、こういった地域に居住する外国人に日本語を学ぶ機会を提供するために、日本語教室を開催したいと考えている地方公共団体に対し、アドバイザーを派遣し、日本語教室が開設できるよう支援する。また、日本語教室の設置が困難な地域に住む外国人にはインターネット等を活用した日本語学習教材(ICT教材)を開発・提供する。さらに、日本語教室がない地方公共団体を対象に先進事例等を紹介する「空白地域解消推進協議会」を開催し、日本語教室設置を促す。これらの取組を通して日本語学習環境の格差是正を図り、日本語教育を推進する。

●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月25日関係閣僚会議決定) ●外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について(令和元年6月18日関係閣僚会議決定) ●経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定) ●成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)

事業概要

地域日本語教育 スタートアッププログラム

(前年度予算額 36.7百万円)
令和2年度予算額(案) 36.7百万円
《令和元年度採択実績》
・件数: 19件・対象: 地方公共団体等



空白地域解消推進協議会

(前年度予算額 2.7百万円)
令和2年度予算額(案) 2.7百万円

【対象】

- 地方公共団体
- 国際交流協会担当者等(定員45名)

空白地域解消の実践事例紹介

地域資源活用連携方法等協議

日本語学習教材の開発・活用

(前年度予算額 100.6百万円)
令和2年度予算額(案) 107.2百万円



期待される効果

- 地域に日本語教室が開設される, もしくは日本語学習することにより, 日本語を習得する
- 近隣住民とのコミュニケーションが円滑になり外国人が孤立することが少なくなる
- 地域住民(日本人・外国人)の地域社会への参画が増える
- 地域住民が活躍, 外国人の受入れが円滑になる
- 地域が活性化する 10

地域日本語教育スタートアッププログラムの活用地域

国内の空白地域の数

全19団体(過去活用団体を含めると25団体)

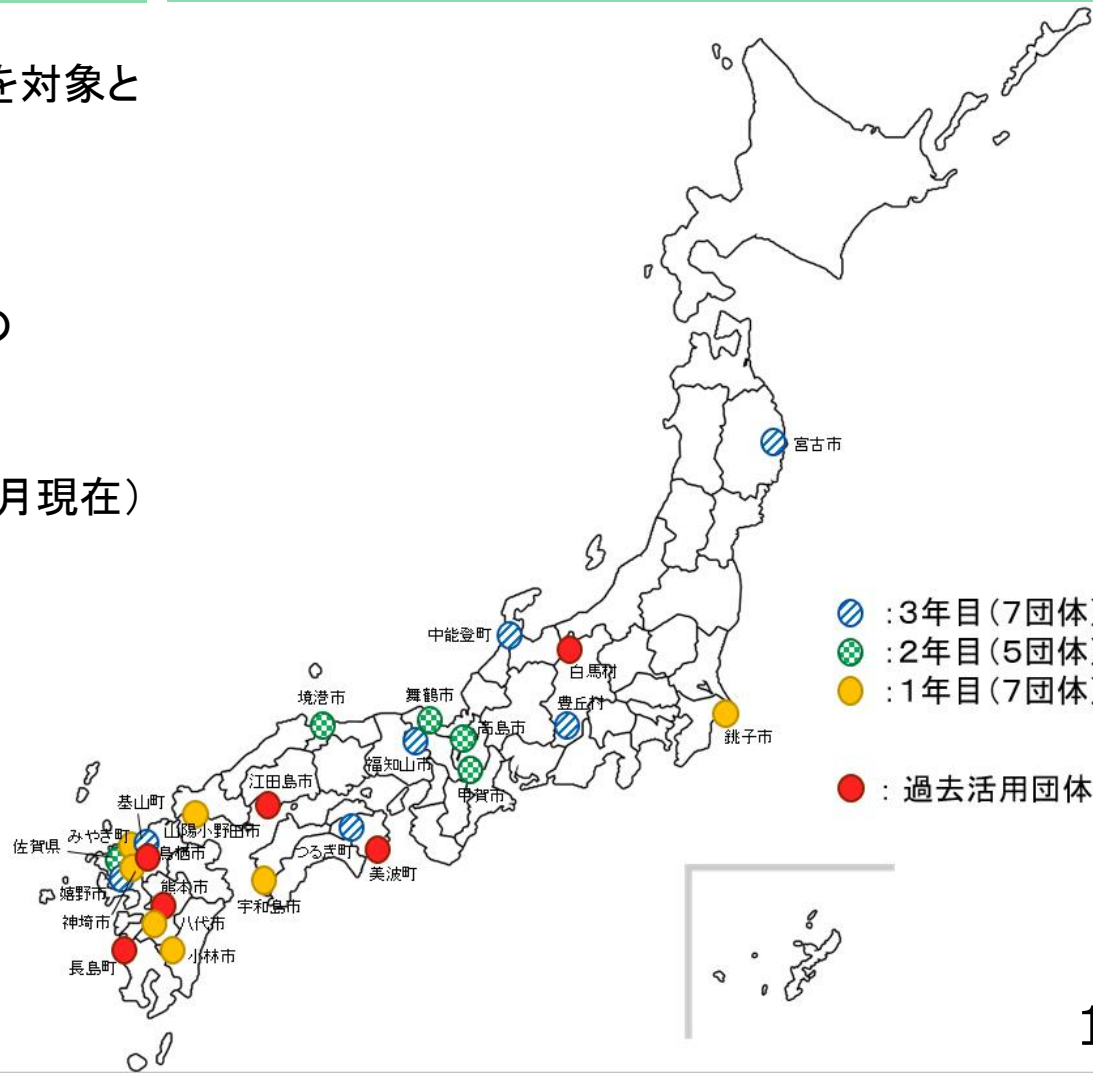
空白地域(域内に「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室がない市区町村)

1,090(全市区町村のうち 57.49%)

うち、外国人比率が全国平均2.14%以上の

市区町村は116

(数値等は全て平成31年1月現在)



インターネット等を活用した 日本語学習教材 (ICT教材)

概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語教室に通えない外国人が独学で生活に必要な日本語能力を習得できる日本語学習コンテンツを開発、公開

内容

生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等

対応言語

令和元年度：6言語開発

(日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)

令和2年度：4言語開発、ICT教材の活用方法等のセミナー開催

(インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、カンボジア語)

※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に合わせ、全14言語を目標に開発予定

4月中旬
ウェブで公開予定

レベル1
テーマ2. 身近なものを買ってみよう

スーパーマーケットで買い物をするときに使う日本語を学んでみましょう。
商品のあり場を確認するときや値段について聞くとき、支払いをするときの表現を学ぶことができます。

このテーマのキーワード
手紙、お酒、ふくら、パンク、ポイントカード

2-1. OOはどこですか。
目で正しい商品の場所を確認することになります。

00:00 / 00:38

日本語	Romaji	英語
お：すみません。牛乳はどこですか？ Ono: Sumimasen. Gyuuji wa doko desu ka?	onoko Sumimasen. Gyuuji wa doko desu ka?	Customer: Excuse me, Where is the milk?
店員：やあ、こちらです。 Tenin: Ya, koko desu.	tenin: Goyasidare desu.	Clerk: It's right here.
店員：こちらです。 Tenin: Koko desu.	tenin: Koko desu.	Clerk: It's here.



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

資料 4

多文化共生の推進に関する研究会資料

医療・保健・福祉について

令和2年3月17日

厚生労働省

目次

- ・ 外国人患者受入れ環境の整備等の推進 . . . P 2
- ・ 利用者支援事業について . . . P 4
- ・ 国民健康保険の加入促進等について . . . P 5

厚生労働省事業

注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

都道府県向け支援

地域の外国人患者受入体制整備等を協議する場の設置 1.7億円(1.6億円)

- 都道府県に地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議等を行う【補助】

医療機関の外国人対応に資するワンストップ窓口の設置 2.4億円(2.4億円)

- 都道府県に、医療機関等から寄せられる外国人対応に関する日常的な相談から複雑な課題にも対応できるワンストップ型の相談窓口を設置する【補助】

地域における外国人患者受入れ体制のモデル事業 0.3億円(0.3億円)

- 都道府県において、地域特性に応じた外国人患者受入れ体制モデルを構築する【補助】※5都道府県程度

医療機関の外国人対応に資する夜間休日ワンストップ窓口 2.2億円(2.2億円)

- 都道府県におけるワンストップ窓口の機能を補完するため、国において夜間・休日における医療機関からの相談に対する相談窓口を設置する【委託】

医療機関向け支援

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業 0.5億円(0.5億円)

- 電話医療通訳の団体契約を通じて、医療機関における電話医療通訳の利用を促進【補助】※5団体程度

希少言語に対応した遠隔通訳サービス 2.2億円(2.2億円)

- 民間サービスが少なく、通訳の確保が困難な希少言語について、医療機関向けの遠隔通訳サービスを提供【委託】

医療通訳者・医療コーディネーター配置等支援事業 0.5億円(0.5億円)

- 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関への医療通訳者等の配置や、当該医療機関の体制整備を支援するための情報提供や助言を実施【補助】※10箇所程度

医療コーディネーター等養成研修 0.7億円(0.8億円)

- 医療機関の外国人患者受入対応能力向上のため、医療コーディネーター等の養成研修等を実施【委託】

地域ごとの多様な関係者による情報共有と連携の仕組みの構築に向けた支援 (都道府県単位の協議会及び医療機関向けワンストップ窓口の開設支援)

参 考

2018

モデル事業の実施

○5都道府県(北海道・東京都・三重県・京都府・大阪府)で、主に訪日外国人を念頭に、地域における関係者の会議体の設置や実態把握等の初期的な対応にかかるモデル事業を開始

2019

全都道府県に向けた
対策協議会及びワンストップ窓口の設置支援

- 2019年度から、都道府県が協議会を設置する場合は、国が支援するスキームを開始
- 同時に、都道府県が医療機関向けのワンストップ窓口を設置する場合も、国が支援するスキームを開始

2019.10

都道府県を補完する
夜間ワンストップ窓口の開始

2019年度10月末からは、厚生労働省において、都道府県のワンストップ窓口を補完する夜間休日の相談窓口を開設。対応結果等について、都道府県へのフィードバックも開始

2020

○ 2018年度に実施したモデル構築事業の結果も踏まえた都道府県向けの支援マニュアル※を公開し、都道府県の医療機関支援をサポート

○ 2020年度も全国47都道府県分のワンストップ&協議会設置支援の予算を確保しており、早期の地域における体制整備を目指す

※2019年度末を目途に、厚労科研・研究班で検討中

○ 関係者による議論の場を設置し、関係者間の連携強化を図る。



○ 地域の外国人患者受入れ体制における課題の整理及び課題に対する対応方針を策定。

利用者支援事業

令和元年度予算 1,304億円の内数→令和2年度予算案 1,453億円の内数

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
 - 子育て支援に関する情報の収集・提供
 - 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○補助単価（令和2年度予算案）

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
	7,505千円	3,006千円	9,274千円

※母子保健型は、職員が専任の場合

【加算事業】	夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応（新規）
	1,365千円	735千円	1,072千円	1,820千円	805千円	728千円

○実施か所数の推移

（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
29年度	611	371	915	1,897
30年度	720	375	1,183	2,278

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

【令和元年度から実施】多言語対応加算

外国人子育て家庭等が、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声通訳システム等を導入し、多言語対応への取組を実施した場合の加算

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日)の 医療保険関係ポイント

(医療保険の適正な利用の確保)

- 健康保険について、引き続き、海外居住者の被扶養認定の厳格な認定を実施
また、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、原則として国内居住要件を導入し、その際、一定の例外を設ける【令和元年5月22日公布、令和2年4月1日施行】
- 国民健康保険について、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に市町村が入国管理局に通知する枠組みについて、通知対象を拡大【平成31年1月7日通知発出】
また、被保険者の資格の得喪に関し、市町村が関係者に報告を求めることができる旨を明確化【令和元年5月22日公布、同日施行】
- 出産育児一時金について、審査を厳格化【平成31年4月1日通知発出】
- なりすましについて、医療機関が必要と判断する場合に、本人確認書類の提示を求めることができるよう必要な対応を行う【令和2年1月10日通知発出】

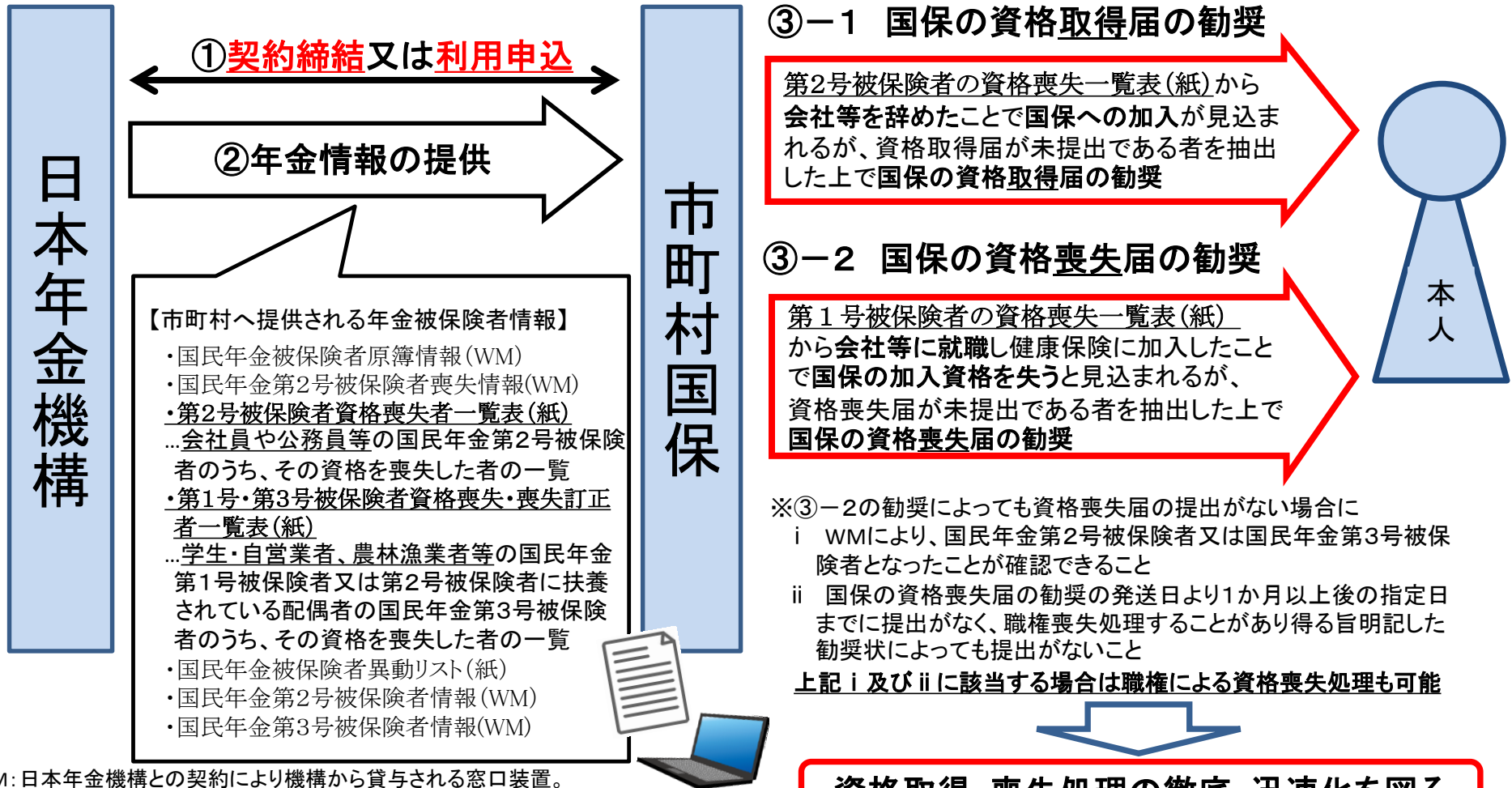
(社会保険への加入促進)

- 国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進【平成31年3月29日通知発出】
- 新たな在留資格による外国人(本年4月からの特定技能1号・2号)について、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項等を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を実施【令和2年4月から実施予定】
- 新たな在留資格による外国人(本年4月からの特定技能1号・2号)について、国民健康保険・国民年金の保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請等を不許可とする【平成31年4月1日より実施】

年金被保険者情報の活用による国保の資格取得・喪失処理の徹底について

- 平成21年2月から、日本年金機構(発足前は旧社会保険庁)と市町村との間で覚書を締結することにより、全ての市町村で年金被保険者情報(「市区町村用ねんきんネット」と「紙のリスト」)を国保事務に活用することが可能となった。
- また、平成31年4月から、①契約締結により「年金相談用WM」、又は、②(「紙のリスト」の国保事務)利用申込書兼利用契約同意書の提出により「紙のリスト」をそれぞれ国保事務に活用することが可能となった。
- さらに、日本年金機構では「市区町村用ねんきんネット」を令和元年12月末に廃止し、令和2年1月以降は日本年金機構から市区町村に契約締結により貸与する「ねんきんネットWM」を国保事務に利用することを可能にした。
※ 現在、「市区町村用ねんきんネット」の覚書により「紙のリスト」を国保事務に利用している市区町村が、引き続き、令和2年1月以降も国保事務に利用する場合については、上記②の(「紙のリスト」の国保事務)利用申込書兼利用契約同意書の提出が必要になる。

<資格に関する届出がない被保険者に対する年金情報の活用>



(注)WM: 日本年金機構との契約により機構から貸与される窓口装置。

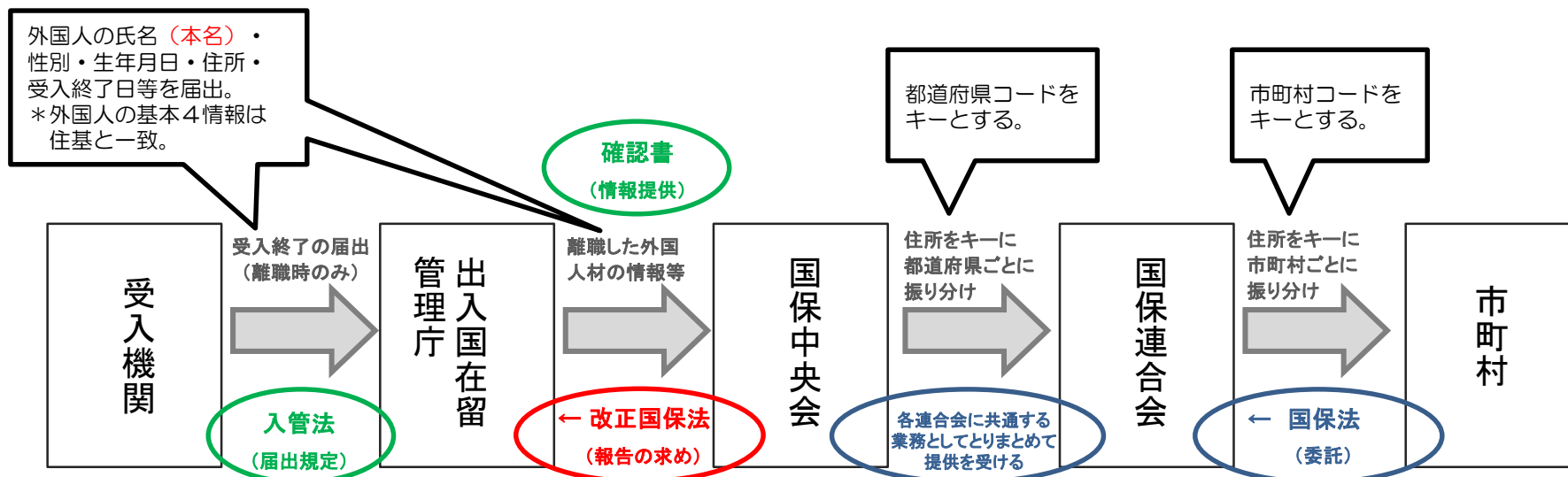
資格取得・喪失処理の徹底・迅速化を図る

外国人材の受入拡大に伴う国保への加入促進に係る情報連携について

令和2年2月18日 全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議資料

- 平成31年4月に、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設等を内容とする改正入管法が施行され、外国人材の受入れが開始。こうした外国人材の国保への加入を促進するためには、関係行政機関が連携して取り組む必要。
- 厚生労働省では、実務的な観点から法務省等との間で検討を進めてきたが、以下のような情報連携のスキームを構築したいと考えており、都道府県におかれても引き続き市町村への周知及び取組の推進についてご協力をお願いしたい。
- なお、法令上、市町村が「出入国在留管理庁に報告を求める事務」を国保連合会に委託(国保中央会に再委託)するという構成になることから、各市町村と国保連合会との間で当該事務に係る委任契約の締結をお願いしている。

市町村において、「出入国在留管理庁→国保中央会→国保連合会」経由で、入国・離職した外国人材の情報の提供を受け、外国人材に対する加入勧奨を実施



◎国民健康保険法(昭和33年法律第192号) ※赤字部分を追加(健保法等改正法:令和元年5月15日可決・成立、同月22日公布・施行) ※(資料の提供等)

第百十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

(連合会又は支払基金への事務の委託)

第百十三条の三 保険者は、第四十五条第五項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。)に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は支払基金に委託することができる。

- 一 第四章の規定による保険給付の実施、第七十六条第一項又は第二項の規定による保険料の徴収、第八十二条第一項の規定による保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

地方公共団体が策定している多文化共生に係る
指針・計画等の調査結果報告

令和2年3月

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

I . 調査概要

1. 調査趣旨

- 2006年に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」（以下『総務省プラン』）を策定して十数年が経過し、多文化共生施策を取り巻く状況は大きく変化した。
- 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2018.12）や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（2019.6）が策定・決定されるなど、政府全体として外国人施策に対応する動きが出ている。
- このような動きがある中、地方公共団体においても多文化共生の推進に関する指針・計画の策定や改訂が行われ、新たな視点を盛り込む動きもあることから、今後の多文化共生施策のあり方の検討に向け、各自治体の指針・計画の策定状況について、直近3年以内に策定または改訂した15自治体の指針・計画等の比較調査及び5自治体のヒアリング、また639自治体へのアンケートを調査した。

	調査実施項目	対象自治体数	調査目的
1	アンケート調査	639	比較的外国人住民比率が高い自治体の傾向の把握
2	指針・計画等の比較調査	15	抽出自治体の意向・取組の最新の傾向の把握
3	ヒアリング調査	5	抽出自治体の取組の深堀調査

2. アンケート調査 – 概要

- 比較的外国人住民比率が高い全国の自治体に対し、昨年度国際室が実施したアンケートを参考に作成したExcel形式の調査票を配布し、多文化共生に係る部局等から回答を得た。

■ 調査方法：Excelの様式を電子メールで送受。

都道府県・政令市は直接総務省に回答、市区町村は都道府県が取りまとめのうえ総務省に回答。

■ 調査期間：2020/2/3～2020/3/12

■ 調査対象：全47都道府県・全20政令市および外国人住民比率の高い572市区町村

■ 調査項目

No	調査項目
1	指針・計画等策定状況
2	多文化共生推進の取組実施状況・方法
3	防災に関する取組・体制
4	多文化共生推進に係る担当部署の設置状況
5	部局・関係機関間の連携状況・内容
6	効果が大きいと感じる取組
7	実施している独自事業の内容
8	多文化共生推進に必要と考える要因
9	指針・計画等が未策定の理由
10	指針・計画等の策定に向けた課題
11	策定を予定していない理由

■ 回答状況

区分		調査対象数	回答数	回答率
全体	全体	639	635	99.4%
自治体 区分別	都道府県	47	46	97.9%
	政令市	20	20	100.0%
	その他の市	337	336	99.7%
	区	23	23	100.0%
	町	170	168	98.8%
	村	42	42	100.0%

3. 指針・計画等の比較調査 – 概要

- 各地方公共団体において、多文化共生の推進に関する指針・計画の策定や改訂が行われ、新たな視点を盛り込む動きもある。
- 今後の多文化共生施策のあり方の検討に向け、直近3年以内に指針・計画を策定又は改訂した15自治体について、該当の記述を抽出し、総務省プランの項目立てとの対比表を作成した。

1. 地域における多文化共生の意義

- 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯
- 外国人住民の受入れ主体としての地域
- 外国人住民の人権保障
- 地域の活性化
- 住民の異文化理解力の向上
- ユニバーサルデザインのまちづくり

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

- コミュニケーション支援
- 生活支援
- 多文化共生の地域づくり
- 多文化共生施策の推進体制の整備

3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

- コミュニケーション支援
 - 地域における情報の多言語化
 - 日本語及び日本社会に関する学習支援
- ...

「地域における多文化共生推進プラン」の観点



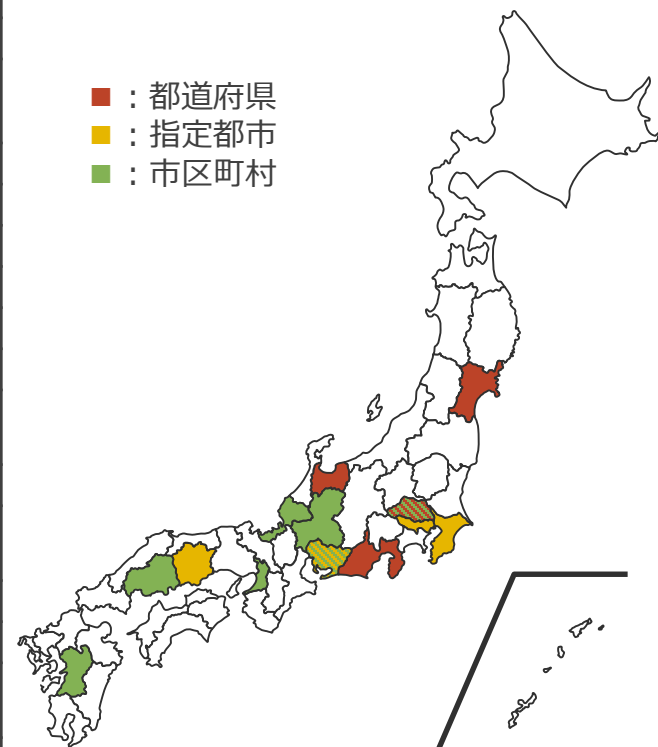
1-3. 外国人住民の人権保障	
1-2. 外国人住民の受入	
1-1. 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	
総務省 プラン	~~~~~ ~~~~~
AA県	~~~~~ ~~~~~
BB県	~~~~~ ~~~~~
CC県 NN市	~~~~~ ~~~~~
DD県 OO市	~~~~~ ~~~~~
EE県 PP町	~~~~~ ~~~~~

「対比表」の構成

3. 指針・計画等の比較調査 – 調査対象団体

「過去3年以内に策定または改訂している」、「多文化共生推進プランを他の指針や総合計画とは別に、単独で策定している」、「外国人住民比率が比較的高い」の3観点を中心に、下表のとおり15団体を調査対象として選定した。

区分	自治体名	指針・計画名	策定年 (括弧内は初回策定年)	外国人 住民比率※
都道府県	宮城県	第3期宮城県多文化共生社会推進計画	2019年 (2009年)	0.9%
	埼玉県	埼玉県多文化共生推進プラン (平成29年度～33年度)	2018年	2.4%
	富山県	富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン	2019年	1.7%
	静岡県	ふじのくに多文化共生推進基本計画	2018年	2.4%
政令指定市	千葉市	千葉市多文化共生のまちづくり推進指針	2017年	2.9%
	名古屋市	第2次名古屋市多文化共生推進プラン	2019年 (2012年)	3.8%
	岡山市	岡山市多文化共生社会推進プラン	2019年	1.9%
市町村	埼玉県川口市	第2次川口市多文化共生指針	2018年	6.3%
	東京都港区	港区国際化推進プラン 平成30年度～平成32年度	2018年 (2015年)	8.4%
	福井県越前市	越前市多文化共生推進プラン	2019年	5.2%
	岐阜県美濃加茂市	第3次美濃加茂市多文化共生推進プラン	2019年 (2009年)	9.6%
	愛知県知立市	知立市多文化共生推進プラン2017-2021	2017年	7.6%
	大阪府吹田市	吹田市多文化共生推進指針	2017年	1.5%
	広島県安芸高田市	第2次安芸高田市多文化共生推進プラン	2018年 (2013年)	2.5%
	熊本県八代市	やつしろ国際化推進ビジョン ～世界の笑顔が花咲く国際都市やつしろ～	2019年	2.0%



※ 都道府県は「多文化共生の推進に関する研究会」第1回資料6を参照。

市区町村は「在留外国人統計」(2019年6月末時点)、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(2019年1月1日時点)から算出。

4. ヒアリング調査 – 概要

- 指針・計画等の比較調査の対象とした15自治体のうち、特に特徴的な取組や策定・改訂の経緯を持つ5自治体について、電話でのヒアリング調査を行った。
- ヒアリング内容は、指針・計画等の策定の背景、注目すべき特徴的な取組の具体的な内容、およびそのほかに自治体で特に注力している取組についてである。

ヒアリング調査項目

1. 策定・改訂の背景

- 改訂にあたっての問題意識（自治体が解決したい課題、日本・国際社会の変化等の影響）
- 前期の指針・計画等（あれば）の振り返り実施の有無、またはその結果
- 新たに盛り込まれた視点
- 策定に寄与する審議会等（あれば）
- 貴自治体が求める多文化共生の姿

2. 特徴的な取組について（対象自治体ごとに2~5件）

- 背景となる問題意識
- 実施内容（予定を含む）
- 施策の検討・実施の状況（予定を含む）

3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	自治体名	ヒアリング実施日	ヒアリング対象課室
都道府県	宮城県	3月13日(金)	国際企画課
	静岡県	3月11日(水)	多文化共生課、 農業ビジネス課、介護保険課
政令指定都市	岡山市	3月2日(月)	国際課
市区町村	福井県越前市	3月9日(月)	市民協働課ダイバーシティ推進室、産業政策課
	広島県安芸高田市	3月10日(火)	人権多文化共生推進課

Ⅱ．アンケート調査

INDEX

以下の各調査項目に関し、自治体区分別・指針・計画等策定状況別に集計・分析を行った。

調査項目	頁
1. 指針・計画等策定状況	10
2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法	11
(1) 窓口等における多言語対応	11
(2) 防災に関する支援	16
(3) 医療に関する支援	24
(4) 日本語教育	30
(5) 就職支援	35
3. 防災に関する取組・体制	41
(1) 災害時の多言語情報提供体制	41
(2) 体制整備の実績	42
(3) 体制の地域防災計画への明記	43
(4) 関係団体との役割分担	44
(5) 費用負担	45

調査項目	頁
4. 多文化共生推進に係る担当部署の設置状況	46
5. 部局・関係機関間の連携状況・内容	47
8. 多文化共生推進に必要と考える要因	49

- ※ 無回答が含まれるため、
 択一回答の設問であっても各回答の合計が総回答数と一致しない場合がある。
- ※ 具体的な設問内容は別紙の通り。

1. 指針・計画等策定状況

集計中

(参考) 多文化共生に係る計画・指針の策定状況〔H31(2019).4.1時点〕

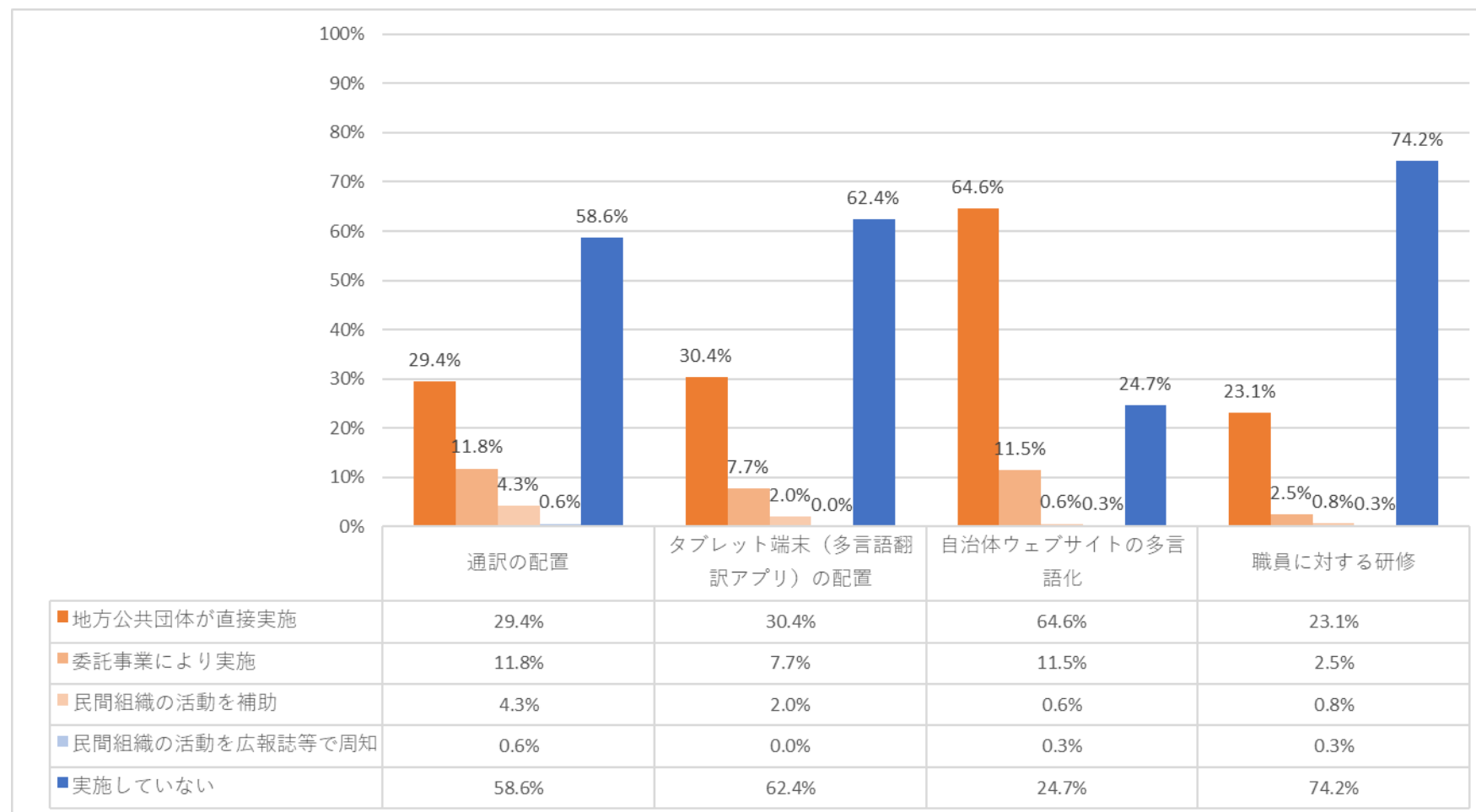
※平成31年4月に実施した総務省自治行政局国際室による調査結果から、今回の調査対象団体の回答を抜粋

回答	都道府県	指定都市	市 (指定都市除く)	区	町	村	全体
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	18(38%)	9(45%)	58(17%)	8(35%)	1(1%)	0(0%)	94(15%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	18(38%)	9(45%)	30(9%)	3(13%)	6(4%)	0(0%)	66(10%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	10(21%)	2(10%)	192(57%)	10(43%)	74(44%)	8(19%)	296(46%)
策定している(計)	46(98%)	20(100%)	280(83%)	21(91%)	81(48%)	8(19%)	456(71%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	1(2%)	0(0%)	13(4%)	2(9%)	5(3%)	2(5%)	23(4%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0(0%)	0(0%)	44(13%)	0(0%)	84(49%)	32(76%)	160(25%)
策定していない(計)	1(2%)	0(0%)	57(17%)	2(9%)	89(52%)	34(81%)	183(29%)

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

- 窓口等での取組の中では、「自治体ウェブサイトの多言語化」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

① 通訳の配置

- 通訳の設置は、全体では約4割の自治体を実施していたが、町や村では実施率が約1割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	187	10	10	141	9	14	3
2	委託事業により実施	75	22	8	37	6	2	0
3	民間組織の活動を補助	27	6	3	16	2	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	4	0	0	4	0	0	0
5	実施していない	372	11	6	158	7	151	39
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	29.4%	21.7%	50.0%	42.0%	39.1%	8.3%	7.1%
2	委託事業により実施	11.8%	47.8%	40.0%	11.0%	26.1%	1.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	4.3%	13.0%	15.0%	4.8%	8.7%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	58.6%	23.9%	30.0%	47.0%	30.4%	89.9%	92.9%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

② タブレット端末（多言語翻訳アプリ）の配置

- タブレット端末の設置は、全体では約4割の自治体を実施していたが、町や村では実施率が2割弱であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	193	12	14	113	16	31	7
2	委託事業により実施	49	23	6	16	4	0	0
3	民間組織の活動を補助	13	6	2	5	0	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0	0	0	0	0	0	0
5	実施していない	396	9	2	209	4	137	35
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	30.4%	26.1%	70.0%	33.6%	69.6%	18.5%	16.7%
2	委託事業により実施	7.7%	50.0%	30.0%	4.8%	17.4%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	2.0%	13.0%	10.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	62.4%	19.6%	10.0%	62.2%	17.4%	81.5%	83.3%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

③ 自治体ウェブサイトの多言語化

- ウェブサイトの多言語化は、全体では7割強の自治体を実施していたが、町では約半数、村では約3割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市、東京都特別区は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	410	37	17	253	17	75	11
2	委託事業により実施	73	7	5	45	6	9	1
3	民間組織の活動を補助	4	2	0	2	0	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	1	0	1	0
5	実施していない	157	2	0	42	1	82	30
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	64.6%	80.4%	85.0%	75.3%	73.9%	44.6%	26.2%
2	委託事業により実施	11.5%	15.2%	25.0%	13.4%	26.1%	5.4%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	0.6%	4.3%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	24.7%	4.3%	0.0%	12.5%	4.3%	48.8%	71.4%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(1) 窓口等における多言語対応

④ 職員に対する研修

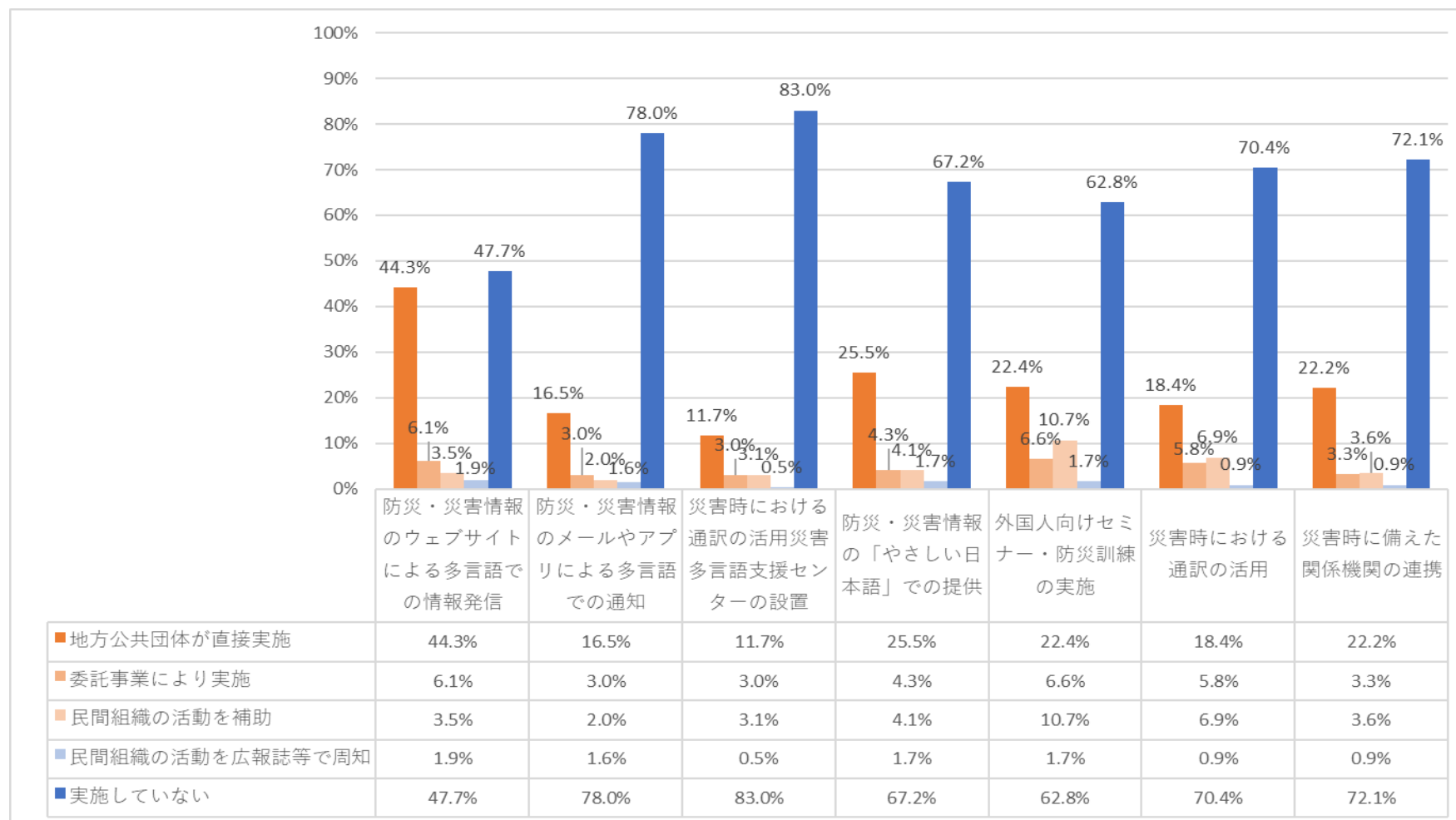
- 職員研修については、全体の2割強の実施にとどまった。
- 政令市や東京都特別区の実施率が高く、町・村ではほとんど実施されていなかった。また、自治体の直接実施が大多数であった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	147	12	17	100	13	4	1
2	委託事業により実施	16	9	0	5	2	0	0
3	民間組織の活動を補助	5	3	0	1	1	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	2	0	0	0
5	実施していない	471	25	3	231	8	163	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	23.1%	26.1%	85.0%	29.8%	56.5%	2.4%	2.4%
2	委託事業により実施	2.5%	19.6%	0.0%	1.5%	8.7%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	0.8%	6.5%	0.0%	0.3%	4.3%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	74.2%	54.3%	15.0%	68.8%	34.8%	97.0%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

- 防災に関する取組の中では、「防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

① 防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信

- ウェブサイトでの多言語発信は、全体では半数弱の自治体が実施していたが、町・村は約2割であった。
- 自治体の直接実施が多いが、都道府県、政令市は委託や民間への補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	281	29	10	180	18	37	7
2	委託事業により実施	39	11	5	15	1	7	0
3	民間組織の活動を補助	22	7	5	8	2	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	12	2	1	8	0	1	0
5	実施していない	303	6	3	133	4	122	35
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	44.3%	63.0%	50.0%	53.6%	78.3%	22.0%	16.7%
2	委託事業により実施	6.1%	23.9%	25.0%	4.5%	4.3%	4.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	3.5%	15.2%	25.0%	2.4%	8.7%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.9%	4.3%	5.0%	2.4%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	47.7%	13.0%	15.0%	39.6%	17.4%	72.6%	83.3%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

② 防災・災害情報のメールやアプリによる多言語での通知

- メール・アプリでの多言語通知は、全体の約2割の実施にとどまった。
- その中では規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法は自治体の直接実施の割合が高かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	105	16	8	60	10	11	0
2	委託事業により実施	19	3	3	11	1	1	0
3	民間組織の活動を補助	13	3	2	6	2	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	10	2	0	7	1	0	0
5	実施していない	495	25	8	254	11	155	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	16.5%	34.8%	40.0%	17.9%	43.5%	6.5%	0.0%
2	委託事業により実施	3.0%	6.5%	15.0%	3.3%	4.3%	0.6%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	2.0%	6.5%	10.0%	1.8%	8.7%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.6%	4.3%	0.0%	2.1%	4.3%	0.0%	0.0%
5	実施していない	78.0%	54.3%	40.0%	75.6%	47.8%	92.3%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

③ 災害時における災害多言語支援センターの設置

- ・ 災害多言語支援センターの設置は、全体で1割強の実施にとどまった。都道府県や政令市とその他区分の差が大きい。
- ・ 基本的には自治体の直接実施が中心となっている。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	74	24	12	32	3	2	1
2	委託事業により実施	19	7	5	6	1	0	0
3	民間組織の活動を補助	20	6	4	8	0	2	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	1	0	2	0	0	0
5	実施していない	527	13	2	289	19	163	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	11.7%	52.2%	60.0%	9.5%	13.0%	1.2%	2.4%
2	委託事業により実施	3.0%	15.2%	25.0%	1.8%	4.3%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	3.1%	13.0%	20.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	2.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	83.0%	28.3%	10.0%	86.0%	82.6%	97.0%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

④ 防災・災害情報の「やさしい日本語」での提供

- やさしい日本語での防災・災害情報の提供は、全体では約3割で実施されていた。
- 都道府県及び市レベルでの実施率が比較的高く、また都道府県や政令市は委託や補助による実施割合が比較的高い。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	162	17	13	115	10	7	0
2	委託事業により実施	27	11	4	12	0	0	0
3	民間組織の活動を補助	26	9	3	14	0	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	1	1	9	0	0	0
5	実施していない	427	13	3	196	13	160	42

選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	25.5%	37.0%	65.0%	34.2%	43.5%	4.2%	0.0%
2	委託事業により実施	4.3%	23.9%	20.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	4.1%	19.6%	15.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	2.2%	5.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	67.2%	28.3%	15.0%	58.3%	56.5%	95.2%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

⑤ 外国人向けセミナー・防災訓練の実施

- 外国人向けセミナー・防災訓練は、全体では約4割弱で実施され、東京都特別区の実施率が突出していた。
- 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	142	17	8	93	17	6	1
2	委託事業により実施	42	12	7	20	1	2	0
3	民間組織の活動を補助	68	12	6	43	3	4	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	4	0	7	0	0	0
5	実施していない	399	8	2	188	5	155	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	22.4%	37.0%	40.0%	27.7%	73.9%	3.6%	2.4%
2	委託事業により実施	6.6%	26.1%	35.0%	6.0%	4.3%	1.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	10.7%	26.1%	30.0%	12.8%	13.0%	2.4%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	8.7%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	62.8%	17.4%	10.0%	56.0%	21.7%	92.3%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

⑥ 災害時における通訳の活用

- ・ 災害時通訳の活用については、全体では約3割で実施されていたが、町・村ではほぼ実施されていなかった。
- ・ 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	117	14	10	80	10	3	0
2	委託事業により実施	37	14	6	15	2	0	0
3	民間組織の活動を補助	44	13	6	21	1	3	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	6	2	0	3	1	0	0
5	実施していない	447	8	2	225	9	161	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	18.4%	30.4%	50.0%	23.8%	43.5%	1.8%	0.0%
2	委託事業により実施	5.8%	30.4%	30.0%	4.5%	8.7%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	6.9%	28.3%	30.0%	6.3%	4.3%	1.8%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.9%	4.3%	0.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%
5	実施していない	70.4%	17.4%	10.0%	67.0%	39.1%	95.8%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(2) 防災に関する支援

⑦ 災害時に備えた関係機関の連携

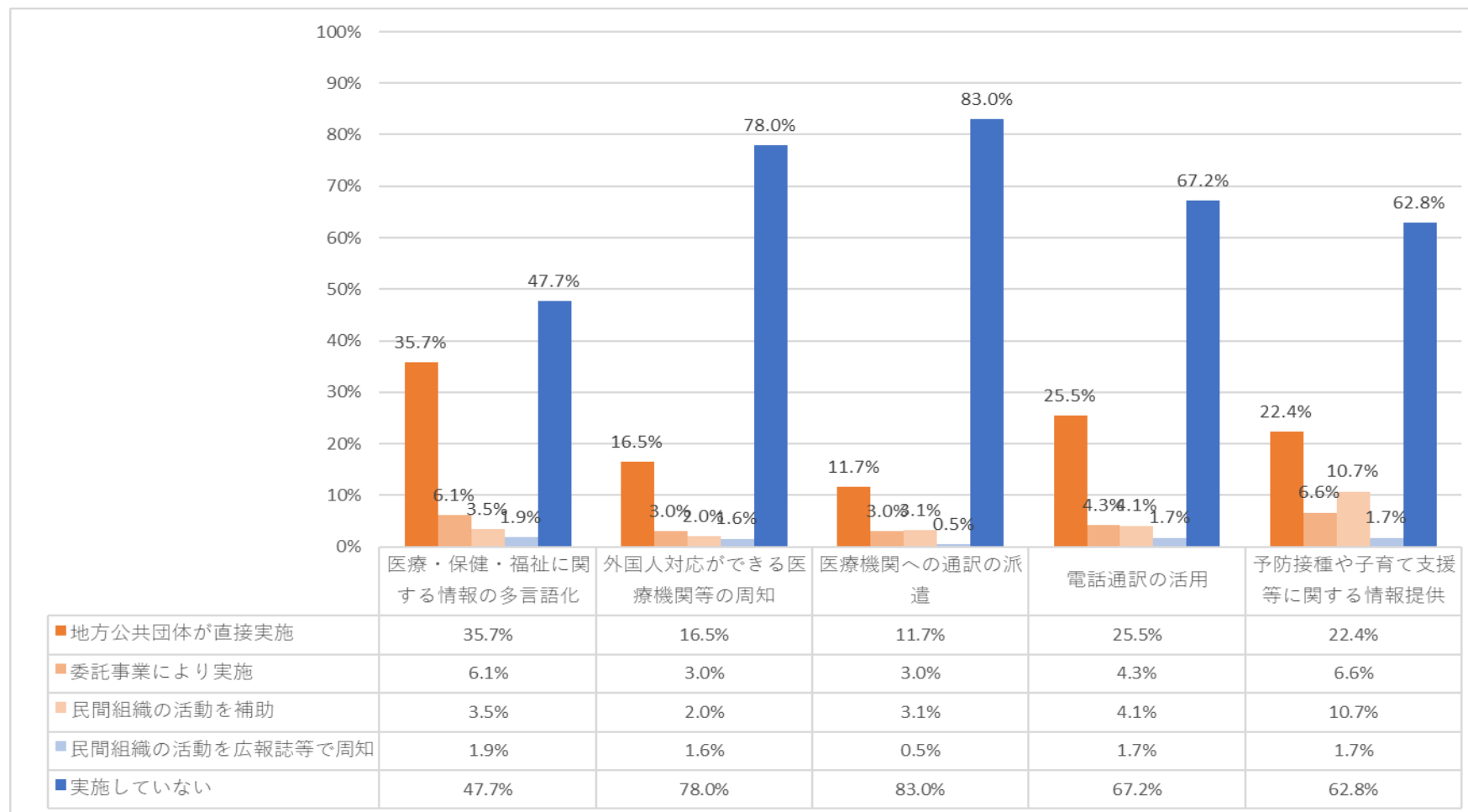
- 関係機関の連携は、全体では3割弱で実施されていたが、町・村ではほぼ実施されていなかった。
- 自治体の直接実施が多いものの、都道府県や政令市ではそれと同等の割合で委託・補助により実施されていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	141	28	15	85	8	5	0
2	委託事業により実施	21	7	4	8	2	0	0
3	民間組織の活動を補助	23	4	4	10	2	3	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	6	0	0	5	0	1	0
5	実施していない	458	9	2	234	13	158	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	22.2%	60.9%	75.0%	25.3%	34.8%	3.0%	0.0%
2	委託事業により実施	3.3%	15.2%	20.0%	2.4%	8.7%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	3.6%	8.7%	20.0%	3.0%	8.7%	1.8%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.9%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	72.1%	19.6%	10.0%	69.6%	56.5%	94.0%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

- 医療に関する取組の中では、「医療・保健・福祉に関する情報の多言語化」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

① 医療・保健・福祉に関する情報の多言語化

- 医療・保健・福祉に関する情報の多言語化は、全体では約4割で実施されていた。
- 規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法としては自治体の直接実施が多かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	227	25	15	145	10	28	4
2	委託事業により実施	28	7	4	11	3	2	1
3	民間組織の活動を補助	9	4	1	2	0	2	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	14	2	2	9	1	0	0
5	実施していない	371	13	2	174	10	135	37
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	35.7%	54.3%	75.0%	43.2%	43.5%	16.7%	9.5%
2	委託事業により実施	4.4%	15.2%	20.0%	3.3%	13.0%	1.2%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	1.4%	8.7%	5.0%	0.6%	0.0%	1.2%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.2%	4.3%	10.0%	2.7%	4.3%	0.0%	0.0%
5	実施していない	58.4%	28.3%	10.0%	51.8%	43.5%	80.4%	88.1%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

② 外国人対応ができる医療機関等の周知

- 外国人対応ができる医療機関等の周知は、全体では約2割の実施にとどまった。
- 規模の大きい自治体ほど実施率が高く、実施方法としては自治体の直接実施が多かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	95	34	7	42	6	4	2
2	委託事業により実施	21	9	4	6	1	0	1
3	民間組織の活動を補助	11	4	2	4	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	17	2	3	11	1	0	0
5	実施していない	502	4	7	275	15	162	39
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	15.0%	73.9%	35.0%	12.5%	26.1%	2.4%	4.8%
2	委託事業により実施	3.3%	19.6%	20.0%	1.8%	4.3%	0.0%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	1.7%	8.7%	10.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.7%	4.3%	15.0%	3.3%	4.3%	0.0%	0.0%
5	実施していない	79.1%	8.7%	35.0%	81.8%	65.2%	96.4%	92.9%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

③ 医療機関への通訳の派遣

- 医療機関への通訳の派遣は、全体では1割強の実施にとどまった。
- 大規模自治体の実施率が比較的高く、実施方法は委託が最も高い結果となった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	25	3	1	15	1	4	1
2	委託事業により実施	37	8	5	22	0	2	0
3	民間組織の活動を補助	16	7	2	6	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	18	4	1	13	0	0	0
5	実施していない	539	24	11	281	22	160	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	3.9%	6.5%	5.0%	4.5%	4.3%	2.4%	2.4%
2	委託事業により実施	5.8%	17.4%	25.0%	6.5%	0.0%	1.2%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	2.5%	15.2%	10.0%	1.8%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.8%	8.7%	5.0%	3.9%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	84.9%	52.2%	55.0%	83.6%	95.7%	95.2%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

④ 電話通訳の活用

- 電話通訳の活用は、全体で2割弱の実施にとどまった。
- 実施方法として、都道府県や政令市では委託、その他の市では自治体の直接実施が高い割合を占めた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	42	3	0	28	2	8	1
2	委託事業により実施	47	18	7	16	2	4	0
3	民間組織の活動を補助	10	2	2	5	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	14	1	1	12	0	0	0
5	実施していない	523	22	11	276	19	154	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	6.6%	6.5%	0.0%	8.3%	8.7%	4.8%	2.4%
2	委託事業により実施	7.4%	39.1%	35.0%	4.8%	8.7%	2.4%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	4.3%	10.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2.2%	2.2%	5.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	82.4%	47.8%	55.0%	82.1%	82.6%	91.7%	97.6%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(3) 医療に関する支援

⑤ 予防接種や子育て支援等に関する情報提供

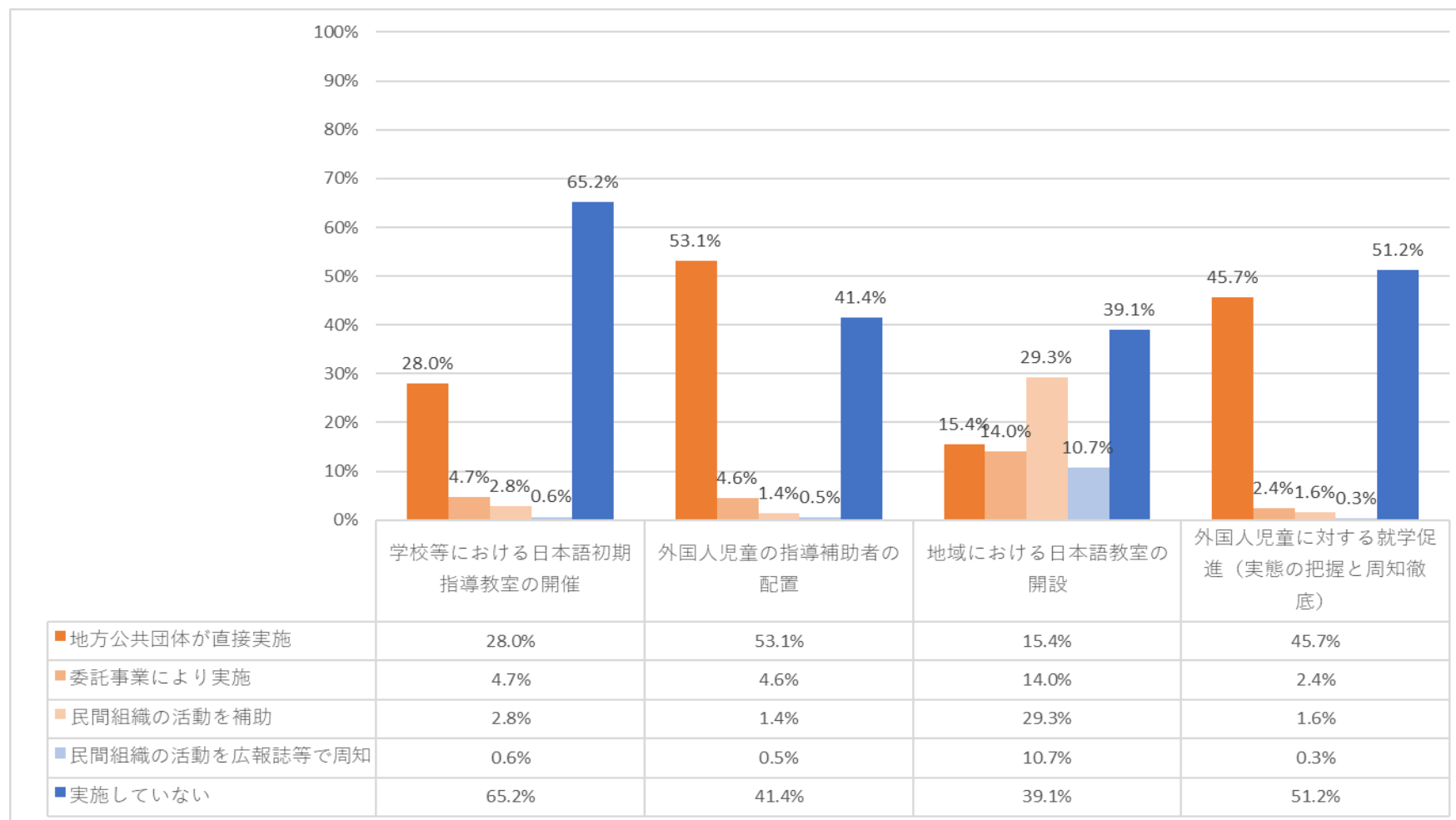
- 外国人への予防接種や子育て支援等に関する情報提供は約5割で実施され、市レベルの実施が中心であった。
- 実施方法は自治体の直接実施が大部分を占めた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	283	6	16	186	15	57	3
2	委託事業により実施	26	6	3	13	2	1	1
3	民間組織の活動を補助	17	5	1	10	1	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	12	2	2	8	0	0	0
5	実施していない	317	29	3	130	7	110	38
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	44.6%	13.0%	80.0%	55.4%	65.2%	33.9%	7.1%
2	委託事業により実施	4.1%	13.0%	15.0%	3.9%	8.7%	0.6%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	2.7%	10.9%	5.0%	3.0%	4.3%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.9%	4.3%	10.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	49.9%	63.0%	15.0%	38.7%	30.4%	65.5%	90.5%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

- 日本語教育の取組の中では、「外国人児童の指導補助者の配置」の取組割合が高かった。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

① 学校等における日本語初期指導教室の開催

- 学校等における日本語初期指導教室は、全体では3割強で実施され、市レベルの実施が中心であった。
- 自治体の直接実施が中心であったが、都道府県や東京都特別区は相対的に委託での実施率が高かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	178	4	17	123	13	19	2
2	委託事業により実施	30	3	2	17	3	4	1
3	民間組織の活動を補助	18	2	0	11	1	3	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	4	0	0	4	0	0	0
5	実施していない	414	37	3	188	7	141	38
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	28.0%	8.7%	85.0%	36.6%	56.5%	11.3%	4.8%
2	委託事業により実施	4.7%	6.5%	10.0%	5.1%	13.0%	2.4%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	2.8%	4.3%	0.0%	3.3%	4.3%	1.8%	2.4%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.6%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	65.2%	80.4%	15.0%	56.0%	30.4%	83.9%	90.5%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

② 外国人児童の指導補助者の配置

- 外国人児童の指導補助者の配置は、全体では約6割で実施され、政令市ではほぼ全自治体が実施していた。
- 基本的に自治体の直接実施により行われていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	337	22	19	229	12	49	6
2	委託事業により実施	29	4	0	20	2	3	0
3	民間組織の活動を補助	9	1	0	7	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	0	0	3	0	0	0
5	実施していない	263	21	1	82	9	114	36
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	53.1%	47.8%	95.0%	68.2%	52.2%	29.2%	14.3%
2	委託事業により実施	4.6%	8.7%	0.0%	6.0%	8.7%	1.8%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.4%	2.2%	0.0%	2.1%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	41.4%	45.7%	5.0%	24.4%	39.1%	67.9%	85.7%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

③ 地域における日本語教室の開設

- 日本語教室の開設は約6割で実施され、他の取組と比べ民間組織の活動を周知しているケースが多く見られた。
- 基本的には市レベルの実施であるが、町では約3割、村では約1割の設置にとどまる。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	98	5	6	63	5	16	3
2	委託事業により実施	89	10	5	63	3	7	1
3	民間組織の活動を補助	186	10	10	132	12	21	1
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	68	9	5	49	2	3	0
5	実施していない	248	19	2	68	2	120	37
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	15.4%	10.9%	30.0%	18.8%	21.7%	9.5%	7.1%
2	委託事業により実施	14.0%	21.7%	25.0%	18.8%	13.0%	4.2%	2.4%
3	民間組織の活動を補助	29.3%	21.7%	50.0%	39.3%	52.2%	12.5%	2.4%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	10.7%	19.6%	25.0%	14.6%	8.7%	1.8%	0.0%
5	実施していない	39.1%	41.3%	10.0%	20.2%	8.7%	71.4%	88.1%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(4) 日本語教育

④ 外国人児童に対する就学促進（実態の把握と周知徹底）

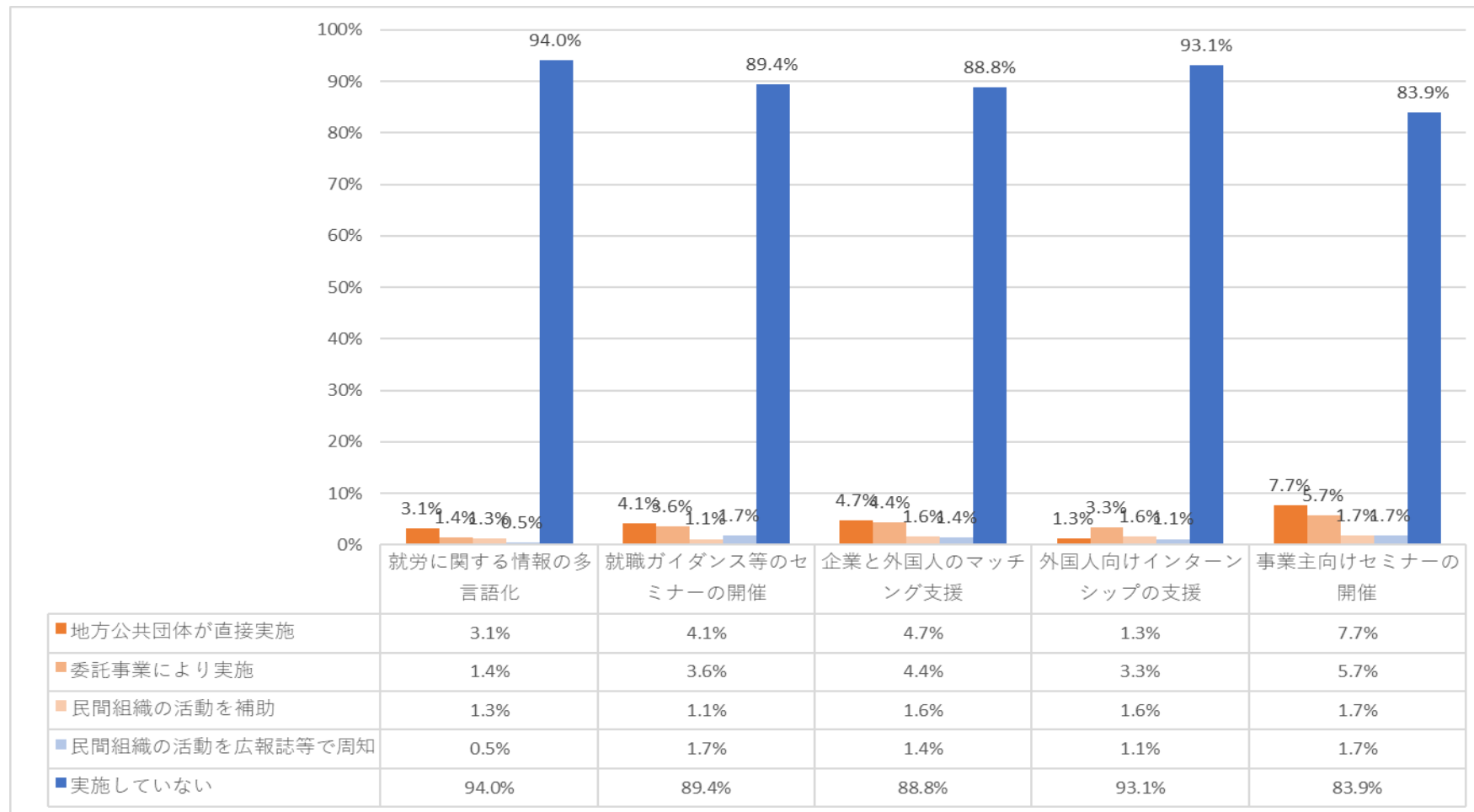
- ・ 児童の就学促進は全体で約5割の実施であり、自治体規模が大きいほど高い割合となった。
- ・ 基本的に自治体の直接実施により行われていた。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	290	24	15	190	13	45	3
2	委託事業により実施	15	1	2	12	0	0	0
3	民間組織の活動を補助	10	1	1	6	1	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	2	0	0	2	0	0	0
5	実施していない	325	21	5	129	10	121	39
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	45.7%	52.2%	75.0%	56.5%	56.5%	26.8%	7.1%
2	委託事業により実施	2.4%	2.2%	10.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	2.2%	5.0%	1.8%	4.3%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	51.2%	45.7%	25.0%	38.4%	43.5%	72.0%	92.9%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

- 就職支援関係の取組は、他の分野に比べてきわめて実施割合が低い。
- 各取組の詳細について、次ページ以降に示す。



2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

① 就労に関する情報の多言語化

- ・ 就労に関する情報の多言語化は、実施率が低かった。
- ・ 都道府県の実施率が約3割、政令市がそれに次ぐ形であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	20	9	2	9	0	0	0
2	委託事業により実施	9	4	2	2	0	1	0
3	民間組織の活動を補助	8	3	2	2	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	3	1	0	2	0	0	0
5	実施していない	597	31	15	321	23	165	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	3.1%	19.6%	10.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%
2	委託事業により実施	1.4%	8.7%	10.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.3%	6.5%	10.0%	0.6%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	0.5%	2.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
5	実施していない	94.0%	67.4%	75.0%	95.5%	100.0%	98.2%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

② 就職ガイダンス等のセミナーの開催

- ・ 就職ガイダンス等セミナーも、実施率が低かった。
- ・ 都道府県の実施率が約6割、政令市が約4割であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	26	8	4	11	0	3	0
2	委託事業により実施	23	18	2	2	1	0	0
3	民間組織の活動を補助	7	3	2	2	0	0	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	0	1	8	0	2	0
5	実施していない	568	18	11	313	22	162	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	4.1%	17.4%	20.0%	3.3%	0.0%	1.8%	0.0%
2	委託事業により実施	3.6%	39.1%	10.0%	0.6%	4.3%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.1%	6.5%	10.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	0.0%	5.0%	2.4%	0.0%	1.2%	0.0%
5	実施していない	89.4%	39.1%	55.0%	93.2%	95.7%	96.4%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

③ 企業と外国人のマッチング支援

- 企業と外国人のマッチング支援も、実施率が低かった。
- 都道府県の実施率が約7割、政令市が5割弱であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	30	12	4	11	0	3	0
2	委託事業により実施	28	22	2	3	1	0	0
3	民間組織の活動を補助	10	2	3	4	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	9	3	0	5	0	1	0
5	実施していない	564	14	11	313	22	162	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	4.7%	26.1%	20.0%	3.3%	0.0%	1.8%	0.0%
2	委託事業により実施	4.4%	47.8%	10.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	4.3%	15.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.4%	6.5%	0.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	88.8%	30.4%	55.0%	93.2%	95.7%	96.4%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

④ 外国人向けインターンシップの支援

- 外国人向けインターンシップ支援も、実施率が低かった。
- 都道府県の実施率が4割強、政令市が3割弱であったが、それ以下の規模の自治体ではほぼ行われていなかった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	8	6	0	1	0	1	0
2	委託事業により実施	21	14	3	3	1	0	0
3	民間組織の活動を補助	10	1	2	5	1	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	7	2	0	4	0	1	0
5	実施していない	591	25	15	323	22	164	42
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	1.3%	13.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.6%	0.0%
2	委託事業により実施	3.3%	30.4%	15.0%	0.9%	4.3%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.6%	2.2%	10.0%	1.5%	4.3%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.1%	4.3%	0.0%	1.2%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	93.1%	54.3%	75.0%	96.1%	95.7%	97.6%	100.0%

2. 多文化共生推進の取組実施状況・方法

(5) 就職支援

⑤ 事業主向けセミナーの開催

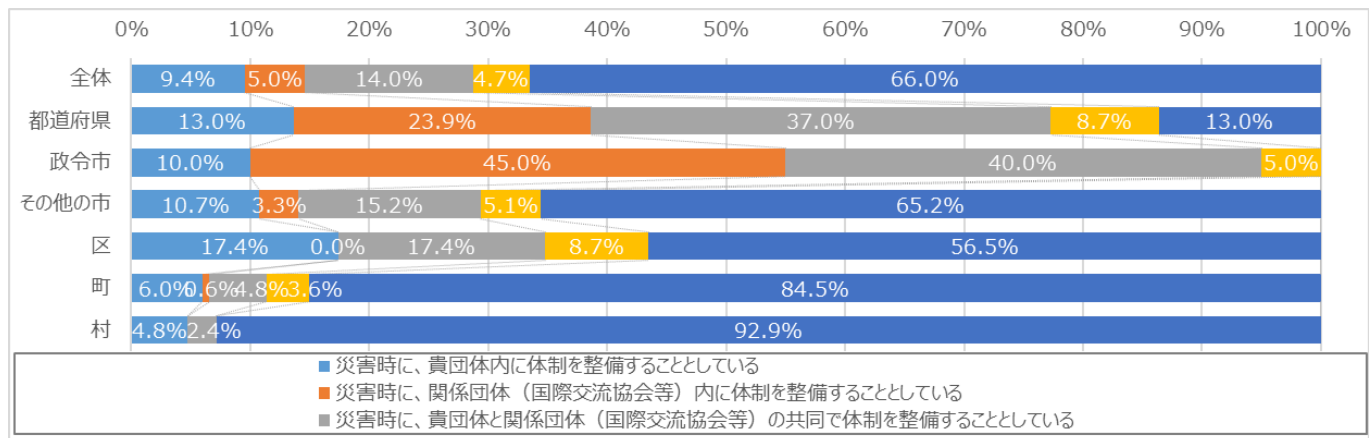
- ・ 事業主向けセミナーは1割強の実施にとどまったが、就職支援系では比較的高い実施率であった。
- ・ 都道府県の実施率が8割強、政令市が7割弱であったが、それ以下の規模の自治体では実施率が低かった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	地方公共団体が直接実施	49	15	8	22	2	1	1
2	委託事業により実施	36	24	4	5	3	0	0
3	民間組織の活動を補助	11	3	2	5	0	1	0
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	11	1	0	9	0	1	0
5	実施していない	533	8	7	295	18	164	41
選択肢		回答（割合）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
1	地方公共団体が直接実施	7.7%	32.6%	40.0%	6.5%	8.7%	0.6%	2.4%
2	委託事業により実施	5.7%	52.2%	20.0%	1.5%	13.0%	0.0%	0.0%
3	民間組織の活動を補助	1.7%	6.5%	10.0%	1.5%	0.0%	0.6%	0.0%
4	民間組織の活動を広報誌等で周知	1.7%	2.2%	0.0%	2.7%	0.0%	0.6%	0.0%
5	実施していない	83.9%	17.4%	35.0%	87.8%	78.3%	97.6%	97.6%

3. 防災に関する取組・体制 (1) 災害時の多言語情報提供体制

- 災害時に多言語情報提供体制を整備することとしている自治体は全体の3割強であった。
- 政令市は全て、都道府県は約9割が整備することとしており、国際交流協会等との連携を図られている割合が高かった。

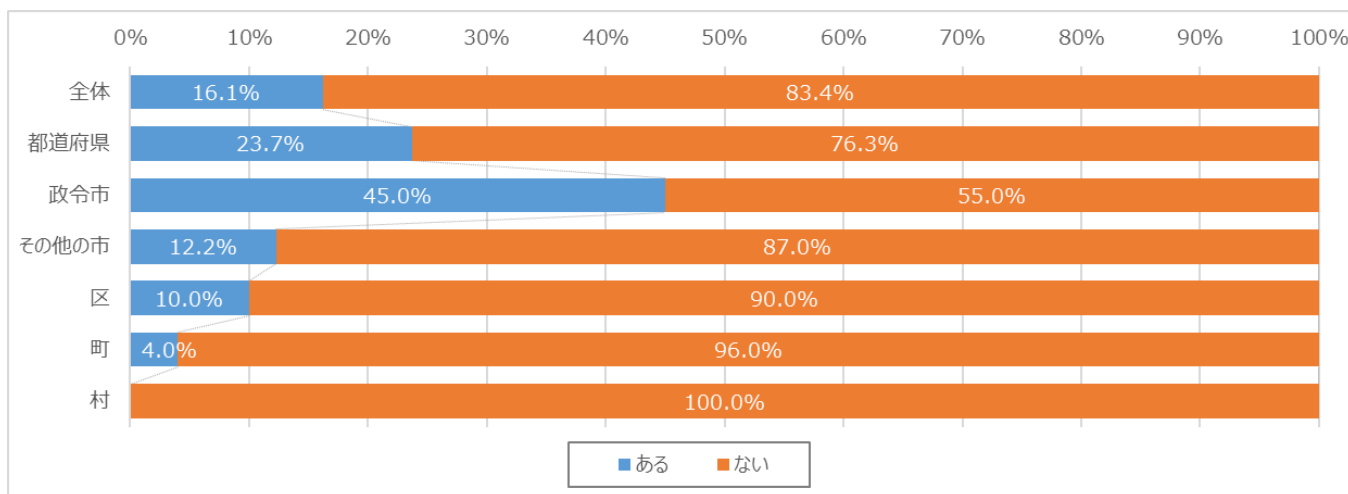
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	している	211	38	20	115	10	25	3
1-a	災害時に、貴団体内に体制を整備することとしている	60	6	2	36	4	10	2
1-b	災害時に、関係団体（国際交流協会等）内に体制を整備することとしている	32	11	9	11	0	1	0
1-c	災害時に、貴団体と関係団体（国際交流協会等）の共同で体制を整備することとしている	89	17	8	51	4	8	1
1-d	その他	30	4	1	17	2	6	0
2	していない	419	6	0	219	13	142	39



3. 防災に関する取組・体制 (2) 体制整備の実績

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体のうち、実際に整備実績のある自治体は2割弱であった。
- 大型地震や台風、また直近ではコロナウィルス対応のために体制整備が図られている。

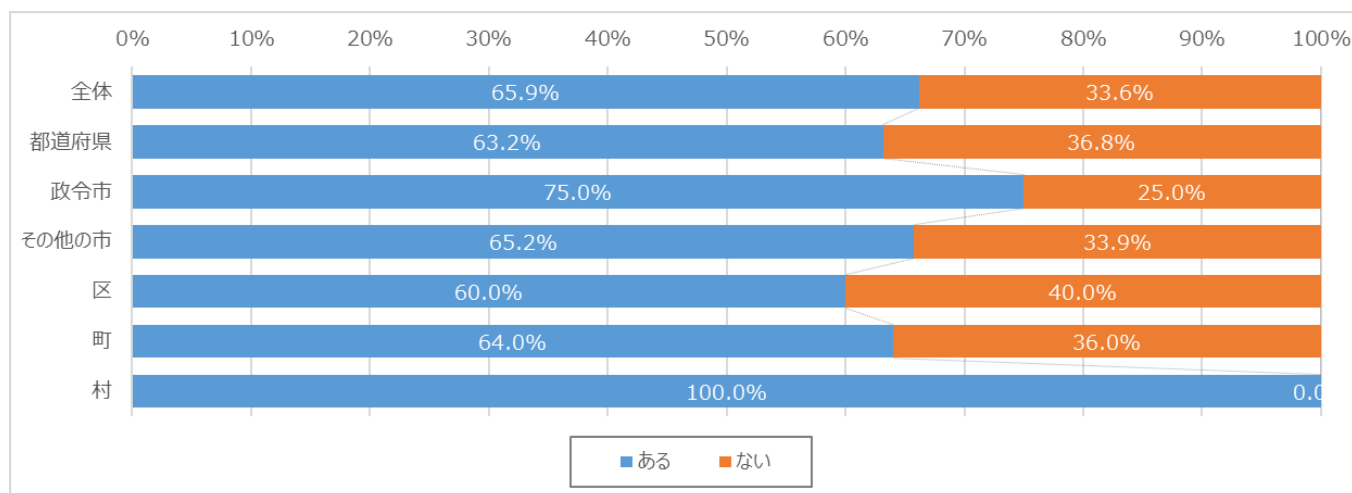
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	211	38	20	115	10	25	3
1	ある	34	9	9	14	1	1	0
2	ない	176	29	11	100	9	24	3



3. 防災に関する取組・体制 (3) 体制の地域防災計画への明記

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体のうち、7割弱が地域防災計画にもこの体制を明記していた。
- この明記している割合について、自治体区分ごとの傾向での大きな差異はみられなかった。

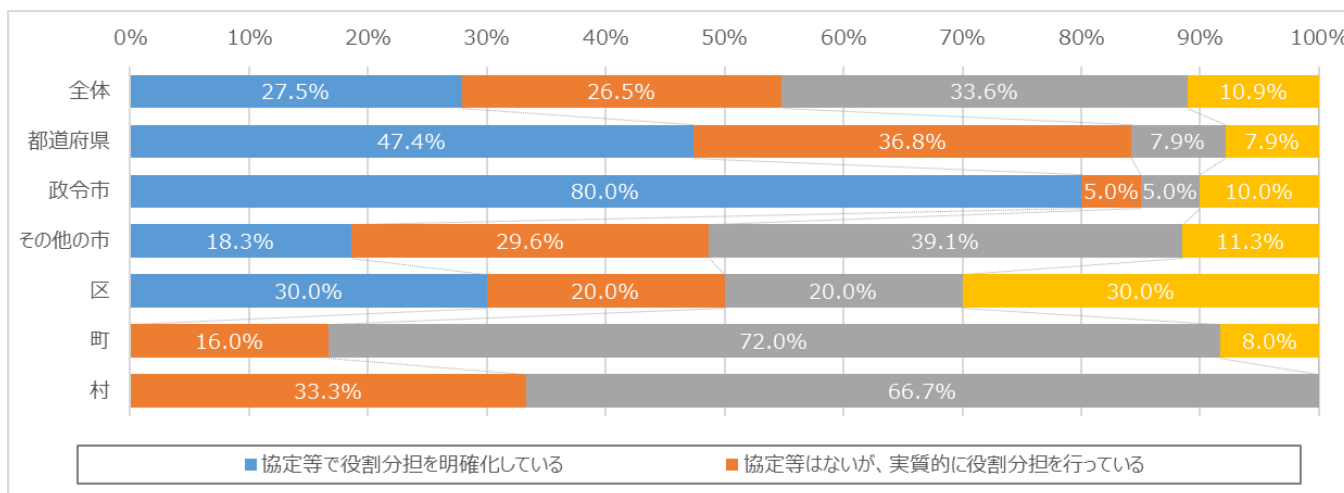
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	211	38	20	115	10	25	3
1	ある	139	24	15	75	6	16	3
2	ない	71	14	5	39	4	9	0



3. 防災に関する取組・体制 (4) 関係団体との役割分担

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体について、関係団体との役割分担は、協定上で明記されているもの、実質的に役割分担しているもの、どちらのみが担っているものがほぼ同等の割合であった。

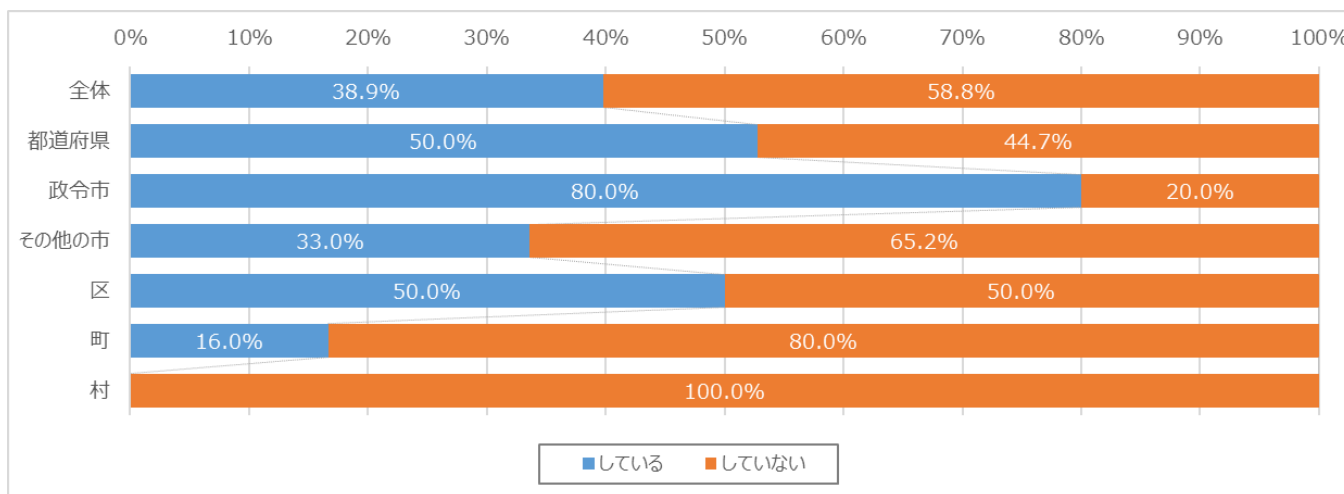
選択肢	回答（団体数）						
	全体	自治体区分別					
		都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
回答総数	211	38	20	115	10	25	3
1 協定等で役割分担を明確化している	58	18	16	21	3	0	0
2 協定等はないが、実質的に役割分担を行っている	56	14	1	34	2	4	1
3 役割分担はない（どちらか一方のみが担っている）	71	3	1	45	2	18	2
4 その他	23	3	2	13	3	2	0



3. 防災に関する取組・体制 (5) 費用負担

- 災害時に多言語情報提供体制を整備する自治体について、自治体側で費用を負担する割合は4割弱であった。
- その他の市では3割強、町では2割弱、村では0割と、自治体規模が小さいほど負担をしていない。

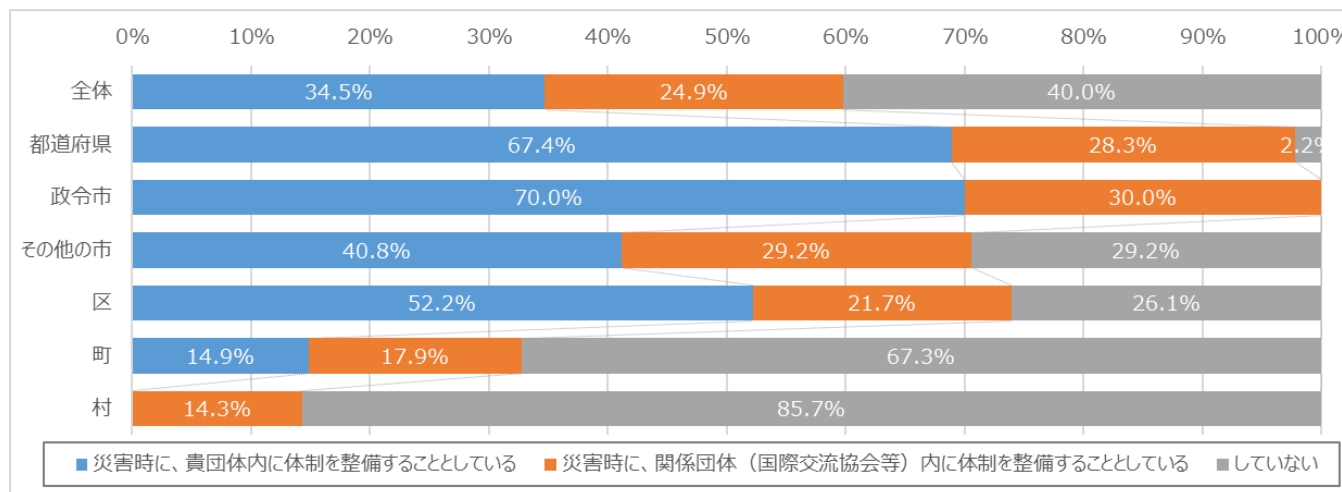
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	211	38	20	115	10	25	3
1	している	82	19	16	38	5	4	0
2	していない	124	17	4	75	5	20	3



4. 多文化共生推進に係る担当部署の設置状況

- 多文化共生推進に係る担当部署を設置している割合は全体で3割強、専門担当者を置いている割合は2割強であった。
- 自治体規模が大きいほど専門の部署や専門の担当者を設置できている割合が高い。

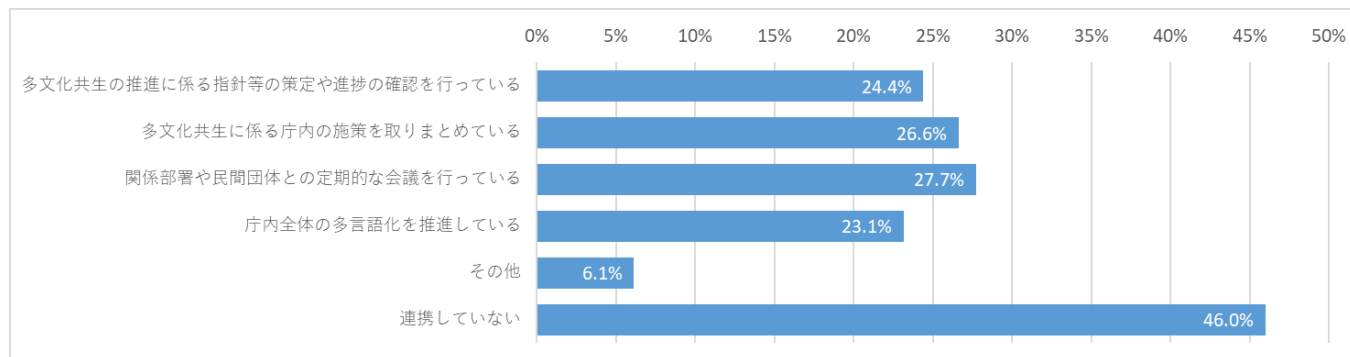
選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	設置している	377	44	20	235	17	55	6
1-a	組織として設置している	219	31	14	137	12	25	0
1-b	専門の組織としては設置していないが、多文化共生推進の専門の担当者を置いている	158	13	6	98	5	30	6
2	設置していない	254	1	0	98	6	113	36



5. 部局・関係機関間の連携状況・内容

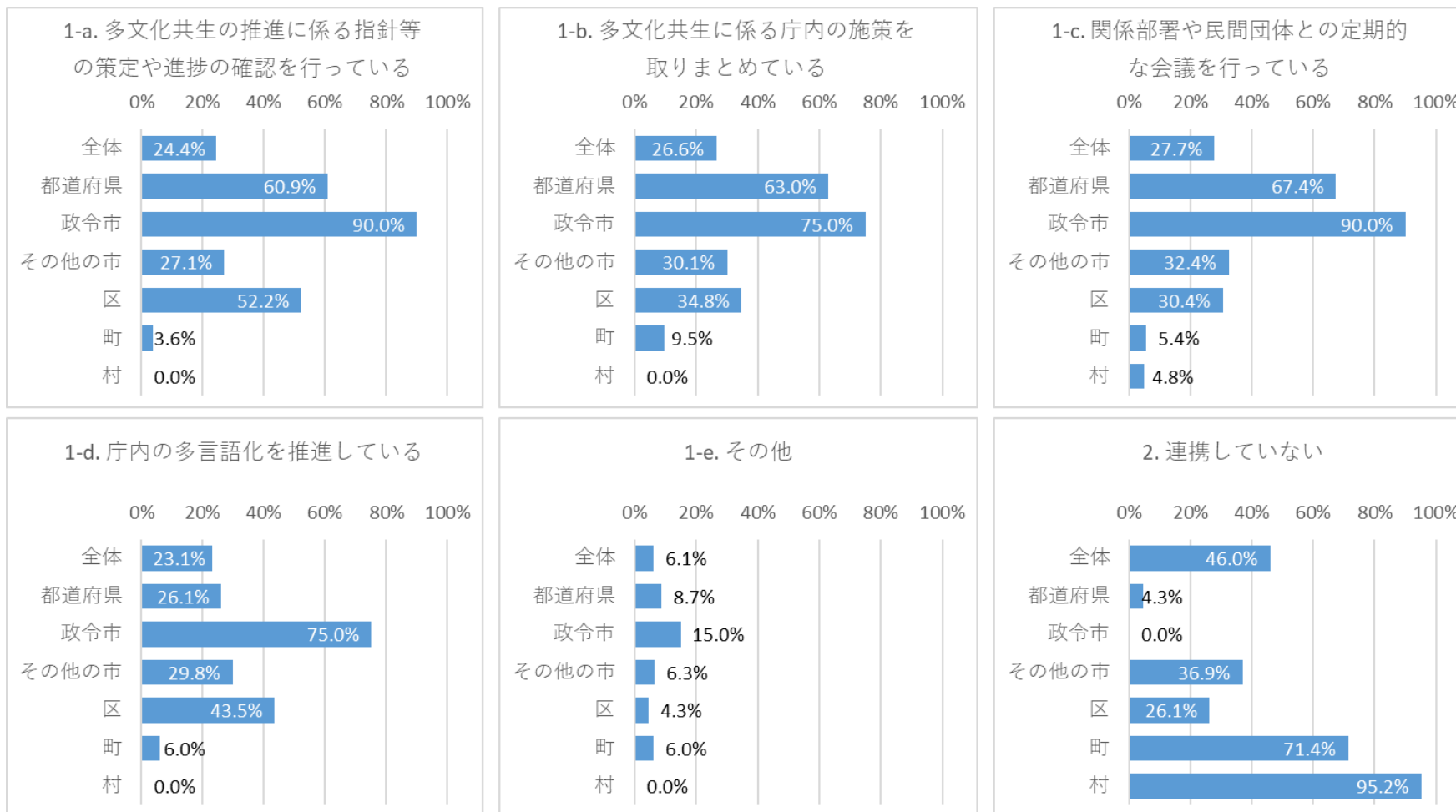
- 部局・関係機関間の連携に関して、5割強の自治体は何らかの連携を行っていた。
- 指針等の策定と進捗確認、庁内施策の取りまとめ、関係機関間での会議、多言語化推進は同程度の実施率であった。

選択肢		回答（団体数）						
		全体	自治体区分別					
			都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
	回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1	連携している	-	-	-	-	-	-	-
1-a	多文化共生の推進に係る指針等の策定や進捗の確認を行っている	155	28	18	91	12	6	0
1-b	多文化共生に係る庁内の施策を取りまとめている	169	29	15	101	8	16	0
1-c	関係部署や民間団体との定期的な会議を行っている	176	31	18	109	7	9	2
1-d	庁内全体の多言語化を推進している	147	12	15	100	10	10	0
1-e	その他	39	4	3	21	1	10	0
2	連携していない	292	2	0	124	6	120	40



5. 部局・関係機関間の連携状況・内容

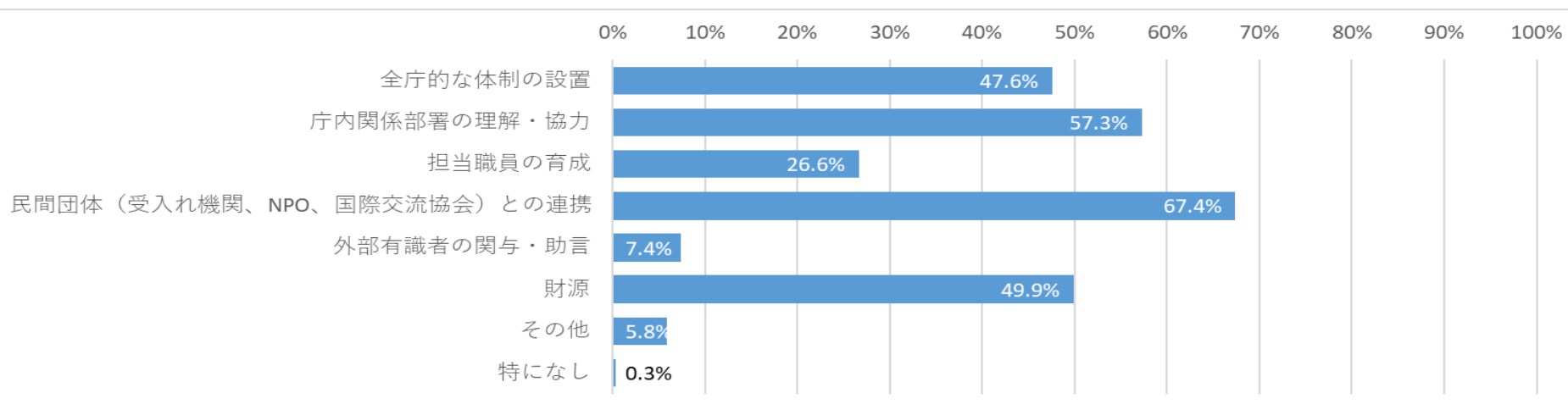
- 連携の取組全般として、市区町村レベルでは規模が大きいほど実施割合が高い傾向が見られた。
- 都道府県では、庁内の多言語化のみ実施率が低い結果となった。



8. 多文化共生推進に必要と考える要因

- 多文化共生推進に必要と考える要因としては、一に民間団体との連携、次いで庁内関係部署の理解・協力、そして財源が挙げられた。

選択肢	回答（団体数）						
	全体	自治体区分別					
		都道府県	政令市	その他の市	区	町	村
回答総数	635	46	20	336	23	168	42
1 全庁的な体制の設置	302	14	11	153	15	90	19
2 庁内関係部署の理解・協力	364	29	12	221	19	69	14
3 担当職員の育成	169	11	2	81	7	52	16
4 民間団体（受入れ機関、NPO、国際交流協会）との連携	428	39	16	259	15	89	10
5 外部有識者の関与・助言	47	1	1	20	2	18	5
6 財源	317	29	14	172	6	82	14
7 その他	37	4	3	20	2	5	3
8 特になし	2	0	0	0	0	1	1



Ⅲ. 指針・計画等の比較調査

INDEX

15の自治体が策定した指針・計画等について、総務省プラン該当箇所および自治体独自の記述を抽出した。

総務省プランの項目	頁
1. 地域における多文化共生の意義	
(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯	52
(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域	61
(3) 外国人住民の人権保障	64
(4) 地域の活性化	66
(5) 住民の異文化理解力の向上	69
(6) ユニバーサルデザインのまちづくり	71
(7) その他	73
2. 地域における多文化共生の基本的考え方	
(1) コミュニケーション支援	74
(2) 生活支援	83
(3) 多文化共生の地域づくり	92
(4) 多文化共生施策の推進体制の整備	103

総務省プランの項目	頁
3. 地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策	
(1) コミュニケーション支援	—
① 地域における情報の多言語化	※
② 日本語及び日本社会に関する学習支援	※
③ その他	※
(2) 生活支援	—
① 居住	※
② 教育	※
③ 労働環境	※
④ 医療・健康・福祉	※
⑤ 防災	※
⑥ その他	※
(3) 多文化共生の地域づくり	—
① 地域社会に対する意識啓発	※
② 外国人住民の自立と社会参画	※
③ その他	※

※ 3.は前回報告済み

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

総務省プランの記述

地域における多文化共生の意義を例示すれば次のようなものがあるが、指針・計画（以下、「指針等」という。）においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理し、課題及び将来の方向性を含め、各地域における多文化共生の意義を明確にすること。

- 外国人登録者数は平成16年末現在で約200万人と、この10年間で約1.5倍となり、今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案すると、外国人住民の更なる増加が予想されることから、外国人住民施策は、既に一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあります。
- このような中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地域づくりを推し進める必要性が増しています。
- 地方公共団体においては、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、旧自治省においても「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」（昭和62年3月自治画第37号）、「国際交流のまちづくりのための指針」（昭和63年7月1日付け自治画第97号）及び「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」（平成元年2月14日付自治画第17号）を策定し、地方公共団体における外国人の活動しやすいまちづくりを促したところですが、今後は「地域における多文化共生」を第3の柱として、地域の国際化を一層推し進めていくことが求められています。

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	本計画は、こうした 外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、第2期計画の取組を更に進めるとともに、多文化共生社会の形成の推進に関し施策（以下「多文化共生施策」とします。）を総合的かつ計画的に実施すること を目的に策定するもので、今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すものです。
都道府県	埼玉県	<p>近年の日本においては、少子高齢化が進む一方で、グローバル化により海外からの外国人住民が増え続けるという状況にあります。また、国内外が注目する平成31年（2019年）のラグビーワールドカップ2019、平成32年（2020年）の東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を控え、訪日外国人も増加しています。</p> <p>こうした中、日本が将来にわたり活力のある社会を維持していくために、日本人と外国人住民の双方がそれぞれの文化的、宗教的背景などの立場を理解し、共存、共栄を図っていく「多文化共生」の考え方が重要になっています。特に、外国人住民を支援の対象として捉えるのではなく、日本人と共に社会を担っていく存在と捉え、それぞれの個性と能力を十分に生かせる社会づくりが必要となっています。本県では、こうした考えに基づき県の様々な多文化共生施策を体系的、計画的に進めるため、新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」を策定します。</p>
都道府県	富山県	<p>我が国に在留する外国人は、近年大きく増加しており、…、いずれも過去最高となっています。一方、少子高齢化による生産年齢人口の減少や回復基調が続く経済情勢により、様々な業種において人手不足が深刻化しています。</p> <p>…経済のグローバル化や世界規模の人材確保の競争が進む中で、この「特定技能」の創設は、今後の我が国の発展にとって、大きな転換点であります。</p> <p>さらに、国においては、法改正と併せて、外国人材の受入れ・共生のための取組みを、より強力に、かつ包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（総合的対応策）」を取りまとめ、それに基づく具体的な取組みも始まっています。</p> <p>県においても、平成19年3月に「富山県多文化共生推進プラン」を策定し、平成24年3月には、外国人を取り巻く環境の変化等を踏まえた改訂を行い、①地域におけるコミュニケーションの支援、②生活支援の充実、③多文化共生の地域づくり、④多文化共生施策の計画的・総合的な推進、という4つの方向性に沿って各種施策を実施してきたところです。</p> <p>本県の在留外国人数は5年連続で増加し、平成31年は過去最高の18,262人となっており、今回の法改正により、今後さらなる増加が見込まれます。また、外国人技能実習生がここ数年で大きく増加していることなどから、在留資格別、国籍別の外国人住民の構成にも大きな変化がみられます。</p> <p>県としては、こうした外国人住民を取り巻く状況に対応するため、行政・生活情報の多言語化や日本語教育など外国人の地域への受入れ環境の整備への支援とともに、外国人が活躍する受入企業への支援が必要であることから、これまでの「富山県多文化共生推進プラン」に「外国人材活躍」の観点を盛り込み、新たに「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」を策定することとしました。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>静岡県の人口は、2007（平成19）年の379万人をピークに減少を続け、2017（平成29）年には367万人となっています。一方、経済危機等の影響により、2008（平成20）年の10万人をピークに減少傾向にあった外国人県民の数は、2015（平成27）年から再び増加傾向となり、2017（平成29）年12月末現在では8万人を超え、定住化も進んでいます。ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催や事前キャンプ受入れを控え、本県を訪れる外国人とともに本県で暮らす外国人県民の増加が予想されています。</p> <p>今後、地域の活力を維持するためには、「外国人県民も等しく県民であり、共に暮らす生活者である」という視点に立ち、地域社会の構成員として社会参加を促す仕組を構築し、全ての人々が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが必要となります。今回の「ふじのくに多文化共生推進基本計画」においては、外国人県民も安心して快適に暮らすことができるよう、引き続き、多文化共生意識の定着やコミュニケーション支援、危機管理対策、教育・医療等生活環境全般の充実を進めることとしております。加えて、新たに「誰もが活躍できる地域づくり」を本計画の基本方向の一つに位置付け、外国人県民の雇用の安定化を図るとともに、地域づくりへの主体的な参加を促すなど、外国人の活躍という視点を取り入れております。また、本計画は、「富国有徳の『美しいふじのくに』」づくり～静岡県をDreams come true in Japanジャパンの拠点に～」を基本理念とする静岡県総合計画の分野別計画であり、県全体として「誰もが活躍できる社会の実現」を目指す施策の一端を担うものです。</p>
政令市	千葉市	<p>本市はこれまで、戦災からの復興や、高度経済成長期の人口増加、政令指定都市移行などを経て、大都市へと成長し発展してきました。また近年は、インバウンド（訪日外国人客）観光やMICEの取組みを推進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のオリンピック3競技、パラリンピック4競技が幕張メッセで開催されることや、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済産業拠点の形成を図るため「国家戦略特区」の指定を受けたことなどをふまえ、さらなる活性化のために都市の国際性の向上を図り、ビジネスや生活の場として海外からも選ばれる都市を目指してグローバル化の取組みを進めています。</p> <p>さらに、平成4年（1992年）の政令指定都市移行時に約9千人だった外国人市民も、平成29年（2017年）3月には約2万3千人、総人口に占める割合は2.4%となりました。そのため、様々な外国人市民が暮らす国際都市として、国籍や言語、文化などの相違を互いに尊重し理解し合い、ともにより楽しく、より豊かに暮らせる多文化共生社会を実現することが、まちづくりを進めていくうえでますます重要になってきました。</p> <p>そこで、国際都市としての本市のさらなる発展を目指して、多文化共生のまちづくりに向けた取組みの方向性をより明確に示し、多様性を都市の活力としていくため、このたび、「千葉市多文化共生のまちづくり推進指針」を策定しました。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>ものづくり産業が多く集積する名古屋大都市圏の中核都市として、また商業の中心地として発展してきた名古屋市には、多くの外国籍の人々が住んでいます。平成元（1989）年末時点で33,377人であった名古屋市の外国人住民数は、平成28（2016）年末時点で72,683人となり、市内人口の約3.2%の割合を占めています。また、国際結婚により生まれた人や海外からの帰国者、日本国籍を取得した人など、日本国籍であっても外国文化を背景に持つ人々も存在します。</p> <p>国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生のまちづくりは、名古屋市が目指す「人権が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち」「魅力と活力にあふれるまち」の実現の趣旨にも合致するものです。</p> <p>名古屋市では、多文化共生施策を推進していくための指針として、平成24（2012）年に名古屋市多文化共生推進プランを策定し、多文化共生のまちづくりに取り組んできました。この間、外国人市民の増加や定住化の進展などの社会情勢の変化により、多文化共生を取り巻く環境は着実に変化しつつあり、その大きな流れに的確に対応しながら多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。そこで、名古屋市多文化共生推進プランの計画期間終了にともない、本市におけるこれまでの取り組みの成果を継承しつつ、社会情勢の変化を見すえ、さらなる多文化共生施策の推進を図るため、第2次名古屋市多文化共生推進プランを策定しました。</p>
政令市	岡山市	<p>岡山市の外国人人口は、…、5年間で約1.4倍に増加しています。</p> <p>…技能実習は2014年3月末時点の931人から約2.5倍となっています。国においては、外国人労働者の受入れを拡大するため、2018年12月に出入国管理及び難民認定法が改正され、新たな在留資格が創設されました。日本で働き生活する外国人は、今後、ますます増加することが見込まれます。</p> <p>さらに、本市を訪れる外国人旅行者は、2014年の約3万8千人から、2018年に会合や岡山芸術交流が開催されるなど、海外からの多くの来訪者に対して分かりやすく魅力的な情報の発信が求められます。</p> <p>また、新たな動きとしては、国連が2015年9月に採択した2030年を期限とする世界共通の17の目標であるSDGsに関し、本市は2018年6月、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市として、国からSDGs未来都市に選定されました。誰一人取り残さない社会の実現を目指し、産官学民が連携して、地域の特性を踏まえたSDGsの達成に総合的に取り組んでいきます。</p> <p>一方、大きな課題として浮かび上がってきたのが災害への対応です。2018年7月、本市はこれまで経験したことのない豪雨により甚大な被害を受けました。ここで明らかとなった課題に対して、速やかに検証し、迅速な対応をとっていく必要があります。</p> <p>このような状況の中、本市では、現行プランの計画期間終了に伴い、これまでの取組を点検し、新たな課題に真摯に向き合うとともに、岡山市外国人市民会議の提言などの意見を踏まえて見直しを行います。プランの基本理念のもと、国籍や民族などの異なる市民が互いの文化や習慣の違いを認め合い、地域社会の一員として共に支えあい共に築く、多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	<p>近年、本市では永住資格や日本国籍を取得する定住外国人が年々増加し、さらに研修生や留学生といった比較的短期間の滞在となる外国人も増加するなど、そのライフステージは多様化し、外国人住民の暮らしに必要とされる支援策は高度化・複雑化しています。外国人の増加と定住化が進む中で、日本人住民にとっても外国人住民にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりが求められています。</p> <p>また、平成32年（2020年）には東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの訪日外国人がやってくることが予想されます。外国人の持つ多様性を活かしたまちづくりを推進することで、外国人の目線でも魅力的なまちになり、外国人が暮らしやすいまち、外国人旅行者が訪れやすいまち、居住地として選ばれるグローバルな都市としてのまちづくりを進めていくことも求められています。</p> <p>このような社会情勢に対応するため、本市では、日本人住民と外国人住民が多様な価値観を認め合いながら、ともに学び、ともに働き、ともに安心して暮らしやすい、そして気軽に訪れて快適にすごしやすい多文化共生社会の実現をめざして、「第2次川口市多文化共生指針」の策定を行います。</p>
市区町村	東京都 港区	<p>平成30（2018）年1月1日現在、港区には、区の総人口の約7.7%に当たる19,522人、135の国籍を持つ外国人が住んでおり、外国人人口は、年々増加傾向にあります。また、国内の駐日大使館の半数以上に当たる約80の大使館や、多くの外資系企業、インターナショナルスクール等、国際性豊かな多様な主体が、数多く存在しています。加えて、港区は空の玄関口である羽田空港と直結し、東京港や新幹線等、交通ネットワークの要であり、観光やビジネスで国内外から訪れる人々を受け入れるホテル、旅館の客室数は東京都内で最多を誇ります。企業やテレビ局も集積しており、港区は、国際性豊かな経済活動・情報発信の拠点となっています。このようなことから、港区は、成熟した「国際都市」を実現できる潜在力を持つ我が国屈指の都市であるといえます。</p> <p>この港区ならではの地域特性を効果的に生かし、多様な文化と人が共生する活力と魅力あふれる、成熟した国際都市の実現を目的として、港区国際化推進プラン（以下「本プラン」という。）を策定しています。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	福井県 越前市	<p>本市においても、近年ではブラジルをはじめとして、従来からの中国に加え、ベトナムなどアジア地域からの技能実習生、日本人の配偶者など、様々な背景を持った外国人市民が増加しており、2018年（平成30年）10月1日現在では4,262人が在住しています。その結果、本市の総人口に占める外国人の割合は約5パーセントとなり、福井県内においては突出した割合となっています。</p> <p>本市では、外国人市民に対し、市広報紙の多言語版の作成やポルトガル語通訳者の配置、学校への外国人児童生徒の受け入れや教育支援など、多文化共生に対応した取組みをこれまで進めてきました。しかし、近年の永住・定住の傾向の高まりを鑑みると、外国人を一時的な滞在者としてではなく、従来の外国人支援の視点を超えて、生活者・地域住民として認識する視点が必要になってきました。</p> <p>このため、外国人市民には、日本の文化や生活スタイルを理解し、受け入れてもらう一方で、市では、地域で生活しやすい環境を整えるなど、国籍や文化の違いに関わらず、越前市民として快適な生活ができるまちづくりを目指していくことが必要になってきました。</p> <p>このようなことから、本市では、多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え方を整理するとともに、外国人市民、日本人市民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業など各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「越前市多文化共生推進プラン」を策定しました。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂市	<p>1990年の入管法の改正により、日系人とその家族に就労制限のない在留資格が与えられることとなり、外国人市民の急激な増加や定住化が進みました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、美濃加茂市では、2009年に「美濃加茂市多文化共生推進プラン」を作成し、日本人と外国人が分け隔てなく対等な市民として、安心・快適に生活できるまちづくりに取り組んできました。</p> <p>2008年のリーマンショックを経てもなお、この地域に生活基盤を築く外国人市民が多い中、2019年には再び入管法の改正が行われ、外国人市民のさらなる増加や多国籍化など、新たな課題が出てくることが予想されます。そのため、これまでの取組みに加え、さらなる多言語での対応など、新たな課題に対する取組みのため、本市の多文化共生に関する現状と今後の6年間の取り組むべき課題を整理しました。</p> <p>本市では、外国人市民の割合が高く、早くから多文化共生に取り組んできた全国のトップランナーとして、「みんなで一緒につくる共生のまちづくり」を基本理念とした、第3次多文化共生推進プランを作成し、さらなる多文化共生社会の実現を目指していきます。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	愛知県知立市	<p>本市には、約4,300人の外国人市民が暮らし、総人口に占める外国人の割合は約6%、愛知県内で1番高い外国人集住率となっています。また、中でも昭和地区の外国人集住率は突出しており、多文化共生社会づくりの推進が重要になっています。</p> <p>本市では、2012（平成24）年3月に知立市多文化共生推進プランを策定し、計画の基本理念や基本目標のもと、今後取り組むべき施策の具体的な方向を明らかにし、様々な分野で多文化共生に資する施策に取り組んできました。この間、本市の外国人市民はブラジル人が減少し、中国やフィリピンを始めとするアジア圏の市民並びに、永住権の取得や家を持つなど日本に長期的に往む人が増加してきました。</p> <p>知立市第6次総合計画では、多文化共生の施策が目指す将来の姿を、「国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを超えて日本人市民も外国人市民も、互いを理解し合い、誰もが市民、地域の一員として、助け合い、活躍しています」としています。本プランは、前計画の課題や成果を引き継ぎながら、本市が目指す将来の姿の実現に向け、取り組みを推進してまいります。</p>
市区町村	大阪府吹田市	<p>本市は昭和57年(1982年にスリランカのモラトワ市と、平成元年(1989年には当時のオーストラリアのバンクスタウン市現カンタベリバンクスタウン市の両市と友好交流都市提携を締結し、これまでは国際親善交流、国際協力を柱に国際化施策を推進してきました。</p> <p>近年多くの日本人が国外に出かけ、観光やビジネス等で日本を訪れる外国人も増加し、国際的な人の流れが活発化しています。</p> <p>また、情報・通信技術の飛躍的な進歩や社会経済状況の変化などによるグローバル化の進展により、国籍や民族、文化等の異なる人々と地域での交流の機会が増えてきています。</p> <p>そのような中、ことばをはじめ生活者としての外国籍市民等が抱える様々な課題が出てきており、外国籍市民等を一時的な滞在者としてだけでなく、良きパートナーとして受入れ、日本人市民と外国籍市民等が共に暮らし、豊かな地域社会を形成する多文化共生を推進することが求められています。</p> <p>そのため、国籍市民等が持つそれぞれの文化、生活文化を大切に、日本人市民も多文化に接し、外国籍市民等が社会生活において地域社会の一員として暮らしやすい都市環境を整え、多様な価値観や異なる文化への市民理解を促進することが必要です。</p> <p>本市は、誰もが住みやすく魅力ある多文化共生社会の実現に向けて、日本人市民も外国籍市民等も相互に学び合い、協働の視点に立って活動できるまちづくりとなるよう、異文化理解を超えて、多文化共生が市民社会の活力となる施策を推進します。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>プランの理念は、「多様な市民による持続可能なまちづくり」です。</p> <p>この背景には、多文化共生の推進が、外国人を含む多様な人材を市内に受け入れ、迎える多文化共生の地域をつくることこそが地域の衰退を阻止し、持続可能なまちづくりに寄与するという考えがあります。</p> <p>理念達成のため二つの「基本目標」をつくりました。ひとつは、従来の外国人支援の取り組みを進めるとともに、外国人市民が、支えられる側から支える側に立ち、地域の発展を支援し、活躍する活動の場をつくるという「誰もが安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり」です。もうひとつは、各種施策をつじ本市の魅力の市外への情報発信を積極的に行い、アピールすることで、移住・定住を促進する「誰もが移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」です。</p> <p>2013（平成25）年3月に策定した「安芸高田市多文化共生推進プラン」から5年が経過しました。（略）しかし、提案から5年が経過し、本市では、当時から課題であった、少子高齢化、人口減少に伴う農業、福祉、工業分野の就労人口減少や地域の衰退などの課題がより深刻化してきました。これらの課題は、短期間で解決するものでなく、その解決に資するひとつの政策が、「多文化共生」です。この「多文化共生」の視点を持つことは、多様性を重んじ人権尊重にも繋がります。この視点は、外国人だけでなく、男性・女性、若者・高齢者、障害者、価値観や文化的背景の違う者同士など幅広くとらえることができます。ひとり一人の人間として、互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうとすることであり、まちづくりの基礎となるものです。</p> <p>本市は、既に10年前から市を維持する仕組みとして、独自の施策で「多文化共生」を推進してきました。改めて国連の動きを見ますと、「世界の貧困をなくすこと」「持続可能な世界を実現すること」を目指しSDGs=「持続可能な開発目標」が掲げられました。これを受けて政府は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げています。これらの動き、内容を見ると、本市が取り組んでいる「多文化共生」の理念や目標は、世界的な流れに沿った考え方であり、先駆的取り組みであることを、改めて確認できました。その意味において、これからの取組は、グローバルな視点を持つことが大切です。このことを踏まえ、国連で定めた「持続可能な開発目標」と、政府の実施指針に連動し、第2次プランの各種施策をSDGsの関連目標に位置付けました。</p> <p>今後、5年間において本市が抱える課題解決に向けて、これまでの事業を継続し「安心」「安全」なまちづくりを行うとともに、次のステップとして、「移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」のために、各種施策に掲げた事業を着実に進めます。</p> <p>多様性社会を実現することが、持続可能なまちづくりにつながることを信じて、市民と行政が一丸となり、多文化共生の推進に努める必要があります。それは、本市が提唱する「人がつながる田園都市・安芸高田」や「住民と行政の協働によるまちづくり」という理念と合致する取り組みとも言えます。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(1) 多文化共生に関わる計画等の策定の経緯

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	熊本県八代市	<p>わが国は、本格的な人口減少社会に突入し、これによって労働力不足は深刻な問題となっており、年々外国人労働者が増える状況にあります。本市においても基幹産業である農業や製造業の分野を中心に、海外からの技能実習生が急増しており、今後は医療・介護の分野においても同様の傾向が予想されます。いまや、本市の産業を維持・発展していく上で、外国人の労働力は欠かせない存在となりつつあります。</p> <p>また、重要港湾である八代港は、国際旅客船拠点形成港湾に指定され、外国クルーズ船の寄港増が見込まれており、多くの外国人観光客を受け入れることとなります。このインバウンド需要の取り込みは、本市の経済を大きく潤す起爆剤となることが期待されます。</p> <p>このように、増え続ける外国人市民との共存や外国人観光客のおもてなしなど、外国人との交流は身近なものとなりつつある中、国籍に関係なく様々な文化や価値観を理解・共有し、お互いの人権を尊重しながら暮らしていく社会の構築が急がれます。</p> <p>さらには、経済活動がグローバル化し、国際交流が活発化する中、市民の国際理解の向上と国際感覚豊かな人材の育成が課題となります。</p> <p>そこで、本市の国際化を推し進めるための基本方針や施策を明らかにし、国際都市を実現するため、「やつしる国際化推進ビジョン」を策定するものです。</p>

1. 地域における多文化共生の意義

(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

総務省プランの記述

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	多文化共生施策を進めるためには、関係機関がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、連携を図りながら取り組むことが必要です。多文化共生施策は、地域の国際化に向けた住民施策であるという視点を踏まえ、 基本理念の啓発や外国人県民の生活を支援する基本的な施策については行政機関が中心的な担い手となり 、行政機関では効果的な展開が困難な技術性、地域性、柔軟性が求められる分野については、公益財団法人宮城県国際化協会（以下「県国際化協会」とします。）や市町村国際交流協会、NPO等の団体が担うことが望ましい形といえます。
都道府県	埼玉県	本県は、今後ますます少子高齢化が進み、人口構成においても生産年齢人口の割合が減り、高齢者が多くなっていく傾向にあります。一方で、外国人は永住化、定住化が進み、外国人住民の数は全体として増加するものと考えられます。こうした状況の中、本県がこれまでのような活力ある地域社会を維持していくためには、外国人住民に対し、行政やNGO、ボランティアが一方向的に支援するだけでなく、外国人住民も社会を構成する一員であり、その能力を発揮し社会を支えていく存在であるとの視点に立つことが重要です。そこで、 県では、外国人住民の自立を支援するとともに、社会参画を促進し、日本人住民と外国人住民がお互いの立場を理解し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮して共に地域を支え合う、活力ある豊かな多文化共生社会づくりを進めていきます。
都道府県	富山県	県としては、これまでの「多文化共生の推進」の観点に加え、「外国人材活躍」の観点を新たにプランに盛り込むことで、外国人住民に対し、地域社会の一員としての支援に加え、労働者としての支援など、一体的かつ効果的な支援が可能になると考えています。 ひいては、日本人にも外国人にも、働きやすく、暮らしやすい地域づくりを進めることで、世界に選ばれる「元気とやま」を目指します。
都道府県	静岡県	静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

1. 地域における多文化共生の意義

(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	これら外国人市民を含む約97万人の全ての市民が、それぞれの個性を活かしながら安全・安心に暮らし、その文化的・社会的背景の違いを認め、互いに分かり合い、支え合うことで、それぞれが持つ個性が響き合い、更なる創造力を生み出すと考えられます。市民一人一人の個性、すなわち多様性をまちの力にすることで、地域の活性化を促進し、産業や経済の振興、豊かな文化の創出につなげ、本市がさらに住みやすく、世界に開かれた活気にあふれた都市となることを目指します。
政令市	名古屋市	また、平成24（2012）年7月の住民基本台帳法の改正施行により、 外国人も日本人と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、基礎自治体である名古屋市は、市民に対して平等な行政サービスを提供するため(※)、日本人・外国人を問わず、すべての市民が安心・安全に暮らせる地域社会を築くことに取り組んでいます。 また、名古屋市が目指す「魅力と活力にあふれるまち」の実現の意味においても、多様な文化的背景を持つ市民の存在は都市の活力の源泉となり、さまざまな文化が混ざり合うことで、名古屋の魅力と活力を生み出すものとして重要視すべきものです。
政令市	岡山市	多文化共生社会推進に向けた様々な施策は、市民生活全般に関わっているため、それぞれの制度を所管する機関ごとに実施しています。 本市では、市民協働局市民協働部国際課において調査内の関係部署における多文化共生社会の取組の支援調整を行っています。そして、市民、民間団体や学校などとの連携や協働をさらに促進し、本市における多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進します。
市区町村	埼玉県川口市	「多文化共生」という考え方の基本は、日本人住民も外国人住民も、互いに文化的な違いを認め合い、ともに地域社会を支える主体であるという認識が重要です。川口市では、年々外国人住民が増加し続けており、様々な国籍・民族の外国人が地域で暮らしています。日本人住民も外国人住民もそれぞれが持つ魅力や個性、多様性を活かし、多様な主体が共生共存できる元気な川口のまちづくりを進めていきます。
市区町村	東京都港区	こうして、国際都市として一定の成長を遂げてきた港区は、ここから更に次のステージをめざします。それは、国籍や民族等の異なる人々が、互いに文化的ちがいを認め合いながら、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」です。これまでの区の国際化推進施策は、外国人への支援が中心でした。しかし、これからの港区における「国際化」とは、「多文化共生社会の推進」であるとして、 外国人は日本人とともに支え合う地域社会の一員であるということにより一層重視し、「外国人の地域参画と協働の推進」をめざします。

1. 地域における多文化共生の意義

(2) 外国人住民の受入れ主体としての地域

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	福井県 越前市	今後は、地域で共に生活するものとして、日本人市民も外国人市民もお互いがコミュニケーションを図り、国籍、文化や生活習慣など、それぞれの違いを認め、尊重したうえで外国人市民もまちづくりに参加しやすい環境づくりを行い、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。また、多文化共生のまちづくりを通じて、日本人市民、外国人市民を問わず、市民一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮でき、自分らしく誇りをもって生き生きと暮らしていける社会の実現を目指します。
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	日本人市民と外国人市民がお互いの立場を尊重し、個性と能力を発揮して多様な分野で活躍できるまちづくりを進めます。日本人市民と外国人市民が共に手をつなぎ、国籍の違いを意識することなく、安心して一緒に暮らすことができる社会を目指して、みんなで一歩を踏み出します。
市区町村	愛知県 知立市	基本理念を前プランから引き継ぎ、引き続き様々な推進主体と連携・協力を図りながら、国籍や民族などの違いに関わらず、すべての市民の人権が尊重され、一人ひとりの個性が大切にされ、日本人も外国人も地域に暮らす市民として、ともに安心して生活できる、幅広い視野と人間味あふれる地域社会を目指します。
市区町村	大阪府 吹田市	本市は、誰もが住みやすく魅力ある多文化共生社会の実現に向けて、日本人市民も外国籍市民等も相互に学び合い、協働の視点に立って活動できるまちづくりとなるよう、異文化理解を超えて、多文化共生が市民社会の活力となる施策を推進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	多様性社会を実現することが、持続可能なまちづくりにつながる ことを信じて、市民と行政が一丸となり、多文化共生の推進に努める必要があります。それは、本市が提唱する「人がつながる 田園都市・安芸高田」や「住民と行政の協働によるまちづくり」という理念と合致する取り組みとも言えます。
市区町村	熊本県 八代市	このような現状を踏まえ、前述した多くの課題の解決と新たな行政需要にしっかり対応していくためには、国際化推進に向けた全庁的な取り組みとともに、市民をはじめ、各団体、関係機関との協働が重要となります。

1. 地域における多文化共生の意義

(3) 外国人住民の人権保障

総務省プランの記述

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を発揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目指します。
都道府県	埼玉県	なし
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	県民の人権意識の高揚（差別の撤廃） 多文化共生の地域づくりの推進は、「日本国憲法」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などの違いに関わらず、すべての県民の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎となります。
政令市	千葉市	なし
政令市	名古屋市	多文化共生のまちづくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「日本国憲法」などで保障された人権尊重の趣旨に合致します。国籍や民族などの違いに関わらず、すべての市民の人権が平等に尊重され擁護されることこそ、平和で幸福な社会をつくる礎となります。
政令市	岡山市	外国人市民は、日本の法律や生活ルールなどを遵守するとともに、日本の文化や慣習に対する理解を深める必要があります。また、日本人市民も、外国人市民の人権を尊重し、地域の一員である外国人市民とともに生活していくことが求められます。

1. 地域における多文化共生の意義

(3) 外国人住民の人権保障

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	(基本方針) 多様な文化の躍動 人権を尊重し、外国人住民の多様性を活かしたまちづくり
市区町村	東京都港区	なし
市区町村	福井県越前市	なし
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県知立市	多文化共生の地域づくりの推進は、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「憲法」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。 国籍や民族などの違いにかかわらず、すべての市民の人権が平等に尊重され、擁護されることこそ、平和で幸福な社会を作る礎となります。
市区町村	大阪府 吹田市	(2) 基本理念 ア 人権の尊重 人権に関する国際関連諸条約、諸法規等や「吹田市人権施策基本方針*8」を踏まえ、外国籍市民等が差別や人権侵害を受けることがないよう、外国籍市民等に関わる施策等を推進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	この「多文化共生」の視点を持つことは、多様性を重んじ人権尊重にも繋がります。この視点は、 外国人だけでなく、男性・女性、若者・高齢者、障害者、価値観や文化的背景の違う者同士など幅広くとらえることができます。 ひとり一人の人間として、互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうとすることであり、まちづくりの基礎となるものです。
市区町村	熊本県 八代市	増え続ける外国人市民との共存や外国人観光客のおもてなしなど、外国人との交流は身近なものとなりつつある中、国籍に関係なく様々な文化や価値観を理解・共有し、お互いの人権を尊重しながら暮らしていく社会の構築が急がれます。

1. 地域における多文化共生の意義

(4) 地域の活性化

総務省プランの記述

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものであること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	今後も増加する外国人県民との共生を実現するためには、互いの文化・習慣等の違いを理解し、認め合うことが必要です。また、インバウンドの視点なども取り入れることで、更なる相互理解の促進にもつながります。こうしたことから、外国人県民と地域住民が交流する場を提供するとともに、観光振興や文化振興の視点も踏まえながら 地域の実情に合わせた受入環境の整備 が必要です。
都道府県	埼玉県	様々な国籍、民族及び歴史を背景にした外国人住民と日本人住民には、文化、価値観、生活様式の違いがあります。その違いを互いに認識した上で、双方の優れた特性を生かして地域の課題を解決していくことが重要です。 相互補完的、有機的なつながりを持って、外国人の発想力や感性、高い技術力を地域づくりに生かす多文化パワーの活用を推進します。 …このような外国人住民や外国人留学生の持つ経験、文化的特質、価値観、国際的なネットワークなどの 潜在的なパワーを地域づくりや県内経済の活性化に生かす取組を進めます。
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	地域社会の活性化 海外から有用な人材が集い、 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を補うとともに地域に定着する ことで、地域社会の活性化が図られ、地域経済・地域産業の振興につながっていきます。

1. 地域における多文化共生の意義

(4) 地域の活性化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	市民一人一人の個性、すなわち多様性をまちの力にすることで、地域の活性化を促進し、産業や経済の振興、豊かな文化の創出につなげ、本市がさらに住みやすく、世界に開かれた活気にあふれた都市となることを目指します。
政令市	名古屋市	(2) 地域の魅力向上と活性化の推進 社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、 世界に開かれたまちづくりを積極的に推進することによって地域の魅力が高まり、世界の人々に名古屋市を誇ることができます。また、海外から有用な人材を招き地域への定着に取り組むことで、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながります。
政令市	岡山市	なし
市区町村	埼玉県 川口市	多文化共生推進施策の展開 最後の一つが、「4 地域活性化やグローバル化への貢献」です。言葉や文化の壁を越え、人や企業のグローバルな交流を推進し、外国人がもたらす多様性を積極的に元気な川口のまちづくりに活用することをめざします。
市区町村	東京都 港区	人口が減少している日本においては、外国人が新たな活力となり、日本の経済の成長を支えていく一員となると考えられます。 また、外国人と交流することで、日本人も多様な文化や価値観等に触れ、理解を深めることができます。そして、相手のことを理解しようとしたら、どうしたら自分のことを伝えられるか考えたりする中で、多様性への対応力を身につけることが可能となります。グローバルに経済活動をする現在において、そのような人材は世界で活躍することとなり、日本の活力を支える存在となります。日本の活性化と成長は、地域の活性化と成長をもたらします。
市区町村	福井県 越前市	(4) 地域活性化とグローバル化への貢献 外国人市民の中には、日本で長く生活し、日本語が堪能な方が多数存在し、アンケートの結果、通訳や日本語講師になりたいという希望も聞かれます。また、母国において様々なキャリアを積んだ方が存在していることから、その 外国人市民が持つキャリアや能力を企業等が積極的に活用することにより、海外進出や新たな事業展開に繋げている事例が全国に多数あります。 本市においても多くの外国人市民が生活しているというメリットを最大限に活かしていくための施策や啓発活動に努めていきます。

1. 地域における多文化共生の意義

(4) 地域の活性化

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	なし
市区 町村	愛知県 知立市	市地域の日本人と外国人が、互いの異なる生活習慣や文化、価値観を認め合い、地域における様々な活動にともに参加することにより、外国人市民が日本人市民と同様に地域社会を支える担い手としての役割を十分に果たし、地域の活性化や発展につながります。
市区 町村	大阪府 吹田市	なし
市区 町村	広島県 安芸高田 市	本市では、当時から課題であった、少子高齢化、人口減少に伴う農業、福祉、工業分野の就労人口減少や地域の衰退などの課題がより深刻化してきました。これらの課題は、短期間で解決するものでなく、 <u>その解決に資するひとつの政策が、「多文化共生」です。</u>
市区 町村	熊本県 八代市	施策②グローバルな経済展開の推進 少子高齢化や人口減少に伴う経済規模の縮小が懸念される中、地方都市の活性化においても海外需要の取り込みが重要となります。本市の強みである豊富な農産物や交通の要衝としての優位性を最大限に生かして、海外市場に向けた経済活動を推進します。

1. 地域における多文化共生の意義

(5) 住民の異文化理解力の向上

総務省プランの記述

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育を通して、異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関し意識の醸成を図ります。また、 教育委員会と連携し教材を作成・配布する など、教育現場でより効果的な啓発が図られるよう支援します。
都道府県	埼玉県	日本人児童生徒に対しては、各教科、道徳、総合的な学習の時間などで、外国人の人権に関する教育を推進します。 また、市町村教育委員会と連携を図るとともに、大学や外国人住民の協力を得たり、国際交流員や外国語指導助手を活用したりするなどして、 多文化共生の視点を取り入れた国際理解教育を推進します。
都道府県	富山県	とやま国際塾の開催（高校生を対象とした異文化体験、多文化理解講座）
都道府県	静岡県	グローバル人材の育成 多文化共生の推進により、子どもを含む地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力が向上します。また、外国人県民の子どもの不就学を防ぐ取組や、日本語学習支援により、将来自立したグローバル人材の育成につながります。
政令市	千葉市	○未来を創る青少年の国際感覚の涵養 青少年が異文化理解を深め、国際感覚を涵養することは、将来的に、多様性を活かしたまちづくりを進めるために大変重要です。引き続き、姉妹都市3市と、青少年交流を進めます。
政令市	名古屋市	(3) 地域のグローバル化の推進多文化共生のまちづくりの推進により、市民の国際感覚や異文化に対する理解が深まります。地域での異文化交流が進むことで、新たな価値を見出し、新しい豊かな文化を創造する機会も増えます。また、国際的に活躍できるグローバルな人材をより多く輩出することにつながります。
政令市	岡山市	なし

1. 地域における多文化共生の意義

(5) 住民の異文化理解力の向上

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施して多文化共生意識の醸成を図っています。さらには、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して差別のない暮らしやすいまちづくりを進めます。
市区 町村	東京都 港区	地域の日本人と外国人が直接交流し、お互いの国の文化や社会、歴史への理解を深めることは、ちがいを認め合い、友好関係を築くことにつながります。そして、一人ひとりが自分の国や地域のアイデンティティを見つめ直すとともに、相手からも良い点を学ぶことができます。 このような地域に根差した交流で培われる多様性への対応力により、外国人との誤解や摩擦を減らし、真の友好関係を築きます。このような一人ひとりが築く友好関係の積み重ねが、国と国との友好関係につながります。
市区 町村	福井県 越前市	地区公民館で異文化理解講座の開設 地区公民館で日本人市民が異文化を理解できる講座を開設する。
市区 町村	岐阜県 美濃加茂市	2. これまでの取り組み …● 国際交流活動を通じた、グローバルな人材育成
市区 町村	愛知県 知立市	多文化共生の地域づくりの推進により、市民の国際感覚や異なる文化を理解する能力が向上します。地域での異文化交流が進むことで、 新たな価値観、新しい豊かな文化を創造する 機会も増えます。また、異文化間のコミュニケーション能力に優れた若い人材の育成につながります。
市区 町村	大阪府 吹田市	なし
市区 町村	広島県 安芸高田市	①互いに学び合う場の拡充 相手の文化を相互に尊重することが多文化共生の第一歩です。市民に外国文化に関する興味をもってもらいながら、 生涯学習の一環として外国人市民を講師とした外国語研修と文化交流を行い、 日本人市民と外国人市民のもう一つのコミュニケーション手段として、少しでも安心して暮らせるよう配慮するものです。
市区 町村	熊本県 八代市	4つの基本方針④ 国際感覚豊かな人づくりの推進 市民の国際理解を促進するとともに、本市の国際化の推進役を担うグローバルな人材を育成するために、 学校教育から生涯学習活動まで切れ目ない学習機会を提供し、 教育・研修などの充実に努めます。

1. 地域における多文化共生の意義

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

総務省プランの記述

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、 地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を發揮できる豊かで活力のある宮城県となる ことを目指します。
都道府県	埼玉県	なし
都道府県	富山県	なし
都道府県	静岡県	誰もが理解しあえる地域づくり 多文化共生の地域づくりの推進により、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが可能となります。 年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人に利用しやすく、すべての人に配慮した暮らしやすい地域づくりの推進につながります。
政令市	千葉市	なし
政令市	名古屋市	(5) すべての人が暮らしやすいまちづくりの推進 多文化共生のまちづくりの推進は、 言語や文化、能力などさまざまな特性や違いを認め合い、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくりの推進につながります。
政令市	岡山市	なし
市区町村	埼玉県川口市	なし
市区町村	東京都港区	なし
市区町村	福井県越前市	なし

1. 地域における多文化共生の意義

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	岐阜県 美濃加茂市	なし
市区町村	愛知県知立市	多文化共生の地域づくりの推進は、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、 すべての人が利用しやすく、また、すべての人に配慮した暮らしやすいまちづくり の推進につながります。
市区町村	大阪府吹田市	(3) 推進すべき施策の方向性 ア 多文化共生社会の形成 市民、行政、事業者それぞれに対して多文化共生社会の意識啓 発を進め、内外に開かれた多文化共生社会を推進するとともに、ユニバーサルデザイン*10 の視点に立ったまちづくりを促進します。
市区町村	広島県 安芸高田市	なし
市区町村	熊本県八代市	なし

1. 地域における多文化共生の意義

(7) その他

総務省プランの記述

(記述なし)

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 安心な地域づくり 外国人県民に日本の法令や社会慣習などの理解と遵守を促し様々な情報提供を行うことにより、 交通事故や犯罪 などの被害に遭わないようにします。また、災害時には外国人県民も支援者としての役割を担うことにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進につながります。
政令市	名古屋市	(4) 安全で安心なまちづくりの推進 外国人市民に日本の法令や生活習慣などに対する理解を促すとともに、 交通事故や犯罪など の被害にあわないように情報の提供を行ったり、生活環境を整備することにより、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりの推進につながります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

総務省プランの記述

地域における多文化共生施策の基本的考え方には次のようなものがあるが、指針等においては、地域の特性、住民の理解、外国人住民の実情・ニーズ等を踏まえ、地域に必要な多文化共生施策の基本的な考え方を明確に示すこと。その際には、特に日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国人住民に配慮すること。

特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じているため、外国人住民へのコミュニケーションの支援を行うこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ◆多文化共生施策の方向性：利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供 ◆事業の取組方針：「言葉の壁」の解消に向けた情報収集の支援及び多言語化情報の提供 <p>生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語ややさしい日本語により提供するとともに、通訳ボランティア等の活用の推進や関係機関に対する多言語対応の啓発を行います。また、大規模災害時等においても外国人県民の安全安心を確保するため、市町村間や県域を越えた連携を図るよう努めます。さらに、保健福祉関連や労働関連、日常生活関連の相談窓口において通訳等の活用による多言語対応を行います。また、ICT（情報通信技術）やスマートフォンなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。こうした取組によって、情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供を推進し、「言葉の壁」の解消を図ります。</p>
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 1 誰もが暮らしやすい地域づくり～次代を担う人材の育成～</p> <p>国籍や民族の異なる人々が地域づくりのパートナーとして共に生活していくためには、コミュニケーションを図り、互いの考えを理解して気持ちを通わせることが必要です。そこで、「ことばの壁」を取り除くため、外国人住民が日本語学習の必要性を理解して自ら学習するよう啓発するとともに、自立して生活できるよう学習機会の提供を促進します。</p> <p>(1) 日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供 国内でコミュニケーションに使われる言語は日本語が基本になりますが、外国人住民の中には日本語能力が十分でない人も多くいます。日本語能力が十分でない外国人住民に対しては、ルビを振ったり、日本語能力試験N4、N5程度の理解しやすい表現に置き換えたりするなど「やさしい日本語」や多言語による情報提供を推進し、困ったときには多言語で相談できる体制の充実を図っていく必要があります。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 1</p> <p>○外国人住民が日常生活に必要な情報を得ることができるとともに、地域で円滑にコミュニケーションができていくこと。</p> <p>取組の基本的方向</p> <p>(1) 外国語による行政情報、生活情報の提供 県・市町村のHP・ガイドブック・各種申請様式等の多言語対応の充実、SNS等の活用など新たな情報発信に努めます。</p> <p>(2) 外国語による相談体制の充実 多言語で対応できる一元的な相談体制の整備・充実を図るとともに、外国人住民に積極的に利用してもらえるよう相談窓口の周知にも努めます。また、国や市町村等の相談窓口や外国人支援団体との連携強化にも努め、満足度の高い相談体制の整備を図ります。</p> <p>(3) 日本語・日本文化の学習支援 日本語教室空白地域の解消等、日本語教育のニーズに合わせた充実や日本語教室等に関する情報の一元化に努めることで、外国人住民の学習を支援します。</p> <p>(4) ボランティアの育成確保 人材確保のための処遇改善や募集方法について検討するとともに、ボランティア団体間の連携強化を支援します。また、人材の育成について、関係機関と連携して、中長期的な視点に立って取り組みます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>基本方向2 誰もが快適に暮らせる地域づくり 施策の方向4 外国人県民のコミュニケーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現状と課題 (略) ◆ 取組の必要性 <ul style="list-style-type: none"> (1) 多言語情報の提供 日本語能力が十分でない外国人県民に適切な情報提供を行うために、多言語による情報提供を行う必要があります。 (2) 「やさしい日本語」*による情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人県民すべての言語で情報提供することには限界があるため、多くの外国人県民が理解することのできる「やさしい日本語」による情報提供を促進する必要があります。なお、外国語がわからない日本人県民でも、「やさしい日本語」のルールを習得すれば、誰でも迅速に情報を発信していくことができることから、「やさしい日本語」は外国人県民と日本人県民の相互理解を進めるためのコミュニケーション手段としても有効です。 (3) 日本語及び日本文化の学習機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本で生活する上で必要となる日本語の学習に併せて、日本の文化や習慣などを学習する機会を外国人県民に提供する必要があります。 (4) 外国人県民に対する相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ さまざまな不安を感じている外国人県民に対し、母語で相談に対応し、不安を解消する人材を育成する必要があります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性 1 : 全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実</p> <p>【主な施策の例】（注：省略して記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多言語による各種情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS等を活用し、多言語で情報発信 ・ 多言語での広報物制作 ・ 「やさしい日本語」の活用・普及 ○外国人市民の自立に向けた日本語学習支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉市国際交流協会での各種日本語学習支援 ○コミュニティ通訳ボランティアの普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「通訳ボランティア・スキルアップ講座」や「通訳ボランティア・フォローアップ講座」の開催
政令市	名古屋市	<p>施策方針 I 生活基盤づくり</p> <p>基本施策 1 地域における情報の多言語化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策のめざす姿 <p>外国人市民に、必要な情報が伝わり、理解されるよう、多様な言語・手段によって情報提供がなされています。また、日常生活について、外国人市民が身近に相談できる環境が整っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の方向 <p>施策① 多様な言語・手段による行政・生活情報の提供</p> <p>施策② 外国人市民のための窓口サービスの充実</p> <p>施策③ 通訳サービスの整備</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>(2) 施策の方向性</p> <p>ア コミュニケーション支援</p> <p>言葉の壁により外国人市民と日本人市民とのコミュニケーションが円滑にできなかつたり、情報がうまく伝わらなかつたりすることがあります。日々の生活に必要な情報を多言語や、やさしい日本語で提供するとともに、日本語を学ぶ機会を積極的に設けるよう努めます。</p> <p>基本施策①行政情報の多言語化と情報伝達ルートの確保</p> <p>基本施策②日本語や日本社会の学習支援</p> <p>基本施策③岡山市の魅力の発信</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	埼玉県 川口市	<p>多文化共生推進施策の展開</p> <p>「1 コミュニケーション支援」</p> <p>これは、日本語の運用能力や日本の社会に関する知識や理解にかかわるコミュニケーション上の問題を抱える外国人住民を支援することを目的としています。</p> <p>(1) 多様な言語を活用した情報提供</p> <p>本市では、既にごみの出し方などをはじめ、外国人住民の生活に必要な情報を多言語で市のホームページに掲載したり、窓口でパンフレットなどを配布し、周知を図っています。また、外国人住民を対象とした簡易な生活相談窓口を設置したり税と年金の講習会を実施するなど、通訳や翻訳を積極的に取り入れて管轄する担当課と連携し、外国人住民のニーズに見合った情報提供や相談業務の充実に取り組んでいます。多言語による情報提供の他、やさしい日本語を活用するなど外国人住民にとってわかりやすい情報の提供についてさらに取り組んでいきます。情報発信のメディアについては、川口市からの情報を掲載したチラシなどが市の窓口や公民館などに置かれていても、外国人住民の行動範囲に合致しておらず、なかなか周知に至っていないことから、SNSを活用するなど効果的な情報発信のあり方を引き続き模索する必要があります。</p> <p>(2) 地域生活のためのオリエンテーション実施</p> <p>外国人住民が地域で暮らしていくために必要な制度を理解し行政サービスを楽しむことができるよう、講習会等オリエンテーションを実施して周知を図ります。</p> <p>(3) 外国人住民のための相談窓口の設置</p> <p>外国人住民が自立し、いきいきと暮らしていくために、相談窓口を設置することで、必要な情報を提供したり、わからないことや悩みごとの解決を支援します。</p> <p>(4) 日本語学習の支援</p> <p>川口市内では、19のボランティア日本語教室が開設されており、日本語の習得が不十分な外国人住民をボランティア日本語教室に案内しています。また、日本語ボランティア入門講座並びに日本語ボランティアレベルアップ講座を開講し、日本語ボランティアを育成するとともに、ボランティア日本語教室におけるボランティアの充実に努めています。また、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒を対象に日本語補充指導教室を設置し、さらに市内の小学校 21 校、中学校 7 校に日本語指導の教師を加配して、日本語習得の支援を図っています。さらに、学齢期を過ぎた大人の外国人住民についても日本語の習熟度が不十分な人がいることから、平成 31 年 4 月には公立夜間中学を開校し、支援の充実に努めています。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	東京都 港区	<p>(2) 目標を達成するための3つのアプローチ</p> <p>本プランでは、3つの課題につながり、4つの施策全てに横断的に関わる重要な3つのアプローチを設定し、取組を一層強化します。</p> <p>1 意思疎通を図る</p> <p>地域社会の共通言語となる重要なコミュニケーションツールの一つとして、「<u>やさしい日本語</u>」を導入します。併せて、外国人の日本語習得を支援します。</p> <p>目指す姿</p> <p>施策1 外国人の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報、災害時に必要な情報、医療、保健に関する情報等、安全・安心に関する重要な情報が外国人に十分届けられている ・ 災害時に外国人と円滑な意思疎通ができる ・ 言語や生活習慣、社会制度が異なる日本で生活する外国人の不安や問題が解消されている <p>施策2 外国人の快適な日常生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活に必要な情報がより多くの外国人に十分に届けられている
市区 町村	福井県 越前市	<p>2. 基本方針</p> <p>(1) コミュニケーション支援</p> <p>外国語を母国語としている外国人市民には、日本語をあまり理解できない人も多く、日本語によるコミュニケーションが困難なことから、日常生活や職場、学校などで様々な問題が生じる場合があります。このような問題を解消するため、<u>やさしい日本語</u>を活用したコミュニケーションの支援を行うとともに、外国人市民に伝わりやすい情報伝達手段の確保に努めます。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	<p>これからの課題</p> <p>コミュニケーション支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入管法改正に伴い、外国人市民のさらなる人口増加、多国籍化、多言語化への対応が必要

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	愛知県 知立市	<p>3 暮らしやすいまちづくり</p> <p>①安心して暮らせる環境づくり</p> <p>【施策の方向】</p> <p>外国人市民が国籍に関係なく、安心して暮らせる環境をつくるため、行政サービスや生活のルール、日本の社会制度について理解してもらえるよう、また、災害情報や生活していくうえで必要な情報を知らせることができるよう、様々な情報媒体を活用して、多言語による情報提供の充実を図るとともに、外国人市民に対する相談体制のさらなる整備を推進します。</p> <p>外国人の未就学児の子どもを持つ親への子育てサークル等の支援及び、母国と教育制度が異なる保護者に対し、子どもの教育について理解を深めます。</p>
市区 町村	大阪府 吹田市	<p>(3) 推進すべき施策の方向性</p> <p>イ コミュニケーション支援の推進</p> <p>情報の多言語化、メディアによる生活情報の発信等、情報伝達手段の確保と日本語や日本社会に関する理解を外国籍市民等に深めてもらえるよう、学習支援に取り組めます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(1) コミュニケーション支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	広島県 安芸高田 市	<p>1.安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり</p> <p>2.日本語教室の充実</p> <p>①多様な日本語学習支援体制の確立</p> <p>日本語学習支援教室の質の向上を図り、日本語が理解できて読み書き、話せる外国人市民の増加を図ります。安芸高田市においては外国人が散住しているために、幅広い地域と分野での日本語学習支援が求められています。</p> <p>3.多言語学習機会の充実</p> <p>②市民が理解しやすい「やさしい日本語」学習の充実</p> <p>多国籍の外国人と接する機会が増えれば、共通の意思疎通手段が必要となります。やさしい日本語を日本人市民や外国人市民が使うことにより、より情報伝達が容易となり、日常や非常時でのコミュニケーションが可能となります。また外国人観光客のコミュニケーションもやさしい日本語を活用できるよう取り組みます。</p>
市区 町村	熊本県 八代市	<p>施策⑦ 外国人市民も暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報提供や案内表示の多言語化の推進 <p>市の広報紙やホームページ、生活ガイドブックなど、様々な媒体を通じて外国人市民向けにわかりやすく情報発信します。また、公共施設や交通機関など生活全般における多言語対応を関係機関と連携して推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民の相談体制の充実 <p>新たな在留制度の導入などによって、より一層外国人市民は増加し、滞在期間の長期化が見込まれる中、教育や家庭問題などの多様な相談内容に応える体制が求められます。関係機関との連携や協力をしながら、多言語による相談事業の充実を図ります。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

総務省プランの記述

外国人住民が地域において生活する上で必要となる基本的な環境が十分に整っていないことが問題としてあげられるため、生活全般にわたっての支援策を行うこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>5 相談体制・生活支援の体制強化</p> <p>◆多文化共生施策の方向性：相談体制・生活支援の体制強化</p> <p>◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた生活支援</p> <p>外国人県民やその家族に対するサポートとして、みやぎ外国人相談センターや行政、県国際化協会、市町村国際交流協会などの相談機関が連携を図るとともに、担当職員の技能向上に向けた取組も行い、迅速かつきめ細やかな対応が可能となるよう相談体制の強化を図ります。また相談窓口の更なる周知に努めるなど、外国人県民が相談しやすく、相談窓口を身近に感じられるような対応を行います。</p> <p>さらに、より実効性のある生活支援に取り組めるよう、関係機関における各種情報の共有や協力・連携を図り、事業者においても取組可能な支援を検討します。</p> <p>こうした取組によって相談体制・生活支援の体制を強化し、「生活の壁」の解消を図ります。</p>
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 3</p> <p>○安全・安心に生活できる環境を整え、外国人から暮らしたいと思われる県となっていること。</p> <p>取組みの基本的方向</p> <p>(1) 医療・保健・福祉に関する支援：外国人住民に向けた医療・保健・福祉サービスに係るHP等の多言語対応やサービス提供体制の充実に努めます。</p> <p>(2) 居住・就労環境に関する支援：外国人住民の居住環境の整備、適正な労働環境確保等への支援の充実に努めます。</p> <p>(3) 災害対策の充実：防災・気象情報に係るHP等の多言語対応や災害発生時の外国人住民に向けた情報発信・支援等の充実に努めます。</p> <p>(4) その他生活全般に関する支援：各種相談等対応の充実、各種サービスの利便性向上に努めます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 1 誰もが暮らしやすい地域づくり～次代を担う人材の育成～</p> <p>(1) 日本で暮らすための言語・ルール・情報の提供</p> <p>② 行政・生活情報の提供</p> <p>市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、行政サービスや生活に関する情報、地域のイベント情報、観光情報などを多言語で提供します。その際、県や市町村の窓口のみならず、多文化共生社会の担い手となるキーパーソン、企業、大学、学校、公民館、図書館、自治会などを通じ、効果的に情報の提供を行います。</p> <p>③ 相談体制の充実</p> <p>「外国人総合相談センター埼玉」を県国際交流協会と連携して充実させるとともに、各市町村にも身近な相談窓口が設置されるよう促進します。</p> <p>(3) 安心・安全な暮らしの確保</p> <p>②医療・保健・福祉</p> <p>市町村と連携し、外国人住民が市町村で手続を行う機会を利用して、公的医療保険の加入のメリットや手続などについて啓発します。また、企業に対しても、商工・経済団体などと連携し、保険の加入について積極的に情報提供します。…県国際交流協会と連携して、医療・保健・福祉分野における専門的通訳ボランティアの養成方策を検討し、病院、健康診断、予防接種、介護などの現場を支援していきます。また、外国語が通じる医療施設の情報を県ホームページに掲載するとともに市町村が医療・保健・福祉に関する情報を多言語で提供できるよう支援します。</p> <p>③住まい</p> <p>県営住宅に関する情報、民間賃貸住宅の借り方や地域の生活ルールに関する情報を多言語で外国人住民に提供します。また、「あんしん賃貸住まいサポート店」制度の充実を図るなど、外国人住民の住まい探しを支援します。</p> <p>④防災・災害対応</p> <p>外国人住民向け防災対策について、県の地域防災計画に位置付け、災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置するなど、効果的な対応が可能となる体制を整備します。また、市町村においても地域防災計画に外国人住民向け防災対策を位置付けるよう支援します。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	静岡県	<p>◆施策の方向2 危機管理対策の推進</p> <p>(1) 危機対策についての広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民が災害発生時の避難や被災後の生活において大きな困難を抱えることがないよう、幅広く理解されやすい形での広報啓発が必要です。 <p>(3) すべての県民が理解できる情報発信</p> <p>◆施策の方向5 居住・医療・保健・福祉など生活環境全般の充実</p> <p>(4) 外国人相談・支援のニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 問題の早期かつ適切な解決・解消のため、多言語による相談体制や専門性を持って問題解決まで支援できる人材の養成・確保が必要です。 公営住宅入居に関する、きめ細やかな相談支援の充実で外国人世帯の多くが住まい方のルール等についてよく理解し、団地住民間のコミュニケーションを十分とることが必要です。 <p>◆施策の方向7 雇用・就労環境の整備による雇用安定</p> <p>(1) 雇用・就労環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民の地域社会での生活環境を改善し、安定した生活を営むことを可能とするために、外国人県民の不安定な雇用環境を改善し、安定した雇用の創出が必要です。 外国人労働者に安定した労働環境を持続的に提供していくためには、企業による就労環境や雇用対策の適正化への取組が必要です。 <p>(2) 就労・定着の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> しずおかジョブステーションを利用する外国人求職者は文化や言語の違いから様々な悩みを抱えているため、個々の事情に応じたきめ細かな支援が必要です。 日本での就職を希望する留学生などの外国人の県内への就職支援を、大学、関係機関などと協力して推進する必要があります。外国人の雇用を考える介護事業所の増加が見込まれることから、受け入れる介護事業所を支援する必要があります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性1：全ての外国人市民が、安全・安心に暮らすための必要な支援の充実</p> <p>【主な施策の例】（注：省略して記載）</p> <p>○外国人世帯の生活基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワーク等関係機関に協力を求め、千葉市国際交流プラザの生活相談を行う職員に外国人の就労に関する研修などを行い、対応を充実させ、外国人市民が円滑に就労でき、生活の基盤が安定するよう努めます。 外国人市民の賃貸住宅への入居をサポートするため、千葉県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会の協力のもと、民間賃貸住宅の情報を提供する「千葉市民間賃貸住宅入居支援制度」の周知に努めます。 入居予定者に特に多い言語について、入居説明会で、生活上のルールなどを当該言語で説明することにより、より快適な生活環境づくりに取り組んでいきます。 <p>○外国人市民の防災対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災対策を推進するため、外国人市民向けの防災教室の開催や「防災ガイドブック」の普及に努め、災害の恐ろしさと日頃の備えの大切さを理解していただくとともに、SNS等を活用したやさしい日本語を含む多言語による防災情報の提供などを行い、迅速な外国人市民への情報提供に努めます。 本市と千葉市国際交流協会は「千葉市災害時外国人支援センターの設置・運営に関する協定」を締結しており、千葉市災害対策本部を設置する災害時には「千葉市災害時外国人支援センター」が千葉市国際交流協会事務所内に設置されます。今後、外国人支援センターの運営マニュアルを策定し、外国人市民に必要な情報の翻訳及び発信、外国人市民からの相談、問い合わせ等への対応並びに災害時語学ボランティアをはじめとするボランティアの活用及び調整を一層円滑に行うことができるよう取り組みます。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>施策方針 I 生活基盤づくり</p> <p>基本施策 3 居住</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策のめざす姿 市営住宅の入居等に関する情報や外国人市民の入居を受け入れている民間賃貸住宅などの情報が十分に提供されており、外国人市民が円滑に住まいを見つけ、生活ルールを理解して安心して生活しています。 施策の方向 施策⑥ 民間賃貸住宅への円滑な入居支援、施策⑦ 共同生活に関する情報提供 <p>基本施策 4 労働</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策のめざす姿 外国人求職者に対して就職に必要な情報が十分に提供されています。また、外国人労働者が安全で働きやすい職場環境になっています。 施策の方向 施策⑧ 就職・就業環境の改善、 <p>基本施策 6 保健・医療・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> 施策のめざす姿 外国人市民に外国語対応が可能な医療機関や社会保険制度の仕組みなど保健・医療・福祉に関する情報が多言語で提供されています。また、外国人市民が保健・医療・福祉に関するサービスを受けることができます。 施策の方向 施策⑬ 保健・医療・福祉に関する情報提供の充実、施策⑭ 外国人患者への多言語対応、施策⑮ 健康診断や健康相談の実施、施策⑯ 母子保健、子育て支援における対応、施策⑰ 高齢者及び障害者等支援における対応、施策⑱ DV（ドメスティック・バイオレンス）等への対応、施策⑲ 孤立の防止

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>(2) 施策の方向性</p> <p>イ 生活支援</p> <p>外国人市民が地域で安心して生活できるよう生活環境の整備に努めます。</p> <p>基本施策④ 教育・子育て支援の充実</p> <p>基本施策⑤ 保険・福祉・医療支援の充実</p> <p>基本施策⑥ 居住・労働・その他生活支援の充実</p> <p>ウ 災害対応</p> <p>外国人市民の防災意識の啓発と、災害時の外国人市民への情報伝達方法の改善や、被災状況、支援ニーズの把握等の情報収集の仕組みづくりに努めます。</p> <p>基本施策⑦ 防災対策の充実</p> <p>基本対策⑧ 災害時支援の充実</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>多文化共生推進施策の展開</p> <p>2 生活支援</p> <p>定住化の傾向が見られる本市において、外国人住民が地域の中で安心して生活ができるよう、生活環境を整備し、定住化に伴う生活上の様々な課題に関して、総合的な支援を行うことを目的としています。</p> <p>(1) 居住</p> <p>市営住宅に関する情報提供や民間賃貸住宅の借り方、地域における生活マナー・ルールを多言語で提供し、外国人住民が安心して住まいを探せるようにサポートする必要があります。</p> <p>(2) 教育</p> <p>市内の小中学校に日本語指導の教師を加配、日本語補充指導教室を設置、ボランティア日本語教室への勧奨など、日本語の習得が十分でない外国人の児童生徒の日本語習得をサポートします。また、児童生徒の保護者についても日本語が不自由な場合もあることから、学校からの連絡や面談など、必要に応じて通訳や翻訳で支援していきます。さらに幼稚園や小中学校、高校への進学など外国人にはあまり一般的でない日本の教育制度について情報提供して理解を促します。</p> <p>(3) 労働</p> <p>外国人労働者についても労働関係法令が適用されます。外国人労働者のトラブルについては、相談内容に応じて所管する行政機関につなぎ、早期解決を支援します。</p> <p>(4) 医療・保健・福祉</p> <p>医療の現場においては多言語音声翻訳アプリを活用したり、外国語が通じる医療施設の情報提供を行います。また、保険に加入しないことにより医療費が高額になることが懸念される場合は、無料低額診療制度を紹介して医療機関への早期受診を促します。保健や福祉についても情報提供の多言語化により、外国人住民の適切な制度理解と健康増進を図ります。</p> <p>(5) 防災・防犯</p> <p>災害発生時に外国人住民が孤立して災害弱者になってしまうことがないように、普段から日本語の習得を支援したり、防災訓練に参加して地域とつながること、災害に対する備えを周知していきます。さらには外国人が「支援する側」として主体的に地域の防災に関わっていくことを推進し、自助や共助を促していきます。また、災害発生時は多言語による情報提供や通訳ボランティアの活用による支援を行います。防犯についても、多言語による防犯情報の提供や交通安全教育を行い、外国人住民が犯罪や事故に巻き込まれずに、地域で安心・安全な暮らしが送れるように支援していきます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	東京都 港区	<p>目指す姿</p> <p>施策1 外国人の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災情報、災害時に必要な情報、医療、保健に関する情報等、安全・安心に関する重要な情報が外国人に十分届けられている 情報を入手する手段について 外国人に広く認知されている 外国人を含めた地域の連絡・協力体制が構築されている 災害時に外国人と円滑な意思疎通ができる 宗教や習俗等の多様性から 生じる不安や不便さが解消されている 言語や生活習慣、社会制度が異なる日本で生活する外国人の不安や問題が解消されている <p>施策2 外国人の快適な日常生活の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な情報がより多くの外国人に十分に届けられている 区役所で外国人への行政サービスが円滑に提供されている
市区 町村	福井県 越前市	<p>(2) 生活支援</p> <p>誰にとっても、生活していく上で、様々な課題や不安が生じますが、とりわけ言葉や文化の違う外国人市民にとっては、なお一層支援ニーズが高まっていると言えます。また、定住・永住の傾向が高まっている現状を踏まえ、地域において必要となる基本的な環境を整備し、日常生活を送る中で支障や不安のないように、生活全般にわたって支援を行います。</p>
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	<p>これからの課題</p> <p>生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 就学前の子どもや児童生徒への初期指導や大人向けの日本語を学習する機会が引き続き必要 将来の自分の目標や夢などを見つけるためのキャリア教育が重要 防災対策への取り組みや意識づくりが引き続き重要

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(2) 生活支援

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	愛知県 知立市	なし
市区 町村	大阪府 吹田市	(3) 推進すべき施策の方向性 Ⅰ 行政サービスの充実 外国籍市民等が健康で安心して暮らすため、市の制度や施策等の必要な情報を理解しやすく提供することで、円滑で適切な行政サービスの充実を図ります。
市区 町村	広島県 安芸高田 市	なし
市区 町村	熊本県 八代市	<p>施策⑦ 外国人市民も暮らしやすいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の外国人市民に対する支援 外国人市民の生命と財産を守るため、災害対策に関する情報提供や防災訓練への参加促進、災害発生時のマニュアルの作成、避難所案内表示やハザードマップの多言語化などを行うとともに、災害発生時の支援体制の構築のため、地域の自主防災組織やボランティアとの連携強化を図ります。 外国人市民の生活支援（医療・保健・福祉など） 外国人市民が医療・保健・福祉などのサービスを受けやすくするため、現場への通訳派遣や多言語対応の整備、情報の発信などを関係機関と連携しながら推進します。 外国人市民の住居探しの支援 外国人市民が、住居探しで困ることのないように市内の不動産事業者などと連携を図ります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

総務省プランの記述

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	<p>計画の基本方針</p> <p>外国人県民とともに取り組む地域づくり – 意識の壁の解消 –</p> <p>2 地域と外国人県民との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多文化共生施策の方向性：地域と外国人県民との連携強化 ◆事業の取組方針：「意識の壁」の解消に向けた外国人県民と地域とのつながりの強化 <p>地域と外国人県民が連携を図る上では、日頃から外国人県民に対して地域における各種行事や防災訓練への参加を促すとともに、防災・防犯に関し知識習得の機会を設け、自助・共助の力を培っていくことが求められます。</p> <p>地域の支援団体や外国人県民同士のつながりも重要であることから、言葉や文化を学習する場としての機能を持つ地域の日本語講座やイベント等への参加による交流や外国コミュニティでの交流の機会を創出します。</p> <p>また、防災に関し行事など様々な交流の機会への参加、外国人県民のコミュニティリーダーの育成などにより、地域での活躍の場を広げるとともに、行政への住民参画の機会に外国人県民の人材活用を促進します。あわせて、永住者など長期間県内に居住する外国人はもちろん、留学生やその他の在留資格を持つ外国人県民についても、地域づくりや多文化共生の担い手として活用するよう努めます。</p> <p>こうした取組によって、地域と外国人県民との連携を強化し、「意識の壁」の解消を図ります。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

総務省プランの記述

外国人住民が地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくないため、地域社会全体の意識啓発や外国人住民の自立を促進する地域づくりを行うこと。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県 (続き)	<p>7 文化・習慣等の相互理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆多文化共生施策の方向性：文化・習慣等の相互理解の促進 ◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた文化・習慣等の相互理解の促進 <p>外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解できるよう、交流会や勉強会の開催を通じ、両者が触れ合える機会を提供するとともに、「食」「観光」「文化」などの視点も踏まえ、より関心が高まるような取組となるよう努めます。また、外国人コミュニティにおけるつながりを強化し、外国人同士において知識と経験を共有できる場の提供に努めます。</p> <p>さらに、将来帰国することを想定した場合など、外国人県民の子どもに対する母国語や母国文化の学習・維持を支援します。このほか、LGBT等への対応など新たな課題についても広く意識啓発を図ります。</p> <p>こうした取組によって多文化共生社会に向けた基盤整備を図り、「意識の壁」の解消を図ります。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	埼玉県	<p>基本的な取組 3 共に輝き活躍する地域づくり ～東京 2020 オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際大会 の開催を契機とした多文化共生の社会づくり～</p> <p>日本人と外国人住民の間にある「こころの壁」を取り除き、東京 2020 オリンピック・パラリンピックなど世界的なイベントをきっかけとして、相互 理解を促進し、外国人住民の社会参加を支援する環境を整備するなど、協働の 地域づくり、多文化共生社会の実現を目指します。</p> <p>(1) 外国人観光客へのおもてなし …外国人観光客に埼玉観光の魅力を伝え、おもてなしができる、おもてなし通訳案内士を養成します。また、街角等で外国人観光客の案内を行う案内ボランティアを育成します。ボランティアは外国人住民の中からも育成し、国籍を問わず活躍できる地域社会の形成につなげます。</p> <p>(2) 大会に向けた多文化理解 ① 多文化共生に関する啓発、相互理解 …一方、外国人住民意識調査の充実を図るとともに、外国人住民の要望や意見を聴き行政に反映するよう努めます。また、市町村においても外国人住民の要望や意見を反映する仕組みが作られるよう市町村を支援します。</p> <p>③ 多文化共生の拠点づくり 日本人と外国人が互いに理解し認め合う多文化共生の地域づくりを進めるため、県国際交流協会やN G Oなどと連携して、交流、研修、啓発、情報提供、日本語学習支援などを行う拠点の充実を図ります。</p> <p>(3) 大会後のレガシーとしての地域活動への参加促進 …大会後も日本人と外国人が共に輝き、共に地域社会で活躍できる多文化共生社会の実現のために、大会時に活躍したボランティアなどを活用し、地域で中心的な役割を担えるような人材を育成し、支援します。また、外国籍県民県政モニター経験者、外国人留学生、N G O関係者など、日本語が堪能な外国人住民や外国人との交流経験が豊富な日本人にキーパーソン となってもらい、行政情報の伝達や地域の生活ルールの周知などを円滑に行う仕組みを充実します。また、地域の行事への参加や自治会への加入の促進などについて、日本人と外国人住民のつなぎ役としての役割を担ってもらいます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	富山県	<p>多文化共生の推進 政策目標 4</p> <p>○日本人住民と外国人住民が相互に理解し合い、ともに地域社会の重要な 構成員として共生が進んでいること。</p> <p>取組の基本的方向</p> <p>(2) 外国人住民の地域社会への参加の促進</p> <p>(3) 外国人との共生による暮らしやすい地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築や、地域社会と企業をつなぎ役となる人材の設置に向けて、検討します。 県と市町村の役割分担も含め、仲介役となる人材から地域の外国人住民に対して、日本の生活習慣やルール等を周知する仕組みづくりについて、検討します。 県内在住の外国人住民から、富山県の魅力（暮らしやすさ）を発信してもらえるよう努めます。
都道府県	静岡県	<p>◆施策の方向 1 多文化共生意識の定着</p> <p>(2) 外国人コミュニティのキーパーソン* 育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 「キーパーソン」*とは、コミュニティの中で特に大きな影響を全体に及ぼす「鍵となる人物」のことをいい、本計画において特に説明がない場合は外国人コミュニティのキー パーソン*を指します。 外国人コミュニティ内に危機管理情報を伝え、防災対策の実施や災害発生時の適切な対応などを外国人県民に指導する外国人コミュニティの防災リーダーの育成が必要です。 <p>◆施策の方向 8 外国人県民が活躍できる場づくり</p> <p>(1) 地域における相互扶助や共助機能の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互扶助や共助の機能の低下による自治会や町内会等の活動低下が懸念されている中で、日本人にはない多様な視点・考え方をもち若年人口が多い外国人県民の社会参加は不可欠であり、参加のための場づくりが必要と考えられます。 また、地震等の発災時の際は言葉の壁を解消し、外国人県民と協力しあい、皆で支えあうことが必要です。 <p>(2) 外国人県民の社会参加の増加に伴う本県の活力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人県民の高齢化の進展に伴い、的確な相談対応が求められる。ソーシャルワーク 等と多言語の両方への対応のためには、定住外国人や第二世代の人達をソーシャルワーカー等として育成・活用することも検討する必要があります。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>推進の方向性2：違いを認め、互いに分かり合い、支え合い、多様性をまちの力にする意識の醸成</p> <p>【主な施策の例】（注：省略して記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多文化共生拠点としての千葉市国際交流プラザの機能の充実 ・外国人市民の自助組織である外国人コミュニティへの支援メニューを検討し、千葉市国際交流プラザを拠点として外国人市民が地域社会へ参加・活躍できるよう努めます。 <p>推進の方向性3：ともに生活を楽しみ、人生をより豊かにする活躍の機会の創出・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際交流ボランティア活動の推進 ・外国人市民が多く利用するレストランや店舗などに本制度の周知への協力を求め、より多くの外国人市民がボランティア活動を通じて地域社会に参加できるよう努めます。 ・外国人市民が、近隣市民と、四季折々の行事を楽しみ、緊急時には互いに助け合える関係を築けるよう、町内自治会等地域団体への参加を支援します。コミュニティを発掘し、そのキーパーソン（中心人物）と連携することで、外国人市民の意見や要望を把握できるよう努めます。さらに、キーパーソンを通じて、外国人コミュニティと市民団体、町内自治会等の地域社会が繋がることにより、外国人市民と日本人市民がともに生活を楽しむ仕組みづくりを目指します。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	名古屋市	<p>施策方針Ⅱ 誰もが参画する地域づくり</p> <p>基本施策7 外国人市民の地域への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施策のめざす姿 外国人市民が地域の仕組みを理解しているとともに、活動に参加・参画しており、対等な立場で、日本人市民とともに地域を支える担い手となって地域生活上の問題などを解決しています。 • 施策の方向 施策⑳ キーパーソン及びネットワークとの連携 施策㉑ 外国人市民の意見を施策に反映させる仕組みの導入 施策㉒ 外国人市民の地域への参画促進 <p>施策方針Ⅲ 多様性を活かす社会づくり</p> <p>基本施策9 地域社会に対する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施策のめざす姿 誰もが自分の持つ能力を發揮でき、それぞれが持っている多様性を活かして活躍しています。 • 施策の方向 施策㉓ 留学生・外国人材の能力を活かす場づくり 施策㉔ 多文化共生の担い手となる人材育成

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	岡山市	<p>エ 多文化共生の地域づくり 地域や職場、学校など様々な場において国籍を問わずすべての人の人権尊重や多文化共生意識を啓発します。 基本施策⑨ 地域社会に対する意識啓発 基本施策⑩ 市民が主体となって行う多文化共生や国際交流活動の支援</p> <p>オ 外国人市民の社会参加の促進 外国人市民が持つ多様な能力を発揮することができる環境づくりに取り組み、将来にわたりすべての市民がともに考え、意見を出し合い、行動することができる地域社会を築きます。 基本施策⑫ 外国人市民の地域社会への参加促進 外国人市民の文化・スポーツ活動の機会拡大</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>3 多文化共生の地域づくり</p> <p>(1) 地域社会への参加</p> <p>本市では、地域の自治会や町会の要望に応じて、地域における交流機会としてオリエンテーションを実施したり、日本人住民向けの国際理解講座を実施して多文化共生意識の醸成を図っています。さらには、多文化共生情報誌を発行し、日本人住民と外国人住民の相互理解を促進して、お互いがその個性を尊重して差別のない暮らしやすいまちづくりを進めます。</p> <p>外国人住民をまちづくりの担い手として捉えるためにも、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティへの参加促進に努めています。また、日本人住民に対する多文化共生の意識啓発を進めていくことが、市民相互の理解と協調につなげるためにも重要であると考えます。</p> <p>(2) ボランティア等との協働体制構築</p> <p>ボランティア日本語教室の運営に特化した課題を検討・協議し情報共有を図るボランティア日本語教室連絡会議の設置、日本語ボランティアの育成や活動拠点となる施設の貸出し等、ボランティア日本語教室の継続的・安定的な活動のための支援を行っています。</p> <p>(3) キーパーソン・ネットワークの構築</p> <p>地域の多文化共生社会を形成していくために、日本人住民や外国人住民の中にリーダーとしての役割を果たせる人材や、相互の橋渡しができる意欲ある人材を発掘し、活用するためのネットワークを構築していくことに努めます。</p> <p>4 地域活性化やグローバル化への貢献</p> <p>(2) 国際（多文化）理解</p> <p>日本人住民と外国人住民の相互理解を促進するために、交流イベントを開催したり、国際（多文化）理解教育を推進していきます。</p> <p>エ ヘイトスピーチなどの差別・いじめの対策</p> <p>特定の民族や国籍の人々を排除する差別的言動の解消に向けた取り組みを推進します。</p> <p>(3) 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入</p> <p>外国人住民が意見を行政に伝えるための仕組みづくりや、地域の施策に反映させるための多文化共生意識の啓発活動が必要です。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	東京都港区	<p>施策 3 外国人と日本人が相互に理解し支え合う国際都市の実現めざす姿</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人の地域参画が進んでいる <p>課題と今後の取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 意思疎通ができるよう、地域社会の共通言語としての「やさしい日本語」を導入し、普及する 外国人が日本人とともに地域活動に参加できるよう、通訳者を配置するなど、環境を整備する
市区町村	福井県越前市	<p>(3) 多文化共生の地域づくり</p> <p>地域社会において、日本人市民と外国人市民との交流機会が少ないことによって生じる相互理解の不足により、両者の間に様々な行き違いが生じる場合があります。このような事態を防ぎ、日本人市民も外国人市民も、同じ地域に生活する一員として共生していくための意識啓発を行うことで、相互理解を図り、外国人市民が地域に参画できる地域づくりを目指します。</p> <p>また、本市における多文化共生に向けた施策を推進していくための体制整備や、地域、企業、国際交流協会など各主体との連携・協働を図り、効果的な施策の推進体制を構築します。</p>
市区町村	岐阜県美濃加茂市	<p>多文化共生の地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ことばの壁や文化の壁などから生まれる日本人市民と外国人市民の隔たりを無くすために、お互いの市民同士が交流する機会づくりや、共生の意識づくりが重要 美濃加茂市で学び育った次世代を担う外国人人材が、社会の多様な場において活躍する機会が必要
市区町村	愛知県知立市	<ul style="list-style-type: none"> 日本人市民の高齢化、外国人市民の永住化が進むなか、外国人市民も地域の一員としてともに暮らし、地域をつくる地域住民として理解することが必要です。また、外国人市民は、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手であるという自覚を持つことが重要です。このため、日本人市民と外国人市民が対等な構成員として参加できる地域づくりを進めています。 外国人市民は、地域や行政に対し意見を伝える機会があまりないという現状があります。様々な市民意識調査も日本人が対象となっています。2016（平成28）年から、外国人市民の人口比率が約38%という昭和地区において「昭和未来会議」が開催されました。日本人市民の視点からだけでなく、外国人市民の視点からの課題や問題点を把握し、地域の住みよさ、魅力を高め、さらに良い地域にしていくための語り合いの場になっています。

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区町村	愛知県 知立市	<p>2 参加できる地域づくり</p> <p>①地域社会への参加促進 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本人市民の高齢化、外国人市民の永住化が進むなか、外国人市民も地域の一員としてともに暮らし、地域をつくる地域住民として理解することが必要です。また、外国人市民は、地域社会の対等な構成員として、地域を支える担い手であるという自覚を持つことが重要です。このため、日本人市民と外国人市民が対等な構成員として参加できる地域づくりを進めていきます。 <p>②外国人市民の意見反映の仕組みづくり 【施策の方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人市民は、地域や行政に対し意見を伝える機会があまりないという現状があります。様々な市民意識調査も日本人が対象となっています。2016（平成28）年から、外国人市民の人口比率が約38%という昭和地区において「昭和未来会議」が開催されました。日本人市民の視点からだけでなく、外国人市民の視点からの課題や問題点を把握し、地域の住みよさ、魅力を高め、さらに良い地域にしていくための語り合いの場になっています。
市区町村	大阪府 吹田市	<p>(2) 基本理念</p> <p>ウ 社会参加の促進 外国籍市民等が日本人市民と共に多文化共生のまちづくりを担うため、地域社会への参加を促進します。また、互いの文化などを尊重し、互いに学び合う地域社会づくりを推進します。</p> <p>エ 市を活性化する多文化の確保 日々の生活の中で、日本人市民と外国籍市民等による相互の文化理解の機会を意識的に企画・提案し、互いに学び合い、多文化 が地域に存在することが市の魅力となるまちづくりを推進します。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(3) 多文化共生の地域づくり

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	広島県 安芸高田 市	<p>1.安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり</p> <p>4.地域コミュニティーでの共生促進</p> <p>③地域文化交流による地域の活性化</p> <p>外国人市民との文化交流を活性化して、地域の魅力を発信できる人材を育成し、観光地としての魅力の発信につなげます。安芸高田市には神楽、田楽など多くの伝統文化が根付いていますが、多くの地域は後継者が不足しています。これらの伝統文化は地域で守るという風土が根強く、外国人にも継承するという発想がありませんでした。しかし、伝統を守る集団のなかに外国人が入り、同国人や母国への情報発信がなされると、話題性とともに近隣や外国人観光客の増加を期待することができます。</p> <p>④外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参画しやすい地域づくり</p> <p>現在、安芸高田市は、32の地域振興会で組織されており、各々独自の地域振興活動を行っています。また、市内の各小中学校単位（学区）でPTA活動が行われています。本市には約600人の外国人が居住していますが、言葉や習慣の違いにより、地域との接触は薄くなっています。一方、地域振興会は人口減少、高齢化等により活動が縮小していることから、活性化の方策を模索している状況にあります。また外国人保護者のPTA活動はほとんどなく、外国人の子どもの状況はPTA組織に理解されていないことが多いのが現状です。</p> <p>これらのことから、外国人に振興会やPTAのメンバーになってもらうことで、地域や学区の活性化を図ります。また、言葉や習慣の違いによるコミュニケーションの不足は、組織内に外国人市民のパートナーとなる人を配置して、世話をすることで交流を深めることとします。</p>
市区 町村	熊本県 八代市	<p>施策⑧ 多文化共生に向けた相互理解の促進</p> <p>日本人市民と外国人市民との相互理解を促進するためには、先入観や偏見を取り払い、お互いに関心をもって接することが必要であることから、各種講座や交流機会の創出を図りながら、多文化共生社会の実現に取り組みます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

総務省プランの記述

(1)～(3)の施策を遂行するための体制整備を図るとともに、県、市町村、地域国際化協会、国際交流協会、NPO、NGO、その他の民間団体の役割分担を明確化し、各主体の連携・協働を図ること。

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
都道府県	宮城県	3 推進体制の強化 行政機関、事業者、関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議」を設置し、ネットワークの基盤を構築します。また、条例に基づき設置した「 宮城県多文化共生社会推進審議会 」が県内における多文化共生の状況について調査審議し、県に提言を行います。
都道府県	埼玉県	VI プランの推進体制 外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にわたっており、地域全体の課題として、県、県国際交流協会、市町村、市町村国際交流協会、 NGO、企業、自治会 などが適切な役割分担の下に取り組む必要があります。 1 県の役割 県は、多文化共生の推進に係るプランを策定し、このプランに基づき、市町村を包括する広域自治体として、広域的な課題への対応、市町村で十分に対応できていない分野の補完、先導的な取組などを推進します。また、これらの取組を総合的・効果的・継続的に推進するため、庁内を横断する体制で成果を検証しながら施策の実施状況を管理していきます。さらに、「 つなぎ役 」としての機能を発揮し、県国際交流協会、国の機関、市町村、市町村国際交流協会、NGO、企業、大学、学校、自治会などとの連携や協働を積極的に図ります。 2 県国際交流協会の役割 6 企業の役割 3 市町村の役割 7 大学の役割 4 市町村国際交流協会の役割 8 学校の役割 5 NGOの役割 9 自治会・町内会の役割 (注※各役割は割愛)

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容								
都道府県	富山県	なし（注※各施策に実施主体を明記）								
都道府県	静岡県	<p>V 計画推進体制</p> <p>1 計画の進め方（推進体制）</p> <p>多文化共生を着実に推進していくためには、関係主体が積極的にそれぞれの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となります。多文化共生施策は生活全般に及ぶ幅広い分野に関わることから、関係部局の横断的な調整を行いながら、施策を推進していきます。市町等との連携については、県内全市町を対象とした「外国人住民施策に係る県及び市町情報交換会」や「外国人の子ども支援関係者ネットワーク会議」を随時開催し、情報の共有化や連携を図っていきます。他県等との連携については、群馬県・長野県・愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・滋賀県・名古屋市の7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」において、情報共有化や広域的施策展開を図り、課題解決に取り組むとともに、各省庁との情報交換や提案等を行います。関係主体との連携については、外国人労働者の適正雇用を進める憲章の普及や、子どものための日本語学習支援基金事業の実施について、県内企業等に連携・協力を呼びかけ、計画推進の実効性の確保を図っていきます。</p> <p>2 多文化共生推進主体の役割</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 国</td> <td>(5) NPO、ボランティア団体など</td> </tr> <tr> <td>(2) 静岡県</td> <td>(6) 地域、県民</td> </tr> <tr> <td>(3) 市町</td> <td>(7) 企業</td> </tr> <tr> <td>(4) 県や市町の国際交流協会</td> <td>(8) 教育機関</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">（注※各役割は割愛）</p>	(1) 国	(5) NPO、ボランティア団体など	(2) 静岡県	(6) 地域、県民	(3) 市町	(7) 企業	(4) 県や市町の国際交流協会	(8) 教育機関
(1) 国	(5) NPO、ボランティア団体など									
(2) 静岡県	(6) 地域、県民									
(3) 市町	(7) 企業									
(4) 県や市町の国際交流協会	(8) 教育機関									

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
政令市	千葉市	<p>(3) 推進主体：みんなが主役のまちづくり</p> <p>時代に沿った多文化共生社会を構築していくには、千葉市や千葉市国際交流協会をはじめ、全ての市民や関係組織・団体などが、これまで培ってきた知識やネットワーク、蓄積してきた経験や情報、そして育成してきた人材を活かしながら、それぞれの役割を理解したうえで連携を図り、グローバル化の進展により常に変化しつつある社会経済情勢を的確に捉えて取組みを進めていくことが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉市 ・外国人市民・日本人市民 ・公益財団法人千葉市国際交流協会 ・企業 ・市民団体・国際交流ボランティア <p>(注※各役割は割愛)</p>
政令市	名古屋市	<p>3 推進体制の整備</p> <p>(1) 庁内における推進体制</p> <p>施策の実施にあたっては、総合的かつ体系的な推進のため、全庁的な会議等を中心に、関係局間の密な連携のもとで推進します。</p> <p>(2) 関係機関・地域との連携</p> <p>多文化共生の推進に向けた取り組みは、国や愛知県、愛知県国際交流協会、名古屋国際センター、企業、NPO・ボランティア、地域など、多様な担い手が、それぞれの役割に応じて実施しています。施策を効果的に推進していくためには、これらの関係機関や地域と積極的に連携していくことが必要です。そのため、名古屋市多文化共生推進協議会を新たに設置し、関係機関や地域と連携して、多文化共生施策の効果的な推進に取り組みます。</p>
政令市	岡山市	<p>カ 多文化共生の推進体制の整備</p> <p>多文化共生施策の推進は行政だけでできるものではありません。市民や外国人コミュニティ、市民団体、事業者、国・県・周辺市町など関係機関との連携を図り、役割分担をしながら推進していきます。</p> <p>基本施策 ⑭庁内推進体制の整備</p> <p>基本施策 ⑮国、県、周辺市町や民間団体などとの連携</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	埼玉県 川口市	<p>第6章 計画の推進体制</p> <p>1 市民、市民団体、関係機関および市の連携</p> <p>外国人住民を取り巻く問題は生活の幅広い分野にまたがっており、地域全体の課題として、県や市町村、県国際交流協会、警察、市民団体（NPO、NGO、ボランティア団体等）、企業、地縁団体（町会・自治会等）などが適切な役割分担のもとに取り組む必要があります。</p> <p>2 庁内各課との横断的な連携体制</p> <p>多文化共生施策や外国人住民を取り巻く問題は幅広く多岐にわたることから、「川口市多文化共生推進庁内連絡会議」により庁内横断的な連携を図り、または必要に応じて各課と個別の連携を図り、様々な問題の解決や多文化共生事業の推進に取り組んでいきます。</p>
市区 町村	東京都 港区	<p>計画に掲げた事業を着実に実施し、大きく成果を挙げていくためには、国際化・文化芸術担当が中心となって、関連する各部署と密に連携し、全庁的に事業を推進していくことが必要です。そこで、港区国際力強化推進委員会において、国際化に関する様々な課題に対し、組織横断的に機動性を持って事業を検討し、調整をしていきます。また、港区国際化推進プランに基づく国際化推進施策について検証するため、港区国際化推進アドバイザー会議において外国人を含めた区民等からいただいたご意見を、区の国際化推進施策に反映していきます。（注※図は割愛）</p>
市区 町村	福井県 越前市	<p>(1) 推進体制</p> <p>本プランでは、コミュニケーション支援をはじめ、教育・保育環境の充実、就労や医療、保健、福祉などの生活支援に関する施策を掲げています。これら多岐にわたる施策を着実に推進するうえでは、庁内各課による取組みに加え、部局横断的な施策の推進が必要なことから、関係各課による（仮称）多文化共生推進連絡会議を設置し、国の制度改正や施策の動向などの情報を共有し、施策の推進を図っていきます。</p> <p>また、入管難民法などの外国人に係る制度改正などについては、県や他の自治体とも連携して、情報収集及び共有を積極的に行っていきます。</p> <p>多文化共生社会の実現に向けた施策については、庁内関係各課の連携や外部の関係機関・団体との協働が不可欠ですが、特に国際交流協会については、本プランに掲げた各種施策を実施するうえで重要なパートナーとなります。国際交流協会の従来の取組みに加え、新たな取組みや既存事業の拡充を図ったうえで施策を推進していくためには、組織及び事務局体制を強化することにあわせ、企業や地域活動団体との協働により、施策の推進体制を構築していきます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	岐阜県 美濃加茂 市	<p>4. 多文化共生を進めるための体制の整備</p> <p>⑬市内の関係機関・団体等との取り組みを進めるための整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所や警察署、ハローワークや市民団体などとの連携を推進します。 <p>⑭地域における役割分担と連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において多文化共生活動を行う団体や人を支援します。 <p>⑮国、県及び他市町村との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や県、周辺市町村、関係機関と連携し、多文化共生を推進します。
市区 町村	愛知県 知立市	<p>多文化共生社会の実現には、多文化共生の推進を所管する協働推進課及び、多岐にわたる課題の解決や取組を関係部署が主となり実施します。また、行政だけではなく、国際交流協会、地域、学校、NPO法人等と連携、協力をしながら、それぞれがそれぞれの役割を果たし、情報を共有しながら諸施策の取組みを推進していくこととなります。</p>
市区 町村	大阪府 吹田市	<p>7 施策の推進体制の整備</p> <p>(1) 庁内の横断的な連携</p> <p>庁内の横断的な連絡調整を行い、情報交換の場として各部局の連携を図るための定期的な会議を開催します。また、本指針の進捗状況を把握するため、事業の達成度合い等を把握し、P D C Aサイクルにより事業の見直し等に取り組みます。</p> <p>(2) 多様な主体との連携協働を図る</p> <p>庁内での連携をはじめ、公益財団法人吹田市国際交流協会等の関係機関や市民団体、民間団体等の連携・協働を促進します。ネットワークの構築により多文化共生のまちづくりに向けて、それぞれ持つ情報や人的資源の活用の拡大が期待できます。</p>

2. 地域における多文化共生の基本的考え方

(4) 多文化共生施策の推進体制の整備

地方公共団体の指針等における独自の記述

区分	団体名	内容
市区 町村	広島県 安芸高田 市	なし
市区 町村	熊本県 八代市	<p>第4章 推進体制</p> <p>1 推進体制の整備</p> <p>本市及び設立を目指す（仮称）八代市国際交流協会は、市民並びに各種団体、関係機関 など多方面との連携を図り、本ビジョンの施策を通じて本市の国際化を推進します。</p> <p>2 各主体に期待される役割</p> <p>(1) 八代市</p> <p>本ビジョンを効果的・効率的に推進するため、庁内に設置した「地域国際化推進会議」及び「海外展開推進会議」を活用し、国際化に関する情報の共有や十分な連携を図ります。</p> <p>また、国際化に係るそれぞれの施策は、本市の業務全般に及んでくることから、各担当課は本ビジョンを踏まえた上で、SDGsの要素を意識しながら、国際化に向けた取り組みについて責任をもって推進していくこととします。</p> <p>(2) 市民</p> <p>(3) 民間団体・企業等</p> <p>(4) 教育機関</p> <p>(5) (仮称)八代市国際交流協会 （注※各役割は割愛）</p>

IV. ヒアリング調査

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

- 技能実習生等、外国人の急増・国籍の多様化や、外国人の永住・定住化への対応が必要と感じられている。
- 弱者や要配慮者ではなく、支える側としても活躍する外国人住民の役割への期待が多い。

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 当初計画の策定から10年目を迎え、関係機関等と連携・協働により様々な取組を行ったことで、多文化共生社会の理念については一定程度浸透したが、外国人県民の状況やニーズ、それに対する市町村の施策の進捗も様々な状況である ● 県内の経済情勢は復興需要にも支えられ緩やかな回復傾向だが、労働力不足により外国人労働者への期待が高まり、外国人労働者数は増加傾向にある ● 本県においては震災の影響による人手不足等もあり、主に水産業などにおいて、東南アジア（ベトナム、インドネシア等）国籍の技能実習生が増加し、また、東北大学などの留学生も増加していることで、県内の外国人県民の国籍の多様化も進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界の動きや社会情勢の変化への対応として、SDGsを踏まえ、自己実現ができる社会の構築を目指す <ul style="list-style-type: none"> ➢ SDGsは計画には記載されていないが、こうした観点も認識していることは自治体行政の主流になってきていると認識 ● 外国人県民の増加やその国籍、雇用情勢、寄せられる相談内容の多様化などを背景に、第2期計画までの施策をさらに進めたものに加えて、必要に応じて新たな施策を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「みやぎ外国人相談センター」：外国人受入環境整備交付金を活用し、対応言語を9から13へ拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住外国人や増加する外国人も含めて、各地域の県民と共生しながら学生や社会人を問わず、自己実現を図ることができる状態にあること
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1次計画策定以降、国の技能実習制度の見直し、介護分野における外国人材の受入れ開始等を通じて、県内の定住外国人の定住化・多国籍化が進み、定住外国人の生活支援や日本人県民の異文化理解等の多文化共生施策の重要性が高まった 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従前の基本計画の基本方向の3本柱をまとめ、新たに外国人の活躍していただくという視点から、基本方向「誰もが活躍できる地域づくり」、施策の方針「外国人県民が活躍できる場づくり」を追加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外国人も含め、「誰もが活躍できる地域づくり」のなかで、個別の施策でも外国人が弱者・要配慮者から支える側になってもらうという観点が含まれるようになった ➢ 特に介護人材としての外国人の活躍については、新計画で明確に打ち出されるようになった 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本目標「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現」

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 改訂の契機としては、以下の3点があげられる <ul style="list-style-type: none"> ➢ ①外国人市民の増加と在留資格の創設への対応 ➢ ②外国人市民会議（岡山市内の外国人から意見を聞く常設会議）からの意見の反映 ➢ 提言の一つにSNSの活用促進があり、外国人コミュニティとの双方向のコミュニケーションに活用 ➢ ③災害時の情報発信強化 ● 2018年7月の豪雨災害時の多言語での情報伝達・外国人の安否確認等の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 岡山市では前期のプランでESD（Education of Sustainable Development）を取り入れ、ESD担当課を設置し、フォーラム等を行ってきた。 ● 今期のプランでは2018年の「SDGs未来都市」選定を受け、SDGsの観点も盛り込んだ。 ● プランの中でSDGsを意識し掲げた直接の施策は無いが、SDGsの観点につながる施策はあると認識している。 	—
市区町村	福井県越前市	<ul style="list-style-type: none"> ● 越前市は製造業が盛んで人材不足も進んでおり、外国人が貴重な労働力になっている。特に、2015-16年にかけて大規模が立地されたことで、外国人住民の増加が加速した。 ● 越前市多文化共生推進プランは2019年版が初の策定となる。外国人住民の定住化・永住化が進み、子供の教育や生活全般に関して課題が顕在化してくる中で、外国人住民も市民だという感覚で取り組む必要があるという認識からプランの策定に至った。 ● 策定にあたっては、総合戦略推進室とダイバーシティ推進室が共同でヒアリング、アンケート等の調査を行ったが、これまでこうしたほとんど取組はなかった。 	（※初めての作成のためなし）	<ul style="list-style-type: none"> ● プランの理念「郷土への愛着を持って共に創り上げる住みよいまち 越前市」 ● 地域の中で日本人住民と外国人住民の交流を進めていくことが主眼。例えば、地区のイベントについて、チラシを市が翻訳するサービスを提供しており、地区ではそれを利用して外国人にも参加を呼び掛けるなど、地域との共同により取組を推進している。

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	改訂にあたっての問題意識・背景	新たに盛り込まれた視点	求める多文化共生の姿
市区町村	福井県越前市	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一次プラン（2013-17）の策定時の多文化共生に関する住民意識調査では日本人住民の62%が肯定的であったが、実際には外国人への不当な扱いをなくす努力も必要であった。 ● このため、日本人側の意識改革と、納税者でもある外国人住民へきちんとサービスを提供・周知することが必要であると考えた。 ● 5年後の市民意識調査では、外国人との共生への肯定的な回答は8割を超えた。 ● しかし、当初の目的である人口減対策にとりして、市全体としての人口増は達成できていなかった。 ● また、第一次プランを進める中で、行政内部における浸透の不足、また国際交流協会の組織基盤の脆弱さ、予算不足（取組のほとんどが市単独事業）等が課題となった。 ● 以上の経緯から、第二次プランの改定に向け、まず多文化推進会議の運用を変えることとした。体制として当事者である外国人住民や関係団体を加え、またプランは行政側で叩き台を作らず一から会議で作成することとし、研修や第一次プランの振り返りを踏まえながら、地域を外国人と共に拓くためにはどうすればいいのかを理解してプランの改定に臨んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住・定住促進とSDGsの視点である。 ● このうちSDGsは自治体の中でも早い段階で取り組んだと認識しており、各種の予算面での優遇にも期待している。 	-

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

- 初めての策定の越前市を除き、すべての自治体で指標を用いた振り返りを行っている。
- 指標の検討も含めて何らかの審議会・委員会等の会議体で検討している。

区分	対象自治体	前期指針・計画等の振り返り	関連する審議会等
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一期計画については、振り返りの実施なし。 ● 第二期計画については、振り返りを実施。内容は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 第二期計画の6つの評価指標について、実績等の現状及び課題を分析。 ➢ 6指標中、3指標が未達成。 <ul style="list-style-type: none"> • 多文化共生啓発事業の実施市町村数（達成率：20.0%） • 日本語講座開設数（達成率：81.3%） • 外国人相談対応の体制を整備している市町村数（達成率：66.7%） ➢ 第三期の指標の選定には、SDGsの観点も取り入れる予定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の就労支援の促進に向けて、国の動き等を踏まえた外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議の開催等を実施している。
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 県各部署長から構成される本部長会議にて、静岡県総合計画における指標や県庁各部署から提出された候補の中から、適切な指標を選定している。 ● 指標の評価については、年度毎に、県多文化共生推進本部において評価を実施するとともに、静岡県多文化共生審議会において意見をいただいております。そこで得られた意見を、当年度及び次年度以降の事業実施に活かしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡県多文化共生推進基本条例12条において、知事の諮問に応じ、多文化共生の推進に関する基本的施策及び重要事項について調査審議し、県の多文化共生施策の実施状況や多文化共生の推進に関する重要事項について、知事に意見を述べる機関として設置されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 委員は県内団体等の推薦等を元に、事務局で選出。 ➢ 指針・計画等に関しても意見を伺っている。

1. 多文化共生に関する計画・指針等の策定・改訂の背景

区分	対象自治体	前期指針・計画等の振り返り	関連する審議会等
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年、プランに掲載している施策について担当課に取組状況を調査し、改定の際に振り返っており、どの分野で取組が進んでいるかを把握。進んでいない分野は次期での取組強化につなげている。 ● あくまで進捗の確認までであり、これを予算編成に反映させるような動きは（国際課としては）行っていない。 	（特徴的な取組「審議会や委員会などへ外国人市民の参加」を参照）
市区町村	福井県越前市	（※初めての作成のためなし）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「多文化推進事業研究会」を今年度より立ち上げた。外国人労働者を雇用する企業、国際交流協会、地元の大学教員、地域住民などを構成員とし、プランの推進及び次期プランに向けた検討を行っている。
市区町村	広島県安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一次プランでは23の事業を掲げており、事業毎に5カ年の総括を行った。一部では目標値の設定があり、実施状況や市民意識調査の結果などをもって振り返りを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二次プランの改定に向け、「安芸高田市多文化共生推進会議」の運用を変えることとした。 ● 体制として当事者である外国人住民や関係団体を加え、またプランは行政側で叩き台を作らず一から会議で作成することとし、研修や第一次プランの振り返りを行った。

2. 特徴的な取組について

- 就労・労働環境改善等の支援は多く、重要性が認識されている。
- 一方、介護人材への支援は、在留資格の拡充や人手不足から、多文化共生とは異なる文脈で必要とされている。

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労の支援（就労定着のための情報提供） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> • 雇用情勢の変化や少子高齢化等による労働力不足による外国人労働者への期待 • 増加する外国人労働者に対する国の動き等を踏まえた対応が必要 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ①有識者会議による外国人労働者の受入に向けた検討と環境整備（令和元年から） ②外国人を採用する企業の開拓を行うとともに、企業向け相談窓口を設置し、外国人雇用に関する電話相談、来所相談、出張相談等を実施する。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ①外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議の開催（R2.11） ②企業訪問やDMなどにより、外国人を採用する企業の開拓を行い、外国人雇用に関する電話相談、来所相談、出張相談等を実施 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労の支援（外国人留学生の県内企業への就労に向けた支援） 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生等高度人材の活用 ・ 県内には、東北大学をはじめとして多くの留学生が在学しているが、<u>留学生の多くは、県内企業に関する情報不足などの理由から、卒業後は県外や国外へ流出している。</u> ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業向けセミナーや合同企業説明会を開催し、外国人留学生等と企業のマッチング等を行い、県内中小企業における外国人材の採用・活用を図る。 ・ 「外国人留学生人材バンク」及び「受入企業バンク」を形成するとともに、受入企業向けセミナー及び交流会の実施 ・ 外国人留学生の参加による県内企業バスツアーや合同就職説明会を開催 ・ 留学生による県内企業への訪問とインタビューを実施し、就職情報誌の作成（※<u>東北大学との協力事業</u>） ・ インターンシップ受入企業への補助金 留学生と企業が一堂に課して、セミナーで相談 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人材の活用に関するセミナー、留学生を対象にした合同説明会、外国人（留学生含む）を対象にした日本のビジネスマナーや日本企業への就職活動等に関するセミナーを開催 ・ 「グローバル人材の採用と定着」をテーマに受入企業向けセミナーを、「世界の年末年始を知ろう」等をテーマに交流会を実施 ・ 外国人留学生向けに、県内企業3社を訪問するバスツアーを実施（R1.11、24人参加） ・ 東北大学との協力授業の受講生の外国人留学生が、大手県内企業14社（IT、建築、製造業等）を訪問の上、経営者等インタビューを行い（日本人含む15名）、就職情報誌「ZOOM」を作成 ・ 5名のインターンシップを受入れた企業3社（IT、人材派遣会社）へ補助金を交付 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	防災・災害
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災（大規模災害時の市町村間・県域を越えた連携） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の際、必要な情報が得られず、また、周囲の避難者等とコミュニケーションが図れないことにより、避難所での生活に不便を覚え、必要な支援が受けられないなど、避難所での生活が困難な外国人がいた。日本語を理解できない外国人県民が「津波が来たので高台に逃げてください」と声をかけられても意味が理解できなかったという事例もあった ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県国際化協会と連携して、災害時の情報等について、多言語ややさしい日本語での情報提供を行う ・ 防災訓練への参加を促進するとともに、自助・共助の力を身につけるための防災や防犯知識の醸成 ・ 市町村における状況の把握 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「令和元年東日本台風」では、宮城県国際化協会のHPやFacebookにおいて、災害情報や注意喚起などを、多言語及びやさしい日本語で発信した。台風直後の土日には、相談窓口を開設した。 ・ 県が、防災や減災に役に立つ「外国人県民のためのハンドブック」を作成し、配布 ・ 「令和元年東日本台風」では、被災後直ちに県内35市町村に電話照会をしたが、特に外国人からの苦情や相談はなく、地域内で適宜対応されていた。（R1.10） ・ 県域間、市町村連携の実績はまだない 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 定住外国人に対する就業・定着支援（農業分野）【計画P.37 施策番号25】 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内農家の減少・高齢化等による人手不足のため、若者等の新規就農の促進が重要となっている ・ 身分に基づく資格により働く外国人は農林業で増加しているが、近年は技能実習生の流入が急激に拡大 ・ 新規就農者のうち、定住外国人と推測される者の数5名以内と少ない ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本人及び定住外国人に関わらず就農希望者に対し、農業への就職相談、無料職業紹介所、就労体験会、独立就農支援(実践研修)、独立希望者への融資といった施策を行っているが、実際に外国人が施策を活用するケースはほぼない ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県HP等で施策の広報を行っているが、外国語やわかりやすい日本語への対応は行っていないのが現状 ・ 農業がいわゆる「3K」のイメージがあり給料や待遇面で見劣りしてしまうので、農業法人等の処遇改善を進めていくことが課題 ● 介護職員に対する定着支援（外国人の就業促進）【計画P.37 施策番号29上】 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針とは別に、2017年以降の外国人介護人材を受入制度の整備や、介護人材不足が喫緊の課題となっている中、県内介護事業所における外国人介護人材の受入意向の高まりを受け、外国人材の受入促進策が必要となった。 ➢ 施策の具体的な内容（いずれも委託事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー ・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する出前講座 ➢ 施策の検討・実施状況（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー：県内3地域で参加者50名 ・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する訪問相談、出前講座：訪問相談7回、出前講座8回 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員に対する定着支援（外国人の就業促進）【計画P.37 施策番号29上】 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針とは別に、2017年以降の外国人介護人材を受入制度の整備や、介護人材不足が喫緊の課題となっている中、県内介護事業所における外国人介護人材の受入意向の高まりを受け、外国人材の受入促進策が必要となった。 ➢ 施策の具体的な内容（いずれも委託事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー ・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する出前講座 ➢ 施策の検討・実施状況（令和元年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員を受け入れている（予定を含む）事業所の研修担当者向けセミナー：県内3地域で参加者50名 ・ 外国人介護人材の受入事情に精通した専門家を介護事業所に派遣する訪問相談、出前講座：訪問相談7回、出前講座8回 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	就労支援
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員に対する定着支援（外国人職員への日本語教育支援）【計画P.37 施策番号29下】 新設 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度実施している「外国人介護職員就労状況調査」において、外国人介護職員の雇用の上での課題として「読解力等」を挙げる事業所が例年 5 割以上となっている。 ・ 介護業務においては、利用者との会話や介護記録の作成など日本語能力の向上が重要である。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員向けの日本語読解力向上研修の開催 介護事業所の意向に応じて、会場集合型と事業所訪問型により研修を実施 ・ EPA外国人介護福祉士候補者の日本語等の学習支援 受入介護事業所の介護福祉士国家資格取得に向けた学習支援に対して経費を助成 ・ 技能実習生等に対する集合研修の実施 日本語能力向上を含む介護に関する研修を実施 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人介護職員向けの日本語読解力向上研修の開催 ：平成30年度実績 会場集合型35人 事業所訪問型12事業所（24人） ・ EPA外国人介護福祉士候補者の日本語等の学習支援：令和元年度実績 21人（13施設） ・ 技能実習生等に対する集合研修の実施：令和元年度実績 46人 	

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
都道府県	静岡県	<p>● 地域コミュニティへの参加促進（先進事例の発信）【計画P.40 施策番号30】</p> <p>➤ 背景となる問題意識・状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に静岡県が実施した多文化共生基礎調査では、外国人の自治会への加入率は49.9%であり、日本人よりも低いと考えられる。一方、同調査では、「外国人は地域の活動に積極的に参加すべきだ」と考える日本人も69.7%に達しており、日本人を対象に地域コミュニティへの参加については、日本人、外国人双方が問題意識を持っている。 <p>➤ 施策の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県庁HP内に設けている「活躍する外国人県民 Life in SHIZUOKA」において、地域コミュニティにおいて活躍する外国人県民や多文化共生に係る先進的な取組を行っている企業等へのインタビューを紹介 外国人コミュニティを対象とした防災出前講座を、日本人県民の協力や参加を得て実施することで、外国人県民の地域コミュニティへの参加促進の契機としている <p>➤ 施策の検討・実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 「活躍する外国人県民」サイトでは平成27年から、現在30人の外国人県民及び4社の県内企業を掲載
		<p>● 地域防災の担い手となる外国人県民の育成【計画P.40 施策番号32】</p> <p>➤ 背景となる問題意識・状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡県は、南海トラフ地震の発生が懸念される地域に所在することから、災害時に外国人県民にも地域防災の担い手として活躍してもらえるよう防災教育や防災情報の提供等の事業を実施している。 <p>➤ 施策の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内各地で、語学に堪能な県民を対象とした「災害時に外国人が直面する課題」や「支援の心構えや外国語による被災者支援について必要な通訳スキル」を教授する災害時外国語ボランティア研修を実施 市町や市町国際交流協会等の協力を得て、県内各地で国人コミュニティを対象とした防災出前講座を実施 <p>➤ 施策の検討・実施状況（令和元年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度の災害時外国語ボランティア育成研修会：年3回実施、延べ92人参加 災害時外国語ボランティア登録者数は、延べ290人（R2.2時点） 外国人コミュニティを対象とした防災出前講座：年3回実施、延べ75人の外国人県民が参加

地域参画

防災・災害

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ● 起業意欲のある外国人市民に対する情報提供 就労支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際化の取組の中でも雇用・労働分野は手薄であると認識していた。留学等の短期の在留資格で訪日した外国人が就業するなど、外国人の居住年数が長くなってきている。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業意欲がある方への情報提供を行うものであり、取組としては日本人/外国人の別を問わないが、外国人向けにPRしている。その中では『起業家塾』というセミナー形式のものを実施している。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 『起業家塾』について令和元年度は6日程の開催実績があり、40~50名程度の外国人の参加があった。
		<ul style="list-style-type: none"> ● 審議会や委員会などへの外国人市民の参加促進 地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人市民が抱える課題や多文化共生施策への意見を収集する場として、常設の「<u>岡山県外国人市民会議</u>」を設置した。 ・ プランへの意見収集を行うための会議ではなく、本会議での意見をプランや他の施策で収集する位置付けである。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会議として定常的に会合を行っており、まとめられた提言についてはプランで対応している。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2年ごとに委員を改選し、今期で6期目。委員には大学教員から民間企業の代表、学生、主婦など、外国人コミュニティのリーダー的人物に限らず、様々な人が就任している。 ・ 委員は公募制であり、多くの場合は募集人員以上の応募がある。過去の委員の知人から、公募を見てくる人など、応募のきっかけは様々である。 ・ その他の審議会等でも外国人委員がいる可能性があるが、多文化共生を意図して外国人委員が参加しているのは本会議だけである。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
政令市	岡山市	<div data-bbox="1752 304 2007 368" style="float: right; background-color: #4CAF50; color: white; padding: 5px; border-radius: 3px;">防災・災害</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に活躍できる人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> • 2018年の豪雨災害を受け、国際化の流れに限らず全庁的に防災強化に力を入れることとなった。防災を含む「生活支援」が前期の多文化共生推進プランでは施策構造の3段階目にあったものを、2段階目に引き上げたように、重要度の認識が高まっている。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> • ボランティア通訳に関しては、<u>人材確保における必要性から報酬の強化</u>を現在議論している。 • 岡山県と共同で災害時通訳ボランティア研修を実施しており、日本人・外国人を問わず参加者を募集した。 • 翻訳に関心のある日本人/外国人住民による、災害救援ボランティアの制度を検討している。災害時に多言語支援センターを設置した際に行う行政情報発信に係る翻訳や、避難所で外国人から要望を収集する際の支援を想定している。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> • 災害時通訳ボランティア研修は直近で、2019年12月・2020年1月に実施したところ。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	福井県越前市	<div data-bbox="1742 304 1997 368" style="float: right; background-color: #800040; color: white; padding: 5px; border: 1px solid black;">生活支援</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働者融資事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者の生活困窮に対する支援が必要という認識のもと、実施している事業である。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人も含む労働者の生活安定資金の貸付を行う制度で、1人最大150万円、融資期間は5年間である。 ・ 金融機関を通じて、返済能力等に関する審査ののち執行している。 ・ 制度としては20年以上前から存在するが、融資対象者が帰国してしまうと回収できなくなることが課題であり、労働金庫に預託金を入れて対応している。 ・ 本事業による融資は生活資金（マイカーの購入等）のためのもので、特に用途に制限はない。 ・ 創業支援などの事業者向け融資としては別の制度（中小企業等伴走型資金融資制度）がある。これも外国人に限らない制度である。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年度融資件数は67件、うち外国人は1名であった。2015年度は230件であったが、低金利になり民間でも借りられるようになったために利用が縮小していると考えている。 ・ 利用しているのは技能実習生等の短期滞在者はなく、定住者・永住者である。 ・ 金融機関の窓口、市のHP、事業者の労働組合等を通じて周知している。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	福井県 越前市	<div style="text-align: right; background-color: #c00000; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">就労支援</div> <ul style="list-style-type: none"> ● アタック100事業 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人手不足のため市内企業でも外国人労働者の呼び込みが検討されるようになったが、外国人労働者は怖いという先入観があり手を出せない企業が少なくなかった。その先入観を緩和し、外国人労働者の就労に係るハードルを下げる必要があった。 ➢ 施策の具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人を多く雇用している企業、人材派遣会社や技能実習生の監理団体などを往訪して情報収集し、労働や生活における問題及び優れた取組を収集して施策に反映する、自治体内部の取組である。 ・ 数値目標として、年100件以上の往訪を掲げている。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ ここで収集した優れた取組などは、ハローワークと連携して中小企業に紹介しており、企業向けセミナーのコンテンツにもつなげている。 ・ 「アタック100事業」自体は産業政策課の取組だが、得られた情報は他課にも共有し生活支援関係等の施策につなげている。 ・ この取組の中で、日本語が不要な職場で就労している外国人労働者の課題が明らかになった。大規模工場では日本語がまったくわからなくても働くことができるが、同社の経営が悪化して雇止めが発生すると、他の市内企業は日本語がなければ就労できないことが大多数であり、再就職が困難になる。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について
市区町村	広島県 安芸高田市	<div data-bbox="1748 297 2005 362" style="background-color: #FFD700; padding: 5px; display: inline-block;">地域づくり</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 多様な街づくりの魅力の発信事業（多文化共生サミット） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 背景となる問題意識・状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外国人集住都市会議」に参加していない安芸高田市や岡山県美作市なども多文化共生を推進している。特に「散住都市」の観点で自治体を集め、情報収集や発信ができないか考えた。 ・ 散住都市の課題は多い。まず、自治体の規模が小さいため支援人材も少なく、外国人が離れて住んでいるため支援体制の構築が非常に難しい。安芸高田市に多い技能実習生は移動手段を持っておらず、また公共交通も乏しいため、市の中心部で支援を提供するだけでは受けたくても受けられない。 ・ 企業の負担も大きく、技能実習生を買い物などに連れて行く必要があり、国際交流協会に支援を求める声も少なくない。 ・ 娯楽施設も少なく、例えばカラオケボックスも乏しいため、自宅でカラオケをしはじめて他の住民とトラブルになることがある。 ・ ワンストップ相談窓口を行っているが、やはりそこまで行く足がなく、スマホは持っていても通話を契約していないことが多いため電話相談もできない。そうした環境の整備も課題である。 ➢ 施策の具体的な内容（予定） <ul style="list-style-type: none"> ・ 散住都市が集まって情報収集、意見共有、取組方針の協議等をフォーラム形式で行うものである。まずは近隣の都市で集まってスタートし、徐々に全国へと活動範囲を広げていきたい。 ➢ 施策の検討・実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状では実施に至っていない。集住都市会議に散住都市も入れてもらえるのであれば、そちらで発信していくことも考えている。 ・ 多文化共生サミットを推進していた市長がまもなく勇退予定であり、内部的にも推進力を失うことになる。

2. 特徴的な取組について

区分	対象自治体	特徴的な取組について	
市区町村	広島県 安芸高田市	<p>● 外国人市民が地域行事、振興会、PTAに参画しやすい地域づくり (地域活動で活動する外国人のフォロー)</p> <p>➢ 背景となる問題意識・状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 市として地域振興会 (= 自治会) に外国人参画を説得したり、外国人には転入時に周知して地域振興会への参画を促したりする取組をしている。 広島県「外国人との共生推進事業」は外国人が地域のリーダーとなり、地域振興会と協力しながら地域の中で暮らすモデル地域を作るものだが、これに安芸高田市でも応募しており、外国人のフォロー等もこの事業の一環として行っている。 フォローというのは、外国人住民がお店を始めたら皆で参加する、お弁当を市役所で販売してもらおうといったもの。 安芸高田市には約830人の外国人住民がいるが、3/4が技能実習生であり、残りの200名程度の定住・永住者に市役所相談窓口で対応している。市役所では相談員や職員、国際交流協会6～7名体制で相談に対応しているため、丁寧な対応・フォローができています。 外国人と日本人の間をつなぐ人材を生み出していく役割の多文化共生コーディネーターは、前述の広島県事業の中で対応している(市・交流協会職員等ではない)。 <p>➢ 外国人の地域活動への参加の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前は地域振興会に入っていないと避難所に入れないといった風潮も一部であったが、入るものは拒まないという地域が増えている。 	地域づくり
		<p>● 地域文化交流による地域の活性化(外国人市民の地域の伝統文化継承組織への加入)</p> <p>➢ 具体的な施策内容(市/伝統文化組織の役割、方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安芸高田市は神楽や田楽が有名であり、田楽に外国人が参加している。楽団が囃子を演奏しながら女性が田植えをするもので、数年前から外国人が参加してきたが2019年から大々的に実施するようになった。 地域としても文化の担い手が減ってきている中で、文化の継承に加えて地域の交流にもつながっている。 <p>➢ 外国人の伝統文化継承活動への参加の現状(活動状況、効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> 2019年はタイ人の実習生が田植え役となったが、2020年も募集をして10名の応募があった。 地域住民も前向きであり、反対・抵抗を示す人はいない。 	地域づくり

3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	対象自治体	上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて
都道府県	宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ● とくになし
都道府県	静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人県民の増加及び多国籍化が進んでおり、全ての外国人県民の母語に対応する多言語化には限界がある。そのため、外国人とのコミュニケーションを図る手段として「やさしい日本語」の活用促進に取り組んでいる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 現状では多文化共生より、むしろ観光客誘致の事業での活用がメインになっている。 ➢ 文化共生に関する施策で「やさしい日本語」を活用することについては、施策分野によっては難しい。 <ul style="list-style-type: none"> ● 例えば介護分野では、県内のなまりの強い地域だと、介護サービス利用者の高齢者の言葉が聞き取りづらい等、やさしい日本語の普及では対応できないコミュニケーションの問題がある。 ● 文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用し、日本語能力が十分でない外国人県民が、生活に必要な日本語能力を習得する体制の構築を進めている。
政令市	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人総合相談窓口の設置が、岡山市のプランにおける注力分野と認識している。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法務省の補助金を受けたものであり、市内でも特に外国人住民が多い北区役所の外国人登録窓口の隣に設置した。 ➢ これまでも「友好交流サロン」事業の中で多言語による相談を受け付けてきたが、しかるべき場所に設置したことで相談件数が飛躍的に増加。 ➢ 友好交流サロンでは英語・中国語・韓国語、外国人総合相談窓口では英語・中国語・ベトナム語に対応した嘱託職員が常駐しており、相談内容を市役所内や市役所外の関係機関につないで対応している。

3. 上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて

区分	対象自治体	上記の施策以外に、指針・計画等に明記された施策のうち、特に注力しているものについて
市区町村	福井県 越前市	<ul style="list-style-type: none"> ● やさしい日本語の利用を推進したい。今後はカンボジア人など他のアジア圏の住民の増加も予測される中、すべての言語に翻訳して対応するには物理的にも財政的にも限界がある。外国人住民には、やさしい日本語が分かる程度までは勉強してもらい、日本人もやさしい日本語でやりとりできるようにコツを学ぶ。 ➤ 国の発信する情報にも、やさしい日本語のものも提供してもらいたい。自治体として周知する際、情報の大枠まではやさしい日本語にできるが、行政の情報は様々な補足や断り書きなどが含まれがちであり、自治体側で対応しきることは難しい。 ● 教育・保育分野は取り組むべき課題が多い。関係者に話を聞いて回ってはいるが、日本語のプレスクールを開くにしても、教員免許を持ち日本語とポルトガル語を話せる人材を見付けられていない。 ● 現在、不就学児はおらず、高校進学率も100%であるが、高校に入り義務教育から離れるとアプローチが難しくなることが課題である。高校まで卒業させられれば、少なくともバイリンガルの有用な人材になると考えている。
市区町村	広島県 安芸 高田市	<ul style="list-style-type: none"> ● 本来はプランにおいて、在留資格に応じた対応方針を示さなければならないと認識している。その中で、定住・永住を見込めるような施策に取り組む必要がある。 ● 市の検討範囲を超えてしまうが、国として移民政策・在留資格の在り方を見直していく必要がある。人口減にどう対応するかという観点では、市のレベルではどうにもできない部分もある。 ● 情報を外国人住民に受け取ってもらえるように発信するか、多言語にするなら翻訳、日本語とするなら日本語教育をどのように展開するかなど、予算に反映していく必要がある。



NTT DATA

Trusted Global Innovator

地方公共団体における多文化共生推進の取組状況アンケート

【回答要領】

- 本様式は、①表紙・回答要領（本シート）、②調査票様式、③データ抽出用シート、④データ集約用シートの4種類により構成されています。以下の回答要領を確認のうえ、Microsoft Excelにて②の調査票様式にご回答ください。 ※市区町村の方は、③・④のシートは使用しません。
- 質問文の直下に設問ごとの回答方法（例：択一回答、複数回答、等）の記載がありますので、これに沿って回答してください。
 - ・ 択一回答：該当する選択肢の番号を回答欄に入力（例：『1-a』）
 - ・ 複数回答：該当するすべての選択肢の回答欄に『○』を入力
 - ・ 自由記述：貴団体の状況を回答欄に自由回答（該当なしは空欄又は『特になし』と記載）
- 回答が完了していない（抜け漏れがある）場合、各設問の回答欄の下に「未回答の項目があります。確認してください。」というメッセージが表示されます。このメッセージが消えるのを確認し、次の設問に進んでください。
- 回答欄以外への入力や、セルの挿入・削除は行わないでください。
（とりまとめ用のシートが適切に機能しなくなるため）
- 市区町村の御担当者は、本アンケートへの回答が完了したら、回答済のファイルを電子メールに添付し、貴団体が所在する都道府県のご担当者へ送付してください。
- 本アンケートの回答は、集計結果として公表する予定ですが、回答の個票は公開しません。
- 本アンケートに関してご不明点がございましたら、以下の担当者までお問合せください。
総務省自治行政局国際室 村上、志田
Email:kokusai@soumu.go.jp TEL:03-5253-5527

地方公共団体における多文化共生推進の取組状況アンケート

■ 回答者情報を記入してください。

都道府県名		市区町村名 (郡は不要)	
担当課名			
担当者名			
電話番号 (ハイフン不要)			
メールアドレス			

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-01】 貴団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況について選択してください。

◆ 回答方法：択一回答

(選択肢)

1. 策定済 2. 未策定 (策定に向け準備・検討中の場合を含む)

回答

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-02】 貴団体では以下に示す多文化共生推進の取組を実施していますか。各取組について、実施有無および実施方法として当てはまるものを選択してください。

◆回答方法：複数回答

(選択肢)

1. 実施している
1-a. 貴団体が直接実施している 1-b. 貴団体が委託事業により実施している
1-c. 民間組織（NPO、自治会など）の活動を貴団体が補助している
1-d. 民間組織（NPO、自治会など）の活動を広報誌等で周知している
2. 実施していない

No.	取組種別	回答				
		1-a	1-b	1-c	1-d	2
		実施している				実施していない
貴団体が直接実施	委託事業により実施	民間組織の活動を補助	民間組織の活動を広報誌等で周知			
	※ 1 住民全般を対象としたものであって、取り立てて多文化共生推進を意図していない場合は、本設問における「多文化共生推進の取組」に含まないものとします。 ※ 2 貴団体の区域内で実施されていても、国の出先機関等（ハローワーク、労基署等）によるものは含まないものとします。 ※ 3 以下の種別のいずれにも該当しない取組をされている場合には、その他の欄に具体的な取組内容と実施方法を回答してください。特にない場合は空欄で結構です。					
(1) 窓口等における多言語対応						
①	通訳の配置					
②	タブレット端末（多言語翻訳アプリ）の配置					
③	自治体ウェブサイトの多言語化					
④	職員に対する研修					
⑤	その他1（⇒具体的に）					
⑥	その他2（⇒具体的に）					
⑦	その他3（⇒具体的に）					
(2) 防災に関する支援						
①	防災・災害情報のウェブサイトによる多言語での情報発信					
②	防災・災害情報のメールやアプリによる多言語での通知					
③	災害時における災害多言語支援センターの設置					
④	防災・災害情報の「やさしい日本語」での提供					
⑤	外国人向けセミナー・防災訓練の実施					
⑥	災害時における通訳の活用					
⑦	災害時に備えた関係機関の連携（※ 1 に留意）					
⑧	その他1（⇒具体的に）					
⑨	その他2（⇒具体的に）					
⑩	その他3（⇒具体的に）					

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-02】（前ページの続き）

No.	取組種別	回答				
		1-a	1-b	1-c	1-d	2
		実施している				実施していない
貴団体が直接実施	委託事業により実施	民間組織の活動を補助	民間組織の活動を広報誌等で周知			
	※ 1 住民全般を対象としたものであって、取り立てて多文化共生推進を意図していない場合は、本設問における「多文化共生推進の取組」に含まないものとします。 ※ 2 貴団体の区域内で実施されていても、国の出先機関等（ハローワーク、労基署等）によるものは含まないものとします。 ※ 3 以下の種別のいずれにも該当しない取組をされている場合には、その他の欄に具体的な取組内容と実施方法を回答してください。特にない場合は空欄で結構です。					
(3) 医療に関する支援						
①	医療・保健・福祉に関する情報の多言語化					
②	外国人対応ができる医療機関等の周知					
③	医療機関への通訳の派遣					
④	電話通訳の活用					
⑤	予防接種や子育て支援等に関する情報提供					
⑥	その他1（⇒具体的に）					
⑦	その他2（⇒具体的に）					
⑧	その他3（⇒具体的に）					
(4) 日本語教育						
①	学校等における日本語初期指導教室の開催					
②	外国人児童の指導補助者の配置					
③	地域における日本語教室の開設					
④	外国人児童に対する就学促進（実態の把握と周知徹底）					
⑤	その他1（⇒具体的に）					
⑥	その他2（⇒具体的に）					
⑦	その他3（⇒具体的に）					
(5) 就職支援						
①	就労に関する情報の多言語化					
②	就職ガイダンス等のセミナーの開催					
③	企業と外国人のマッチング支援					
④	外国人向けインターンシップの支援					
⑤	事業主向けセミナーの開催					
⑥	その他1（⇒具体的に）					
⑦	その他2（⇒具体的に）					
⑧	その他3（⇒具体的に）					

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-02】（前ページの続き）

No.	取組種別	回答				
		1-a	1-b	1-c	1-d	2
		実施している				実施していない
貴団体が直接実施	委託事業により実施	民間組織の活動を補助	民間組織の活動を広報誌等で周知			
	※ 1 住民全般を対象としたものであって、特に多文化共生推進を意図していない場合は、本設問における「多文化共生推進の取組」に含まないものとします。 ※ 2 貴団体の区域内で実施されていても、国の出先機関等（ハローワーク、労基署等）によるものは含まないものとします。 ※ 3 以下の種別のいずれにも該当しない取組をされている場合には、その他の欄に具体的な取組内容と実施方法を回答してください。特にない場合は空欄で結構です。					
(6) (1)～(5)の分野以外で重点的に取り組んでいる施策						
①	その他1 (⇒具体的に)					
②	その他2 (⇒具体的に)					
③	その他3 (⇒具体的に)					

【Q-03】 防災に関する取組についておたずねします。

(1) 貴団体では、災害時に、外国人被災者を支援するため、多言語による行政情報や生活情報の提供などを担う体制（災害多言語支援センター等）を整備することとしていますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. している 1-a. 災害時に、貴団体内に体制を整備することとしている 1-b. 災害時に、関係団体（国際交流協会等）内に体制を整備することとしている 1-c. 災害時に、貴団体と関係団体（国際交流協会等）の共同で体制を整備することとしている 1-d. その他 (⇒具体的に) 2. していない
--

回答 (1-dを選択した場合、具体的な整備内容)
<input type="text"/>

未回答の項目があります。確認してください。

(2) (1)で「1. している」と回答した団体におたずねします。

これまでに災害時において(1)の体制が実際に整備されたことはありますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. ある (⇒直近で整備された災害の時期及び名称) 2. ない

回答 (1を選択した場合、災害の時期と名称)

--	--

未回答の項目があります。確認してください。

(3) (1)で「1. している」と回答した団体におたずねします。

(1)の体制について、貴団体の地域防災計画に明記していますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. している (⇒明記した年度) 2. していない

回答 (1を選択した場合、明記した年度)

--	--

未回答の項目があります。確認してください。

(4) (1)で「1. している」と回答した団体におたずねします。

(1)の体制の整備にあたり、貴団体と関係団体（国際交流協会等）との間で役割分担がなされていますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. 協定等で役割分担を明確化している 2. 協定等はないが、実質的に役割分担を行っている
3. 役割分担はない（どちらか一方のみが担っている） 4. その他 (⇒具体的に)

回答 (4を選択した場合、分担の内容)

--	--

未回答の項目があります。確認してください。

(5) (1)で「1. している」と回答した団体におたずねします。

(1)の体制の整備にあたり、貴団体は費用を負担することとしていますか。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. している (⇒負担している主な経費)	2. していない
-----------------------	----------

回答	(1を選択した場合、主な経費)

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-04】 貴団体では多文化共生の推進を所管する担当部署を設置していますか。あてはまるものを選択してください。

◆回答方法：択一回答

(選択肢)

1. 設置している 1-a. 組織として設置している 1-b. 専門の組織としては設置していないが、多文化共生推進の専門の担当者を置いている 2. 設置していない
--

回答	
----	--

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-05】 貴団体では施策の企画・実施にあたり、多文化共生の担当部署が中心となって部局・関係機関間の連携をとっていますか。連携している場合、その内容を選択してください。

◆回答方法：複数回答

(選択肢)

1. 連携している 1-a. 多文化共生の推進に係る指針等の策定や進捗の確認を行っている 1-b. 多文化共生に係る庁内の施策を取りまとめている 1-c. 関係部署や民間団体との定期的な会議を行っている 1-d. 庁内全体の多言語化を推進している 1-e. その他 (⇒具体的に) 2. 連携していない

回答						
1-a	1-b	1-c	1-d	1-e	(1-eを選択した場合、具体的な連携内容)	2

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-06】 貴団体が行っている多文化共生推進の取組のうち、特に効果大きい（手ごたえがある）と感じているもの（複数回答可）について、取組内容とその効果を回答してください。

◆回答方法：自由記述

回答							

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-07】 貴団体における外国人住民の状況やこれまでの経緯などの地域特性を踏まえて実施している、国の補助制度の対象とならないような独自事業があれば概要を回答してください。

◆回答方法：自由記述

回答							

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-08】 多文化共生推進の取組に特に必要と考えられる要因を選択してください。

◆回答方法：3つまで複数回答

(選択肢)

1. 全庁的な体制の設置	2. 庁内関係部署の理解・協力	3. 担当職員の育成
4. 民間団体（受入れ機関、NPO、国際交流協会）との連携	5. 外部有識者の関与・助言	
6. 財源	7. その他（⇒具体的に）	8. 特になし

回答							
1	2	3	4	5	6	7	8
(7を選択した場合、具体的な内容)							

未回答の項目があります。確認してください。

【Q-12】 市区町村におたずねします。

貴団体における在留外国人の概況として、住民基本台帳（令和元年12月末時点）に基づいて以下に回答してください。割合は小数点第3位を四捨五入してください。

No.	確認項目	回答		
		国籍・資格	人口	
(1)	貴団体の人口 (日本人・外国人の合算)	総人口		
		男性		
		女性		
		～14歳		
		15～64歳		
		65歳～		
(2)	外国人の男女別人口	男性		
		女性		
(3)	外国人の年齢階層別人口	～14歳		
		15～64歳		
		65歳～		
(4)	外国人人口の多い国籍及びその人口 (上位3つ)	1位		
		2位		
		3位		
(5)	外国人人口の多い在留資格及びその人口 (上位3つ)	1位		
		2位		
		3位		

【Q-14】 その他、本アンケートにかかる内容でご意見等ございましたら、下記にご回答ください。

◆回答方法：自由記述

回答

調査は以上となります。ご協力いただき有難うございました。